

鳩山秀夫：人と業績（2・完）

七戸，克彦
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/7318924>

出版情報：法政研究. 91 (1/2), pp.33-154, 2024-10-08. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



鳩山秀夫——人と業績（2・完）

七 戸 克 彦

I 序：「学説継受」期に関する基礎的考察

- 1 日本民法学史における「学説継受」期の位置づけ
- 2 「学説継受」期の学者群像 以上90巻4号

II 生い立ち・就学時代

- 1 幼少期（明治17年2月～23年3月：0～6歳）
- 2 東京高等師範学校附属小学校・中学校（明治23年4月～34年3月：6～17歳）
- 3 第一高等学校（明治34年9月～37年7月：17～20歳）
- 4 東京帝国大学法科大学（明治37年9月～41年7月：20～24歳）

III 講師・助教授・教授時代

- 1 講師（明治41年9月～43年3月：24～26歳）
- 2 助教授（明治43年3月～大正5年5月：26～32歳）
- 3 教授（大正5年5月～15年4月：32～42歳）

IV 教授退官後

- 1 大正15年～昭和12年（42～53歳）
- 2 昭和13年～昭和20年（54～61歳）
- 3 逝去（昭和21年1月29日：61歳）

V 付：民法学説の実務に及ぼした影響評価

- 1 日本民法学史の第2期の特徴
- 2 鳩山法学の判例への影響
- 3 鳩山秀夫と自由法 以上本号

Ⅱ 生い立ち・就学時代

【18】 山田作之助は、鳩山秀夫と我妻栄を対比して、次のように述べている。⁽¹¹⁴⁾

茲で、両者の人柄をみるに、鳩山先生は令兄一郎氏と共に、人も知る如く、先代鳩山和夫博士、同春子夫人という、明治時代における最高の教養ある模範家庭に育てられたのである。明治初期時代の指導者階級がそうであったように、英国を学び総て英国流たらし、殊に和夫博士はエール大学卒業の英法学者であられたので、この家庭環境から、自然、秀夫先生も英国流の物の考え方、英国的教養が身についていたのである。従って、秀夫先生の学風をみるに、勿論ドイツ法を専攻されたので、ドイツ法的ではあるが、いわば、英国風の物の考え方がある上に、学ばれたドイツ法とも言うべきである。従って、その学風も、ドイツ法的の形式論理と説明について、他人の追従を許さない最も卓越した才能をもって平明にして、巧妙なる文句を駆使して、いとも簡明に、いかなる難問題も解明せられ、しかも、もっとも妥当な結果の抽出に努力せられたのである（この点も、前示末弘説の所謂鳩山学説が裁判官に歓迎された理由であろう⁽¹¹⁵⁾）。しかし、これだけとみるは皮相な考えである。鳩山先生は常に法律的判断、法律的解释をするに当っては、そのおくに、法律判断の「妥当性」ということを尊重し、これを遵守し、これを法条解釈の指導理念とせられ、最も華麗な技術を駆使し、もって妥当な結果の抽出に努力したのである。そして、先生は、最後に、『債権法に於ける信義誠実の原則』（大正13年法協）と題する大論文を発表され、この論文において「条理」をもって、私法関係の最高指導原理とする立場をとられた。しかも、その具体的適用にあたっては、民法の理論的体系を破壊せず、いわば民法の概念を信義則によって柔軟化し、民法の内部からする修正改築を念とし、従って、常に中庸を失せず、条理をもって指導原理とするとの信念を堅持された。私は、鳩山先生のこの信念は、前述の英国式家庭のフンイキから生れてきているものと確信するものである。

(114) 山田作之助「鳩山秀夫先生と我妻栄君」『我妻栄先生追悼 特集・我妻法学の足跡』ジュリスト臨時増刊563号（昭和49年）148-149頁。

(115) 〔七戸注〕山田作之助・前掲注（114）147-148頁引用の『日本の法学』（日本評論社、昭和25年）56頁〔末弘巖太郎〕……〔初出〕「（座談会）日本法学の回顧と展望」法律時報20巻12号（昭和23年）21頁……〔所収〕『債権法における信義誠実の原則』（有斐閣・学術選書4、昭和30年）「付録二 鳩山秀夫先生の思い出——ドイツ法学と関連して」461頁、我妻栄「鳩山・穂積両先生の思い出」『民法と五十年——身辺雑記（4）』（有斐閣、昭和42年）138頁。

一方、翻って、我妻栄君の学説を見るに、……〔略〕……。

ここで、鳩山先生にあって、我妻君にないものは何であろうか。鳩山先生は、フランス語にも通じておられたようであるが、とにかく両者の相違は、鳩山先生の蕩性という点であろう。先生は、日常生活において、ゴルフ・テニス・玉突き・碁・麻じゃん・花合せ・トランプ等のほか、時には声楽もやられた。何れも素人の域を脱しておられる。これに反し我妻君は碁・トランプ・玉突き位いはなんとかこなせたが、鳩山先生に比べると問題にならない。鳩山先生のこの蕩性は、何に由来するか知る由もないが、松本烝治先生も一役買っていることは事実であろう。

……〔略〕……。

丁度、我妻君の葬儀の日（〔昭和48年〕10月26日）は、私の亡き妻〔道（道子）〕の一周忌に当たっていたので、当日は田中耕太郎・我妻栄・田中二郎・横田正俊・奥野健一・草鹿浅之介氏夫婦を御招きしていたのであるが、我妻君からは、自筆の葉書で出席を通知して下さっていたのに、その直後逝去されてしまった。

当日は、田中耕太郎先生の令夫人〔松本烝治の長女・峰子〕も出席して下され、我妻君の話から、鳩山先生のことに移り、「私の父（松本烝治先生）の申すには、鳩山先生に酒を飲ますことを教えたのは、私なんだ、私がベルリンに居た時、鳩山が留学生として、やって来た。酒もタバコも飲まない優等生だったから、酒位い飲まなければと言って、2、3回酒場に飲みに連れて行ったら、2ヵ月位いしたら、すっかり酒を飲むことを覚え、半年もしたら手に負えない程、強くなり、これでは大変だと千代子夫人を呼び寄せたのだ」と言っておられた程である。

以上の山田作之助の文章には、賛同できる部分と、そうでない部分とがある。

ア 鳩山の「人格」の形成要因

【19】 第1に、鳩山秀夫の父・和夫の留学先は英国ではなく米国であり、母・春子も米国留学が決まりかけていた人であるから、文中の「英国」は「米国」と読み替えるのが適切と思われるが、鳩山秀夫の「人格」形成に、「英国〔米国〕式家庭のフニイキ」が多分に影響していることは間違いあるまい。

イ 鳩山法学の「変遷」

【20】 しかし、第2に、彼の「学問」についていえば、鳩山法学は——、
〔前期（第1期）〕 留学前の明治43～44年『法律行為乃至時効』

〔中期（第2期）〕 留学帰朝後の大正5年教授昇任後の『日本債権法（総論）』から、大正7～9年『同（各論）』上・中・下巻

〔後期（第3期）〕 大正9～10年の「所有権より生ずる物上請求権」「財産法改正問題概論」から、欧州出張より帰国後の大正12～13年『日本民法総論』上・下巻と大正13年「債権法に於ける信義誠実の原則」——の3期に分かれるところ、末弘巖太郎が言及した鳩山法学の最高峰〔中期（第2期）〕の『日本債権法（総論）』と、山田作之助が挙示する最後の大作〔後期（第3期）〕の「信義誠実の原則」との間には、無視できない懸隔が存在する。

ウ 鳩山の「蕩性」

〔21〕 問題個所の第3は、鳩山秀夫の「蕩性」という点であり、山田は「蕩性」の内訳を、①ゲーム（勝負事）好きと、②酒好きの2つを合わせた意味で用いている。しかしながら、両者は基本的には別物であって、このうちの①は、上記第1の「人格」形成と同じく、幼少期からの家庭教育に由来するものである。一方、②は、父・和夫ゆずりの大酒飲みの性癖を抑えきれなくなったもので、留学時代の松本蒸治の件は、種々存在するエピソードのうちのほんの一片にすぎない。

そこで、以下では、彼の生まれ育った環境から話を始めることにしよう。

1 幼少期（明治17年2月～23年3月：0～6歳）

〔22〕 鳩山秀夫は、鳩山和夫・春子夫婦の二男として、明治17（1884）年2月7日(116)東京市牛込区東五軒町51番地に生まれた。

(116) 鳩山秀夫について触れた鳩山家の人物の著作・伝記等には、以下のものがある。

- ① 鳩山春子『我が子の教育』（婦女界社、大正8年11月）……〔復刻〕『人間の記録3』（日本図書センター、平成9年2月）、広井多鶴子＝鈴木智道（監修）文献選集：近代の親子問題（第1期・親子関係と子育ての変容）』（日本図書センター、平成28年5月）
- ② 鳩山春子（編）『鳩山の一生』（鳩山春子、昭和4年10月……〔復刻〕『伝記叢書265』（大空社、平成9年）
- ③ 鳩山春子『自叙伝』（鳩山春子、昭和5年2月……〔復刻〕『日本人の自伝7 高群逸枝・鳩山春子』（平凡社、昭和56年3月）、『伝記叢書78』（大空社、平成2年）
- ④ 高橋勝介『婦人鑑・鳩山春子女史』（三友堂書店出版部、昭和6年6月）……〔注〕同書は、「第1編 鳩山春子女史」「第2編 鳩山一郎氏」「第3編 大井玄洞翁」の3編からなり、各編別にページ打ちがされているが、同書の「第1編」と「第3編」を入れ替えた書籍が、高橋勝介『大井玄洞翁と鳩山一郎氏』（三友堂書店出版部、昭和6年6月）である。

（1） 家族

ア 父・和夫

【23】 鳩山一郎・秀夫兄弟の父・鳩山和夫は、美作勝山藩士（江戸藩邸留守居役）鳩山重右衛門博房と妻・喜久子（菊子）の四男として、安政3年4月3日（1856年5月6日）江戸虎の門の勝山藩江戸藩邸に生まれた。⁽¹¹⁷⁾

（ア） 祖父・博房、祖母・喜久子

【24】 和夫の父（秀夫の祖父）博房の実家は、鳩山家と同じ勝山藩士の小川家で、博房は鳩山嘉平治の養子に入ったものである。

一方、和夫の母（秀夫の祖母）喜久子は、勝山藩士・三浦数馬の二女で、17歳で鳩山博房に嫁いだ。⁽¹¹⁸⁾

2人の間には5男3女が生まれたが⁽¹¹⁹⁾、女子3人の氏名等については不明。男子

-
- ⑤ 鳩山一郎「鳩山和夫」相馬基（編）『父の映像』（東京日日新聞社＝大阪毎日新聞社、昭和11年6月）37頁……〔復刻〕『筑摩叢書320』（筑摩書房、昭和63年3月）
- ⑥ 鳩山一郎『私の自叙伝』（改造社、昭和26年6月）
- ⑦ 鳩山一郎『私の信条』（東京文庫、昭和26年8月）
- ⑧ 鳩山一郎『ある代議士の生活と意見』（東京出版、昭和27年11月）
- ⑨ 鳩山一郎『鳩山一郎回顧録』（文藝春秋新社、昭和32年10月）
- ⑩ 鳩山一郎『私の履歴書・第7集』（日本経済新聞社、昭和34年2月）95頁
- ⑪ 中河幹子『珠玉の人——鳩山薫先生伝』（日輪閣、昭和42年1月）
- ⑫ 宮崎吉政『鳩山一郎（日本宰相列伝19）』（時事通信社、昭和60年12月）
- ⑬ 青山春雄（著）／国政問題調査会（編）『日本の政治——鳩山一郎とその系譜』（国政問題調査会、昭和61年5月）
- ⑭ 豊田穰『鳩山一郎——英才の家系』（講談社、平成元年2月）……〔文庫〕『英才の家系——鳩山一郎と鳩山家の人々』（講談社文庫、平成8年10月）
- ⑮ 鳩山一郎（著）／川手正一郎（編・監修）『若き血の清く燃えて——鳩山一郎から薫へのラブレター』（講談社、平成8年11月）
- ⑯ 鳩山一郎・薫（著）／伊藤隆＝季武嘉也（編）『鳩山一郎・薫日記（上巻・鳩山一郎編）（下巻・鳩山薫編）』（中央公論新社、平成11年4月、平成17年3月）
- ⑰ 増田弘＝中島政希（監修）『鳩山一郎とその時代』（平凡社、令和3年3月）
- (117) 「辰年生れであったところから、その幼名は辰之助と名づけられてゐたが、或る時父博房から『地の利は人の輪に如かず』と諭された事があって大いに悟り、自ら和夫と改名した」という。『鳩山の一生』前掲注(116)②5頁。
- (118) 喜久子（菊子）の実家である三浦家の詳細は不明であるが、勝山藩主の三浦家と同じ氏を名乗るところよりすれば、主家の縁戚と推測される。なお、安藤紫陽＝箕輪撫鬢（編）『名士の父母』（文武堂、明治36年）の「鳩山菊子」の項には、次のようにある（21頁）。「刀自〔喜久子〕の実家は藩主の分家なりしかば、小藩とは云へ素より裕福の生計とて、女一通りの教育は万事昔風に仕込まれつ業成るに及びて鳩山家へは興入しぬ」。
- (119) 安藤＝箕輪＝前掲注(118)21頁には、「いつしか二人が間に6人の児を挙ぐるに至りぬ、さりながら中4人は不幸にして世を早うし、今尚健全なるは和夫氏と其兄小川盛重氏の2人の

5人については、以下の通りである。⁽¹²⁰⁾

長子又蔵、二男盛重、三男十太郎、四男和夫、五男五郎といふ順序であったが、父博房は「家には良い子を残したい」といふ意向でもあったか、最も学問を好み且つ将来を嘱目された三男十太郎をその後継に選び、他の3人は悉くこれを養子に出したのであった。すなはち長男又蔵は富裕な商家藤田氏に入り、二男盛重は父博房の実家（父は鳩山家の養子であった）たる同藩中の小川家を継がしめ、四男和夫は母喜久子の生家たる三浦姓を襲はしむることにしたのである。

しかし、鳩山が成人した後に長兄又蔵は早世し、三男十太郎もまた鳩山が13歳の時に肺結核で齢15といふに既に世を去った。この時は明治元年で恰も上野の戦争中であったけれども、鳩山家の相続はそのまゝ数年を経過し、後に鳩山が米国に留学するに及んで、その在米中に三浦家を去って鳩山家に復帰し、父の家を継ぐことになったのである。

（イ） 米国留学

【25】 最も優秀であった三兄・十太郎の死を契機に、和夫は熱心に勉学に取り組むようになり、藩の貢進生として明治3年10月大学南校に入学、明治8年7月文部省第1回留学生として5年間の米国留学を命ずる辞令が交付され、10月17日渡米してコロンビア大学に入学し、ジャクソンという親切な老婦人の許に寄宿して恵まれた生活を送り、2年後の明治10年5月16日法学士を取得する。⁽¹²¹⁾

だが、その前月、父・博房は夜半強盗の凶刃にかかり死去していた。明治10年4月26日のことである。先の引用に「在米中に三浦家を去って鳩山家に復帰し、父の家を継ぐことになった」とあるのは、⁽¹²²⁾そのためである。

父・博房の訃報に接して悲嘆に暮れる日々を送る彼を救ったのは、エール大学に転じた下宿先の女主人・アボット夫人であった。夫人の庇護を受けて回復した和夫

み」とあるが、鳩山和夫の死去（明治44年10月3日没）後の十日祭（同月12日）における二兄・小川盛重の祭文（『鳩山の一生』前掲注（116）②197頁）には、「抑も同胞8人なりしに6人は疾く已に世を去り、今日まで存世せしは君と小兄のみ」とある。

（120）『鳩山の一生』前掲注（116）②5頁。

（121）なお、東京都文京区音羽の鳩山会館（旧鳩山一郎邸。【113】）2階展示室（一郎記念室）の硝子ケースには、和夫の米国留学時代の講義筆記ノートが展示されている（コロンビア大学時代かエール大学進学後かは不明）。

（122）鳩山一郎・前掲注（116）⑥31頁にも、「父が鳩山姓に復したのは、ずっと後年に至って在米中のことと聞いている」とある。

は、明治11年6月26日法学修士、明治13年7月1日法学博士を取得する。

伝記はいう。「斯うして鳩山は米国の家庭において自由な、紳士的な、人格的な、そして同時に実際的な生活をしてその性格に影響を享くところが多かった」⁽¹²³⁾。

【26】 翌8月上旬に帰朝した和夫は、8月30日東京大学法学部講師に任ぜられる。⁽¹²⁴⁾
帰朝後の住居は、東京市京橋区弥左衛門町4番地。⁽¹²⁵⁾

そして、翌明治14年11月16日彼は多賀春子と結婚する。挙式は春子が女子師範学校を卒業する同年7月とされていたところ、同月に和夫が東京大学の卒業式で行った演説が、時の大蔵卿・佐野常民の逆鱗に触れ、和夫は大学を辞して代言人試験の受験勉強に励んでいたための延期である。

イ 母・春子

【27】 鳩山一郎・秀夫兄弟の母・春子は、文久元年3月23日（1861年5月2日）信濃国松本藩士・渡辺幸右衛門と妻・賢子の五女として松本に生まれた。

維新後に多賀努と改名した父は、郷里と東京を往復する日々を送っており、明治7年13歳の春子は父に連れられて上京し4月竹橋女学校に入学、明治10年同校廃止のためお茶の水東京女子師範学校に新設された別科英学科に入学した春子は、翌明治11年9月師範科本科に進学し、翌12年5月には米国フィラデルフィア女子師範学校への入学許可が下りるも、しかし、同年8月政府の都合により留学は中止となる。

【28】 明治14年7月30日東京女子師範学校卒業後は、8月9日母校に就職し、11月16日代言人試験を終えた鳩山和夫と結婚するのであるが、2人の仲を取り持ったのは、神津専三郎——明治8年鳩山和夫ら開成学校留学生と同船で米国に留学し、⁽¹²⁶⁾明治11年帰国後は春子が学ぶ東京女子師範学校の訓導兼幹事となっていた——であった。神津は、その後の明治13年米国視察より帰国する際も鳩山と同船になり、

(123) 『鳩山の一生』前掲注(116)②5頁。鳩山一郎・前掲注(116)⑦261頁も、父・和夫の「生まれつきの寛容、親切、思いやりの深さが、6ヵ年もひとり寂しく異邦の学府で暮らして、アメリカ人の正直さと寛厚さに接して磨きをかけられ、それでそのような性格に出来あがったのだと私は考える」とする。

(124) 『東京大学百年史（部局史1）』（東京大学、昭和61年）27頁。

(125) 鳩山一郎・前掲注(116)⑥74頁。

(126) 『鳩山の一生』前掲注(116)②「鳩山の日記」438-439頁〔明治8年〕「7月24日 開成学校生徒にして今般留学の命を奉じたるものは11人なれども、別に米国師範学校に入るべきもの3人も亦文部省の命を奉ぜり、曰く伊沢修二、曰く高嶺秀夫、曰く神津専三郎、すなはち我が輩等と合して14人、静岡の人目賀田種太郎之が監督たり、別に妹君緑君を携ふ」。

「船中の徒然に話は偶然に鳩山の結婚問題に及び、神津氏は頻りに鳩山に対して結婚を勧め、また神津氏自身で適当な女性を鳩山に配したき旨を語った、これが鳩山の多賀春子と結婚するに至った発端の事情であった」という。⁽¹²⁷⁾

結婚の翌月（明治14年12月）和夫の代言人試験合格が発表され、翌明治15年1月代言人事務を開始した和夫は、それまでの弥左衛門町の居宅を事務所とし、京橋区南紺屋町4番地に自宅を求めた。⁽¹²⁸⁾

翌2月に和夫は東京府会議員に当選、3月には東京代言人組合長に選出され、弥左衛門町の事務所も手狭となったため、5月に事務所を京橋区加賀町16番地に移転、住居も南紺屋町から京橋区三十間堀に移す。

だが、春子は長男・一郎を懐妊したことから、「懐妊となると、市の真中に住居して居っては、健康上悪いから引越することに極め、毎日曜日、鳩山と共に屋敷さがしに出かけました。丁度牛込東五軒町に200坪位な地面付の家屋が見付かりました。これは其後隣地を購入して700坪以上になり、更に新築して、明治24年現今の音羽町に移るまで住みました」。⁽¹²⁹⁾

ウ 姉・かづ（和子・加寿子）

【29】 和夫が米国留学中の明治10年、父・博房の不慮の死により養子先の三浦家と離縁して鳩山家を継いだことは先に触れた（【25】）。だが、養親の命で結婚した相手（名前等不詳）との間には、渡米4か月後の明治9年2月に女兒が誕生していた。後に鈴木喜三郎の妻となる長女・かづ（和子・加寿子）——鳩山一郎の7歳年上・秀夫の8歳年上の姉に当たる人である。⁽¹³⁰⁾

(127) 『鳩山の一生』前掲注(116)②288-289頁。鳩山春子・前掲注(116)③68頁、高橋勝介・前掲注(116)④「第1編 鳩山春子女史」5頁も参照。

(128) これが日本で最初の「法律事務所」といわれる（『鳩山の一生』前掲注(116)②291頁、鳩山春子・前掲注(116)③90-92頁）。

(129) 鳩山春子・前掲注(116)③108頁。一方、鳩山一郎・前掲注(116)⑥93頁にも、次のようにある。「大都市の真中で大切な子供を生むのは考えものである。父もむろん同意見であった。そこで日曜になると、二人はいそいそと屋敷さがしに出かけて行った。ちょうど具合よく牛込区東五軒町に、地面つきの家が見つかった。200坪の地所である。昔は美しい露草が咲いたという江戸川べりの家で、環境も決して悪くはない。祖母と共にそこを購って移ったのは、明治15年の秋もすでに開けた頃おいであった」。

(130) なお、鈴木喜三郎・かづ夫婦の長男・国久によれば、「一郎も秀夫も生前は、母のことを“姉さん、姉さん”と言って親しんでおりました。でも、世間ではあんまり知りませんからね。先妻というところで陰に隠れていますからね」。野村正男「（あの人この人訪問記・第103回）鈴

春子や父・多賀努あるいは結婚話を持ち込んだ神津専三郎が、こうした事情を知⁽¹³¹⁾らなかったとは考えにくい、次のように述べる資料もある。

鳩山氏は、襁褓のうちから、三浦といふ家へ養子にやられた。アメリカに留学する前に、養父の命令で結婚して、かず子（カヅ・加寿子、昭和4年4月23日歿）を産んだが、彼の外遊中に、故あって養子縁組を抹消して、もとの鳩山姓に復ってしまった。かず子は、叔父〔正しくは「伯父」＝二兄の外交官・小川盛重〕の手に養はれて、そのとき〔明治15年〕6歳になってゐたが、その叔父が朝鮮へ渡るといふことを聞いて、幼いものを不便な土地へやることを気の毒に思った春子夫人は、自分の手もとに引取って、養女とした。この、かず子が鳩山氏の実子であることは、鳩山氏も、彼女に話したことはなかったし、無論、一郎氏や、秀夫氏が、知らう筈はなかった。しかし、春子夫人は、一人ですべてを、飲み込んで、自ら進んで、この、薄倖の小娘を引取ったのであった。そして、二人の幼いものには、これを姉と呼ばせ、かず子には、父^{ママ}母と呼ばせて、実子と少しも分け隔てすることなく、手塩にかけて養育して来た。

【30】 泰明小学校からお茶の水高女を卒業した彼女は、明治27年10月13日19歳で当時28歳の鈴木喜三郎と結婚。

結婚の経緯については、次のように述べる文献もある。⁽¹³²⁾

鳩山和夫の養子になった〔誤り。鈴木喜三郎は鳩山の女婿ではあるが養子にはなっていない〕エピソードの如き実に面白い、鳩山和夫が九州旅行中、春子夫人が、推薦者の話をきいて、鈴木といふ若い司法官に面会して見ると、豪放な男性的な、好個の快青年なので、春子夫人が先づ気に入ってしまった。旅行先に居る和夫に早く帰って結婚に立会ってくれと促すと、和夫から

——万事よろしく頼む。

との手紙が来て、和夫の旅行中結婚式を挙げてしまった。かくして彼は鳩山の婿となった。

夫との間に4男3女をもうけるが、昭和4年4月23日逝去、享年53歳。⁽¹³³⁾

本国久さん（上）」法曹210号（昭和43年）11頁。

(131) 高信峽水『母の力（増補版）』（厚生閣書店、昭和15年）261-262頁。なお、鳩山春子・前掲注（116）③107頁に、かず子・一郎・秀夫の3人の子供時代の記念写真が掲載されている。

(132) 小林友治『明日の政権を担ふ人々』（小冊子書林、昭和10年）33-34頁。

(133) 東京朝日新聞昭和4年4月24日夕刊2面「鈴木夫人／死去す」。

エ 姉・豊子

【31】 このほか、上原鹿造の妻・豊子（明治13年2月28日生）は、鳩山和夫の養女である。資料には「明治25年6月23日京橋区山城町3番地士族多賀丑姉亡父敬長女入籍⁽¹³⁴⁾」とあるから、春子の実家・多賀家の縁戚を引きとったのであろう。

夫・上原鹿造との結婚は明治30年12月16日。上原鹿造は、慶応元年12月13日（1866年1月29日）大分県生まれ、明治25年鳩山が校長を務める東京専門学校の行政科を卒業し、翌26年弁護士試験に合格して鳩山の法律事務所に勤務していた鳩山の腹心である。

オ 兄・一郎

【32】 鳩山和夫と妻・春子との間の長男・一郎は、一家が明治15年秋に転居した牛込区東五軒町51番地で、明治16年1月1日に生まれた。

（ア）東五軒町の家

【33】 東五軒町の家については、一郎の追懐談に次のようにある。

- ① 大曲りと石切橋の間に、今も東五軒町という都電の駐車場がある。以前はそこをおりてほんの少し戻る（都心から）と、洋館まがいの附近ではちょっと眼につく二階家があった。私たちがここを去ってから、医学博士片山国幸〔東京慈恵医大整形外科初代教授。日本最初の法医学者（東京帝大医科大学教授）片山国嘉の長男〕氏の医院になった家だから、近くの人々はいまでもよく知っているだろう。200坪の地面づきの家を、父たちはだんだん隣地を買いたして、明治24年7月、つまり此処に住みついて9年目に、現在の音羽7丁目の山上に移る頃には、合わせて700坪あまりの相当広い屋敷⁽¹³⁵⁾となっていた。
- ② 私が生まれたのは東京江戸川べりの東五軒町というところである。そのころは、まだ水がきれいで、江戸川でアユがとれたことは幼年のころのかすかな記憶に残っている。また家の食堂の前にもぶどうの木があって、それにはいあがって、ぶどうをとったのも、淡い思い出である。⁽¹³⁶⁾

(134) 「東京エコーの市勢調査」東京エコー1巻5号（明治41年）9頁。

(135) 鳩山一郎・前掲注（116）⑥94-95頁。

(136) 鳩山一郎・前掲注（116）⑥97頁。

（イ） 愚兄・賢弟

【34】そして、翌明治17年2月7日に二男・秀夫が誕生する。長男の出生から1年1か月後の年子である。

弟・秀夫については、ひ弱で繊細なイメージがつきまとうが、しかし、これは、もっぱら極端に活発な兄・一郎との対比から生まれた相対的な評価であって、世間一般の平均から見れば、秀夫もまたすこぶる明朗闊達な社交家・外交家である。

この点については、母・春子の言を引こう。

- ① 一郎などは1年位からもう立つことは勿論、少し歩くことも出来ましたのに、秀夫の方はさうでなくて、漸くはひ始める位でした。それでも言葉だけは判然と云へたので御座います。尋常中学校位までは級中で一番小さいのを見ると、それはいつでも秀夫でありました。斯く小さな秀夫も、高等学校入学後一時に丈背が伸びまして、大学卒業頃には尋常の人位までに成人しました⁽¹³⁷⁾。
- ② 私の子供の一郎と秀夫とは、たった一つ違ひの兄弟でしたから、先づ同年と見てもよい様な有様でありましたが、私の身体の極めて健全な時に設けた一郎の方は丈夫で発育が極めてよく、年齒よりも遙に大きく、これに反して秀夫の方は至って繊弱なもので御座いましたから、外見は少なくとも4〔～〕5歳位異って見えまして、……〔略〕……。

殊にまた一郎の方は身体も丈夫ですから、始終勃々と動き出したいので余程興味を持たせる様にしなければ冷静に室内で考へ事など好まぬと云ふ風であり、弟の方は反対に室内に閉ち込んで読書とか、数学とかをする方が好きでした。之は身体の弱い所から起る普通の傾向であります、之を放任しておけば益々学問は出来ても身体が発育しません、依って此方は勉強を節制して運動を奨励する必要があります。之に反して長男の方は種々工夫して室内で或る程度だけ静かに頭脳を働かす必要が有ります⁽¹³⁸⁾。

一方、秀夫も次のように述べている⁽¹³⁹⁾。

母の吾々愛児に対する慈愛も亦、実に感謝の外はない。自分は幼少の時非常に体が弱かったので、ドンナに母に心配を掛けたか解らぬ。母が自分を壮健ならしむ可く、

(137) 鳩山春子・前掲注 (116) ③119頁。鳩山一郎・前掲注 (116) ⑥130頁、152頁、168頁も参照。

(138) 鳩山春子・前掲注 (116) ③205-206頁。

(139) 高橋勝介・前掲注 (116) ④「第2編 鳩山一郎氏」26-27頁。

如何に心を勞したかと言ふ事は、今に至ってシミベ／と感ぜられる、自分は体が弱かったからドチラかと言へば引込主義で、室内で書籍にのみ親しむと言ふ風であった。自分が今日の如く壮健になったのは母の御蔭である。

(2) 家庭環境

【35】 鳩山秀夫の生涯は、旧制一高同期の阿部次郎と似ている部分もある。①高校2年次に藤村操の死に遭遇し、②大正3年の『三太郎の日記』は、大正教養主義を代表する書籍として一世を風靡したが（鳩山の代表作『日本債權法（総論）』の刊行は大正5年）、③大正11年『人格主義』の頃から、三木清（我妻栄と一高同期）らの新たな思潮に圧倒されて影響力を失い、④昭和16年に脳溢血を発症した後は急速に衰え、昭和34年死去（鳩山の脳溢血発症は昭和13年、昭和21年死去）。

ただ、以上のうちの①の人格形成期に関しては、鳩山は阿部と違い、「煩悶青年」からほど遠い育ち方をしたように一般には受け取られている。以下では、鳩山の人格形成に及ぼした種々の要因について見てゆこう。

ア 父・和夫の性格

【36】 鳩山秀夫の東大辞職の意向が明らかになった大正14年末に赤松克麿が記した鳩山評は、山田作之助が「蕩性」と表現した（【18】）鳩山の性格について、次のように述べている。⁽¹⁴⁰⁾

鳩山博士を学者として見れば、前述の通りであるが、一個の人間として見れば、多芸多才な通人である。氏は碁もやれば将棋もやる。ゴルフもやればダンスもやる。また柳暗花明〔花柳界〕の趣味についても中々隅に置けないといふ。かくの如く実に趣味が多方面であり、そして何をやっても可成りの所まで熟達するといはれて居る。すなはち極めて器用な、近代的な、そして貴族的な趣味の人である。氏の性格は順境に伸びた人に通有であるところの、善良な御坊ちゃんらしい鷹揚さを備へて居る。氏を親しく知る人は、誰もが氏の性格から流れ出る親切さと快適さを称えないものはない。畢竟するに、鳩山氏は、人としては善良な、多彩な、貴族的快樂児である。

誰もが称える彼の「親切さと快適さ」は、父・和夫の姿を見て育ったためであろう。自身も「友愛」精神を標榜する兄・一郎は、次のように述べている。⁽¹⁴¹⁾

(140) 赤松克麿「卓越せる法律技師」改造 7 卷12号（大正14年）90-91頁。

(141) 高橋勝介・前掲注（116）④「第2編 鳩山一郎氏」22-23頁。

父は亦頗る親切であった、独り一家に対してのみでなく、何人に対しても親切であった、夫れで自分は父の如く何人にも親切でありたいと心掛けて居るが、到底父の如くに徹底した事が出来ぬのを遺憾とする。

イ 母・春子の教育

【37】 一方、母・春子によれば、子供の「頭脳を明晰にする法」は、以下の３点であった。すなわち、①「大食家にしないで、充分に滋養物を食^とらせました事は、頭脳を良くしました一つの原因と思ひます」、②「所謂よく勤め、よく遊ぶ習慣を養成し、一つの遊戯に飽きれば又他の遊戯に転じさせ、実に忙しく興味を以て時間を善用する事の習慣を楽しませました。之が頭脳をよくした第二の原因と考⁽¹⁴²⁾へます」、③「兎に角学問を楽に充分了解させまして、無理に頭脳を疲労させないと云ふ事は、頭脳を良くする第三の原因であると考⁽¹⁴³⁾へます」。

（ア） 食事管理

【38】 上記のうち、①大食の厳禁・滋養物の摂取の件については、明治40年の新聞紙上にも、次のようにある。⁽¹⁴⁴⁾

御飯を頂くにも２杯のものならば１杯にして、そのかはり間食に西洋菓子の滋養分のあるものを食した、……幼少から腹が減ったといつてその子の欲するがまゝに御飯を与へると、胃が拡張する、胃は諸病の原因をなす、……殊に宅の子は法科で至つて脳をつかふ而も明敏な頭脳になって貰はなければ困るから特に胃腸に注意した。

しかし、これでは、育ち盛りの子は、お腹が空いて仕方ないだろう。

（イ） よく学びよく遊ぶ

【39】 兄・一郎はいう。「文部大臣〔昭和６年就任〕になってから小学校で話をする際『善学善遊』といふ題を掲げ、よく学びよく遊ぶといふことは一生懸命に、即ちコンセントレートして学び遊ぶことであると語ったが、これは全く父が私に教へてくれた賜である」。⁽¹⁴⁵⁾ また、「母はあくまでも『よく学びよく遊ぶ主義』の信奉者であつた」。⁽¹⁴⁶⁾

(142) 鳩山春子・前掲注（116）①289頁。

(143) 鳩山春子・前掲注（116）①292頁。

(144) 鳩山春子・前掲注（116）①295頁。

(145) 東京朝日新聞明治40年9月1日朝刊6面「（家庭談）理想の育児法：鳩山春子夫人談」。

(146) 鳩山一郎・前掲注（116）⑤51頁。

(147) 鳩山一郎・前掲注（116）⑥140頁。

このうち「よく遊べ」を担当したのは父・和夫であり、一郎によれば、「父は忙しい中の僅かな暇でも私達と遊ぶのを楽しみにして知らず識らずの間に私達の体を練ることに腐心していたらしく、時に『本日不在』の木札を出しては、私たちの相手をした⁽¹⁴⁸⁾」。のみならず、「試験前などには子供が余り勉強に熱中すると鳩山〔父・和夫〕は『そんなに勉強しては悪い』と云って勉強室から連れ出し、相撲を取ったりなどして無理に寢床に就かしめたが、或る時次子秀夫の如きは『僕にはもっと勉強する権利がある』と笑ひ乍ら示談を申出たくらいであった」⁽¹⁴⁹⁾。

なお、囲碁と将棋を教えたのは、母・春子である。「謹厳をもって聞こえた母が、こういう遊びを知っていたというのは、ひとには意外らしい。母は祖母からこれを習い、元来、負けぬ気の推理に長じた性格も手伝ってか、私たちにはなかなか強い師匠であった⁽¹⁵⁰⁾」。

幼少期より両親の手ほどきで熟達していた種々のゲーム・勝負事については、弟子・我妻栄の追悼座談会でも、次のような話が登場している。「東大の法学部にはゲームや遊びの好きな人たちがかなりいて、我妻先生もその一人だった。……。こういう遊びの要素は、どうも鳩山秀夫先生に源を発するようで、我妻先生は鳩山先生の直接のお弟子のわけです⁽¹⁵¹⁾」。

(ウ) スパルタ教育

【40】 以上の「よく遊べ」に対して、「よく学べ」を担当したのは、もっぱら母・春子であり、「小学校のころは、母が学科はすべて2年くらい先のことをみんな教えてくれていた⁽¹⁵²⁾」という。しかも、勉強の時間に関しては――⁽¹⁵³⁾

私達——私と弟の秀夫——は早朝の3時半から登校前の7時まで約3時間乃至3時間半の間に英漢数の3種目を母から教授された。……。

この早起きの習慣はたとえ暑中休暇といえども決して破ることは許されなかった。

たゞ日曜とか祭日とか、そうした休みの日に限って3時半の起床は4時に、半時間だ

(148) 鳩山一郎・前掲注 (116) ⑨70-71頁。

(149) 『鳩山の一生』前掲注 (116) ②302頁。なお、鳩山一郎・前掲注 (116) ⑥170頁も参照。

(150) 鳩山一郎・前掲注 (116) ⑩98頁。一郎によれば、弟・秀夫の負けん気もまた両親譲りのものとされる (169頁)。

(151) 「(座談会) 我妻栄先生をしのぶ」『特集：我妻法学の足跡』前掲注 (114) 113頁〔加藤一郎〕。

(152) 鳩山一郎・前掲注 (116) ⑩100頁。

(153) 鳩山一郎・前掲注 (116) ⑨72-73頁。

け遅らせるのみだった。今から思うと母の教育方針は一言で言えば精力集中主義であつたようだ。長い時間をだらだら嫌や嫌やながらの勉強を続けてもそれは何の効果もない。それよりは朝早く頭脳の明晰な間に短い時間に精力を集中して、ひたぶるに勉強する、こういったことを主眼に置いたものと思われる。

（3） 女子高等師範学校附属幼稚園（明治21年4月～23年3月：4～6歳）

【41】 幼稚園時代については、兄・一郎の追懐談に、次のようにある。⁽¹⁵⁴⁾

私は明治20年、また弟はそれより1年遅れて、当時お茶の水に在った女子高師附属の幼稚園へ通うことになった。

私たち程度の階級の子供たちは、東五軒町からお茶の水までは一旦飯田橋まで出て水道橋を通り、本郷台に達するまでに相当の坂もあり、車馬の往来も頻繁なので、疲れもしょうし危険も若干ともなう為に、たいがいみな人力車で往復するのが普通であつたけれども、母はだんぜん、私たちをそうさせなかつたのである。いつも一人の女中をつけて、歩いて通いなさいという。むろん運動の為を考えてであろう。私は性来活発なスポーツ好きだから平気だが、弟の方は身体も小さいし、頑健とは程遠かつたからこれは相当のオーバー・ワーク（^{ママ}労役過剰）であつたろう。

2 東京高等師範学校附属小学校・中学校（明治23年4月～34年3月：6～17歳）

【42】 明治23年4月鳩山は東京高等師範学校附属小学校に入学した。

（1） 東京高等師範学校附属小学校（明治23年4月～29年3月：6～12歳）

【43】 鳩山の小学校時代の行状については、我妻栄の次のような文章がある。⁽¹⁵⁵⁾

鳩山秀夫、穂積重遠の二人を、東京高等師範附属小学校で受持った先生の日誌がある。どう廻って手に入れたか、穂積重遠先生が持っておられて、学校に持ってきて我々に見せて下さった。それを見ると実に面白い。

〔鳩山秀夫、教室でアメ玉を食べた故で立たせおきて訓戒す〕 鳩山秀夫は非常に優秀だが教室でおとなしくなんかしていないで、教室でアメ玉を食って騒いでいるんで

(154) 鳩山一郎・前掲注(116)⑥135-136頁。

(155) 我妻栄『民法と五十年・その2——随想拾遺（上）』（有斐閣、昭和51年）200-201頁、『我妻栄講演集・母校愛の熱弁——付・米沢有為会文化講演』（財産法人・自願奨学財団理事会、平成12年）123頁。なお、七戸克彦「我妻栄の青春（3）」『法政研究』88巻3号（令和3年）66頁参照。

す。それを鳩山先生に見せると、「それはそうだよ、お袋はアメ玉なんていうものは絶対に食わせない。西洋菓子のシュークリームなんていうものを食わせるけれど、そんなものより子どもはアメ玉をなめたくてしょうがない。それから氷水を飲みたいと言うとあんな野蛮なものはだめだ、アイスクリームを食べなさい。それでお小遣いをたくさん貰っているんで、学校の途中、氷水を3杯も4杯も飲んだもんだよ」と、言われたものです。

それから、「鳩山春子は米を食わせると頭が悪くなるので、米を食わせないでお菓子ばかり食わせている、なんて新聞なんか書いてあったものだが、そうですか先生」と言ったら、「そんな馬鹿な、君、育ち盛りの者が米食わないで西洋菓子ばかりなんて。私はみんな母親にかくしてやったよ」と言うんです。

このように、小学校時代の鳩山は、やんちゃで快活な少年であったが、小学校時代の担任の日記については、大村敦志『穂積重遠』⁽¹⁵⁶⁾にも言及がある。

ア 新井博次

【44】大村が利用しているのは日記の複製本であるが⁽¹⁵⁷⁾、原本の由来については、幼稚園以来の同期である穂積重遠の言を引こう。⁽¹⁵⁸⁾

私たちが入学したのは明治23年4月で卒業が29年3月だが、それから20年たった大正5年のこと、小石川区大塚窪町の東京高師附属中学校の物置で廃棄処分のため古記録を整理中だった一教師〔中学校教諭（体操担当）宮下丑太郎〕が何心なく1冊の古帳面をあけて見ると、「神保格」という名前があちこちに出ているので、ちょうど高師の教授だった神保に見せた。見るとそれは、小学校6年を通しての担任教師だった新井博次先生の「エンマ帳」⁽¹⁵⁹⁾なのだ。全体それがどうして中学校の方へ行っていたのか中学校ははじめ小学校と同じ場所にあったのだが、わたしたちが中学2年になるとき小学校とはなれてお茶の水にうつり、さらにわれわれが中学を卒業してのち大塚に移転したのだが、その転々の間を持ちまわってよくも紛失しなかったものだ。神保が

(156) 大村敦志『穂積重遠』（ミネルヴァ書房、平成25年）11-12頁。

(157) 穂積重行「結びに代えて——鳩山秀夫のこと」穂積重遠（著）／穂積重行（編）『欧米留学日記（1912-1916年）——大正一法学者の出発』（岩波書店、平成9年）360頁によれば、原本は「現在筑波大学付属となっている同校に保存されているはずだが、拙宅にその副本がある」。

(158) 穂積重遠「小学同窓会の国宝」心3巻6号（昭和25年）50-51頁。

(159) 〔七戸注〕新井博次（文久3.8.9（1863.9.21）-昭和38.16）の履歴に関しては、『古河史蹟写真帖（昭和10年版）』（古河史蹟保存会、昭和10年）40頁。

それを同窓会〔大正６年２月７日築地水交社にて開催の附属中学十四クラス会〕に持って来たので、一同首をあつめて読み合い、大喜び大笑いした。

帳面は「高等師範学校」の記号入りの茶色和罫紙109枚（218頁）、表紙はイタメ紙で「雑録」「担任新井博次」と題してある。毛筆細字の日記風に、各学期の時間割をはじめとして学級管理の模様を詳細に書きつけてある。その内容はだん／＼に拾って行こうが、今日になって見ると明治教育史の貴重な一資料だ。殊にわたしたちにとって興味のあるのは、めいめいの個人的記事のあることで、叱られたり立たされたり留められたりしたことが一々書いてある。その中での記録保持者は木子七郎だが、おれがやるならいつも苦情を言うまいと、その「エンマ帳」を複製した。大こりにこって、用紙から表紙までソックリそのまゝにこしらえ、先生の当時および晩年の遺影、校舎の写真と図面などを添え、藤田嗣治（同小学の下級生）えがく色刷の赤ふさ三角帽の附属小学生像を口絵にした豪華版、それを同窓会員一同にくばったのはよいが、たちまち家庭で子供らに見つけれ、ナーンダおとうさんはビリから何番じゃないか。オヤ立たされたことがあるわ、などと、スッカリオヤじの威厳を損じたものだ。そしてその原本は「同窓会の国宝」だということで、私に保管を托されていたのだが、自宅の戦災に焼け残ったわずかの蔵書の中にそれが残っており、幸にして責任解除、「国宝」はます／＼貴重なものになった次第だ。

【45】 小学校６年間の主な出来事について、穂積重遠の文章を抜き出せば――、

- ① 小学１年……「１年生42人だが、そのうち新入生37人原級生５人で、この落第坊主⁽¹⁶⁰⁾どもがボスになり、先生を悩ましたらしく」。
- ② 小学２年……「明治24年４月からの２年級の記録中、運動会の番組に『フートボール』とあって、５年６年の上級生がやったのだが、これがア式蹴球すなわちサッカーのわが国における初演ではないかと思ふ⁽¹⁶¹⁾」。
- ③ 小学３年……「明治25年４月に始まった第３学年の記録で目につくのは、わたしたち

(160) 穂積重遠・前掲注（158）51頁。なお、秀夫が小学１年の明治23年秋、鳩山家は小石川区音羽町７丁目に転居した。鳩山一郎・前掲注（116）⑩97頁によれば、「この年は父が選挙に負けたときだ〔明治23年７月１日第１回衆議院議員選挙で落選〕。おやじは『こういうときこそ積極的になんでも建設に向かわねば……』」といって、音羽にきたわけである。当時の家は大きな木造家屋で30畳の間があるかと思えば、玉突場もあるという、だだっぴろいものであったが、これはその後、大正12年に建直している」。

(161) 穂積重遠・前掲注（158）52頁。

の級でもフットボールを始めたことで、頻繁にやっている」⁽¹⁶²⁾。

- ④ 小学4年……「明治26年4月から始まった第4学年では、何回か市内見学をさせている」⁽¹⁶³⁾。
- ⑤ 小学5年……「明治27年4月に始まった第5学年については、格別の記事もない。ちょうど日清戦争最中なのだが、それについてもあまり多く書いていない」⁽¹⁶⁴⁾。
- ⑥ 小学6年……「いよ／＼卒業も近くなったので、生徒に『将来如何なる人にならんと思ふか』という問を出した、その筆答が記録してあるが、……軍人や軍医が多いのは、明白に日清戦争の影響だが、……その他大部分は父の職業をそのまま書いているのだ。鳩山の『弁護士』わたしの『学者』（法律学者の意味）などは正にそれだ。その時書いた通りになった者は、中將と鳩山とわたしとそれから医者⁽¹⁶⁵⁾の4人だけだ」。「かくして、明治29年3月19日の卒業式になった次第で、卒業者46名（退学者落第者もあったが中途入学者が多かったので増員）の姓名が成績順に書いてあるが、1番が高嶺秀一郎、2番が神保格、3番が鳩山秀夫⁽¹⁶⁶⁾だった」。

イ 鈴木米次郎

【46】 なお、上記複製本には、穂積や鳩山の小学・中学在校時代の唱歌教師であった鈴木米次郎も寄稿している。

慶応4年2月6日（1868年2月28日）旗本・鈴木重教の二男として江戸麻布^{こうがい} 筈町^{ちょう}に生まれた彼は、明治21年東京音楽学校（現：東京芸術大学音楽学部）卒業後、神奈川県尋常師範学校から、明治22年には第一高等中学校を経て、明治24年から36年まで東京高等師範学校附属学校に赴任し、生徒たちに唱歌を教えた。一高時代の唱歌指導は、旧制高校の寮歌の形成に影響を与えたが⁽¹⁶⁷⁾、穂積や鳩山らは、小学2

(162) 穂積重遠・前掲注（158）52頁。

(163) 穂積重遠・前掲注（158）52頁。53頁「われわれの小学4年⁽¹⁶²⁾のときの市内見学も謂わば社会科の青空教室だったのだ。おもしろい事にはその学年第2学期の試験問題が記録してある中の地理科の問題は……市中見学からの出題だ。現在では社会科の中に地理科が含まれているようだが、60年前には地理科の中に社会科が含まれていたのだ」。

(164) 穂積重遠・前掲注（158）53頁。

(165) 穂積重遠・前掲注（158）53-54頁。

(166) 穂積重遠・前掲注（158）54頁。なお、1番の「高嶺は当時の女子高等師範学校長高嶺秀夫氏の長男で、各学科から運動に至るまですべて第1位の秀才だったが、小学時代に精力を使い切ったか、中学入学後神経衰弱になって、3年級のころだったかに中退し、わたしたちが中学を卒業するころに早逝した。実に惜しいことだった」。

(167) 下道郁子①「明治時代の第一高等学校寮歌にみる音楽文化活動」東京音楽大学研究紀要31号

年から中学5年の卒業まで鈴木⁽¹⁶⁸⁾の指導を受けた。

東京高師時代に結婚した妻・磯菜との間には、1男4女が生まれた⁽¹⁷⁰⁾。その末娘・緑を大正14年欧州留学から帰朝する船上で見初めたのが我妻栄であり、鳩山秀夫が鈴木米次郎の小・中学校の教え子であったことから、鳩山家の仲介を経て、大正15年3月7日の結婚に至ったものである⁽¹⁷¹⁾。

（2）東京高等師範学校附属中学校（明治29年4月～34年3月：12～17歳）

【47】明治29年3月に小学校を卒業した鳩山は、翌4月穂積ら同級生とともに中学校に進学した。

母・春子による家庭教育は、一郎・秀夫兄弟が中学に入ってからでも続いたが⁽¹⁷²⁾、のみならず、附属中学の教育内容に対しても、「鳩山春子夫人は、しょっちゅう参観に来て、兄弟の教育法について意見を述べたという。それが余り熱心でうるさいので、附中の教育方針に余計な干渉はおことわりですと春子夫人に直言した硬骨教師もいたと伝えられている」⁽¹⁷³⁾。

-
- （平成19年）33頁、同②「明治20年代～40年代の旧制高等学校の音楽教育——特に第一高等学校の音楽活動を中心に」音楽教育史研究11号（平成20年）39頁、同③「寮歌の形成過程と文化的背景——『花は桜木』から『都ぞ弥生』へ」東京音楽大学研究紀要37号（平成26年）25頁。
- (168) 穂積重遠「音楽と人格教育——東洋音楽学校三十周年記念祝賀会に列席して」雄弁28巻2号（昭和12年）134頁、武石みどり（監修）／東京音楽大学創立百周年記念誌刊行委員会（編）『音楽教育の礎——鈴木米次郎と東洋音楽学校』（春秋社、平成19年）51-52頁によれば、「小学校時代は何分にもいたづら盛りの子供のことですから、唱歌の時間には随分あばれたり騒いだりして先生を困らせたものです」。なお、大村敦志・前掲注（156）14頁も参照。
- (169) 妻・磯菜（明治4.1生。根岸忠修の三女、米次郎と同じ東京音楽学校を明治24年卒業したピアニスト）との結婚の日は不明であるが、転居履歴から明治25年12月から26年5月の間と推測されている。『音楽教育の礎』前掲注（168）60頁。
- (170) ①長男・一夫（明治29.11.3生）は東京高商（現：一橋大学）を卒業して、父・米次郎が明治40年に設立した東洋音楽学校（現：東京音楽大学）の理事となった。②長女・忍（明治26.12.3生）は奈良県人・藤村倉太に嫁す。③二女・富重（明治32生）は2歳で夭折（明治34.9.2没）。④三女・稲子（明治34.12.3生）は父母と同じ東京音楽学校を卒業、海軍機関大佐・久保田芳雄に嫁す。⑤四女・緑（明治37.3.1生）は仏英和高女を卒業の後、パリでフランス語を学んだ。
- (171) 七戸克彦・前掲注（155）「（2）」法政研究88巻2号（令和3年）232頁。
- (172) 鳩山一郎・前掲注（116）⑩100頁「中学に入ってからもう2年くらい先のことをやっていた。附属中学では、試験のときは先生が黒板に問題を書く習慣だったが、先生が書き終ると、とたんに答案ができてしまうというほど学科は自家菜籠中のものだった。私はそのころ試験の答案を2番目に出したという記憶がない」。
- (173) 福原麟太郎『鎮魂の賦』（東京創元社、昭和33年）217頁。

3 第一高等学校（明治34年9月～37年7月：17～20歳）

【48】 明治34年3月中学を卒業した鳩山秀夫は、7月（3～5日）第一高等学校の英法科を受験⁽¹⁷⁴⁾、8月8日合格発表⁽¹⁷⁵⁾、独法科の穂積重遠は首席合格だったが、英法科の首席は富田勇太郎⁽¹⁷⁶⁾で、鳩山は2位。

（1）高校1年（明治34年9月～35年7月：17～18歳）

【49】 9月13日午前の入学式・入寮式から午後には授業開始⁽¹⁷⁷⁾。首席合格の富田勇太郎の一部一之組には、河田烈・郷古潔・杉村陽太郎・三井甲之助（甲之）・入谷銈之助・沼義雄・石原謙らがおり、次席合格の鳩山の二之組には、阿部次郎・清原徳次郎⁽¹⁷⁸⁾・荻原藤吉（井泉水）・上野直昭・工藤壮平・岩波茂雄らがいた。

ア 寄宿寮

【50】 母・春子は、中学校に続いて、一高との間でも、教育方針をめぐって一悶着を起こしている。紛議は前年の兄・一郎の入学時にも生じており、このときの状況は、一郎によれば次のようなものであった。⁽¹⁷⁹⁾

一高時代、母は教育は家庭でするのがいちばんいい、一高の全寮制度は自分の子供

(174) 同じく英法科を受験した阿部次郎の日記には、次のようにある。『阿部次郎全集・第14巻（日記・上）』（角川書店、昭和37年）30頁〔明治34年7月3日（水）〕「今日数学ノ試験意外ニ易キツモリシテ出来リシニ不注意ヨリ生ゼル誤ツツアリキ」、30-31頁〔明治34年7月4日（木）〕「国語漢文ノ試験／例ノ雨天イブセシ明日ハ歴史、物理化学ノ試験ナレバ11時過迄勉強シタリ」。

(175) 明治34年8月8日官報5430号106-107頁。

(176) 明治16年8月12日福岡藩士・富田一郎の四男に生まれる。修猷館から一高を経て、東京帝国大学法科大学政治学科を卒業（銀時計組）。その後は大蔵省に入省し、大正13年理財局長、昭和11年満州興業銀行の初代総裁。鳩山と同年の昭和21年（2月24日）没。

(177) 阿部次郎・前掲注（174）38頁〔明治34年9月13日（金）〕「午前入学式入寮式漢文午後独乙語放課後大学前迄行キテ買物シ……」。

(178) 工藤壮平「高等学校時代の阿部君」『阿部先生の横顔』（阿部次郎先生還暦祝賀記念刊行会、昭和26年）8-9頁には、次のようにある。「英法文科が一部で、組が二つに別れて居る。入学成績順に奇数が一の組、偶数が二の組といふことは、後になって事務員に聞いて知った。席の1番が鳩山秀夫、2番が清原徳治郎〔徳次郎〕、そして第3番の席が阿部君であった。二の組は何となく文科らしい者が多く、又主として英文科の志望のものは此の組に入れたのだとも言ったものがあつた。後に法科と定めたのは、鳩山の他に、別府総太郎、渡辺得男、白根竹介などで、何となく法科といっても文科の臭がする人々だ。これは英法科といつても、多くは政治科志望であつたにも因らう。文科は阿部君の他には、後の井泉水の荻原藤吉、上野直昭、本屋の岩波茂雄などがある。全部で40人足らずであつたやうに思ふ」。なお、清原徳次郎「阿部君と私」17-18頁も参照。

(179) 鳩山一郎・前掲注（116）⑩103-104頁。なお、鳩山一郎・前掲注（116）⑦239-240頁、鳩山一郎・前掲注（116）⑨69頁も参照。

のナイーブな感性をきずつけるから寮には入れないと言い出した。当然、このことは全校に大騒動をまき起した。一高の先輩連中は、寮に入るのがいやなら一高に入るのをやめたらいいじゃないかといってきかない。結局、私に鉄拳制裁を加えた方がいいということに衆議一致したらしいが、黒田英雄という3年の学生が『本人が入りたくないというわけじゃないから、それは行き過ぎだろう』と分けて入り、結局、1ヵ月とか2ヵ月とか、期間を切って入寮することで妥協ができた。

翌年の秀夫の入学時、秀夫に割り当てられた寮室は、岩波茂雄によれば東寮15番で、同室者は阿部次郎・石原謙・岩波茂雄・上野直昭・荻原藤吉（井泉水）・工藤壮平・白根竹介・鳩山秀夫・林久男の9人とされるが、阿部次郎は寮室を南寮3番の7人部屋であるとし、荻原井泉水は中寮4番の8人部屋とする。以下では荻原の文章を引こう。⁽¹⁸¹⁾

私は入学と同時に入寮した。同室8名のうち、7名までもはいつてテーブルに位置をしめたのだが、私の隣の鳩山君の席だけは明いていた。だが、毎日、教室には出てくるので君の小石川の自宅（今日「音羽御殿」といわれる家）から通ってくるのだ。これは第一高等学校としての「校規」に触れるものではないが、一高の「校風」としての「内規」を無視したものなのだ。で、寄宿舎の舎監〔谷山初七郎〕の名で、鳩山秀夫君の保証人が呼び出された。当時、婦人会〔界〕に賢夫人としてうたわれていた、鳩山春子夫人が学校へやって来た。

その時、舎監とともに狩野〔亨吉〕校長が面接をして――

「どうしてお宅では寄宿舎へ入れるということをししないのか」

とたずねた。春子夫人、答えて――

「宅でははばかりながら家庭として理想的な教育をしているつもりです。寄宿舎に入れる要はないとおもいます」

と。すると、狩野校長はいわく、

「お宅において、それほど理想的な教育をしておられるならば、この学校にもお入れになる必要はありますまい。では退学届をお出し下さい」と。

(180) 岩波茂雄「回想二題」第一高等学校校友会文芸部（編）『橄欖樹（第2輯）』（第一高等学校校友会、昭和10年）47頁……〔所収〕岩波茂雄『茂雄遺文抄』（岩波書店、昭和27年）60頁。

(181) 荻原井泉水『人生は長し』（実業之日本社、昭和36年）62-63頁。

これにはさすがの春子夫人も一本まいったと見えて、それから数日ならずして鳩山君は寄宿舎にはいつてきて、1年の間、私と同じ書卓に椅子をならべていたのである。

イ 学業

【51】一方、学業に関しては、阿部次郎が庄内中学時代の旧友に宛てた手紙に、「鳩山秀夫といふ春子夫人自慢の息子が同級にゐてまるで子供のやうなかわいい顔をしてゐるが中々の秀才だといふこと、が書いてあつた」⁽¹⁸²⁾。

鳩山と阿部は二之組の双壁で、工藤壮平の追懐には、次のようにあり――⁽¹⁸³⁾

英語でも独逸語でも、他生徒の出来ぬ時には、先生は君〔阿部〕を指す。それを明確に答へ去るのだ。独逸語の岩元禎さんや、保志虎吉さん、英語の山川信次郎、岡本忠、和田正幾、村田祐治さんなど、大抵皆な君を、とつときにされて居た。その他西洋歴史は独逸文の原書で、原勝郎博士の担当であつたが、鳩山と君とが、引受けて居た。それが何時の間に下調べをしたのか、誰も知らぬ位であつた。

――清原徳次郎の回想にも、次のようにある。⁽¹⁸⁴⁾

我々の時代は良師に恵まれてゐた。直接に教を受けた先生には、桑木〔厳翼。倫理・論理・心理〕、原〔勝郎。西洋歴史〕、村田〔祐治。英語〕、塩谷〔時敏。漢文〕、杉〔敏介。国語・作文添削〕、岩元〔禎。ドイツ語〕、夏目〔金之助・漱石。英語〕などの諸教授があり、勉強にも相当興味があつたばかりでなく、自然その風格に接触することができたのは幸であつた。阿部の外国語の進境は鳩山と共に拔群で、難解で聞えた独逸語の訳読なども容易にやってのけて岩元先生の覚えもめでたかつたやうだつた。⁽¹⁸⁵⁾

一方、阿部の日記の明治35年1月14日（火）条には「試験ノ成績〔績〕発表セラル／余ハ不相変4番」⁽¹⁸⁶⁾とあり、同年4月17日（木）条には「第2学期試験ノ成績〔績〕発表セラル鳩山1番余ハ2番」⁽¹⁸⁷⁾とあって、総合成績では常に鳩山が阿部の上位に

(182) 宮本和吉「庄内中学時代の阿部君」『阿部先生の横顔』前掲注（178）6頁。

(183) 工藤壮平・前掲注（178）9-10頁。

(184) 清原徳次郎・前掲注（178）19頁。

(185) 〔七戸注〕このうちのドイツ語に関して、兄・一郎は、「弟はすでに早く一高で独逸語に秀で、法律学もまた他の哲学、医学とひとしく、次第に独逸学界の優越がみとめられるようになった結果、彼も将来は独法を学ぶ意志をもらしていた」と語る。鳩山一郎・前掲注（116）⑥210頁。

(186) 阿部次郎・前掲注（174）52頁。

(187) 阿部次郎・前掲注（174）61頁。なお、1学年下の安倍能成は、「鳩山はいつも首席を占め、阿部は試験勉強を一つもしないで2番にいるという秀才であつた」と記しているが（安倍能成『岩波茂雄伝』（岩波文庫、令和5年）74頁）、実際には、鳩山を意識する阿部は、勉強に

いる。なお、鳩山の1年次の最終成績は⁽¹⁸⁸⁾87.5点。

（2）高校2年（明治35年9月～36年7月：18～19歳）

【52】 1年から2年に進級する夏休み中の阿部次郎の日記（明治35年8月25日（月）条）には「此3日煩悶ト苦悩ニ日ヲ送ル」とある。⁽¹⁸⁹⁾

一方、岩波茂雄については、2年1学期末（明治35年12月）の試験を病気を理由に放擲し、『一巻の聖書を携えて』、冬休を房洲で過ごした頃には、その煩悶が漸く高じて来ていたらしい。⁽¹⁹⁰⁾

その後の2学期の阿部の日記（3月17日（火）条）には「鳩山の『Cowper's Letters』の中に草花を紙に押し付けしものを挿めり Flowers from Mount Zion と題せり蜜と乳の流る、地エルサレムの都の中にダビデの王の宮に居せし跡今は垣頼れ井あれて野花幽草時を得顔に繁り居るらむか」とあり、⁽¹⁹¹⁾その後の3学期（4月8日～7月10日）開始直後の日記（4月10日（金）条）には「午後一寸授業始め如きものあり2週間ぶりにて鳩山等同級の諸友に逢ふ」とあって、⁽¹⁹²⁾阿部の鳩山に対する特別な感情がうかがわれる。

ア 藤村操の死

【53】 そのような彼らに衝撃が走ったのは、同年5月22日の1年生（鳩山・阿部らの1級下）藤村操の華厳滝投身自殺であった。「岩波は藤村の自殺に刺激され、東片町の寓居で『巖頭之感』を読んで、林、渡辺〔林久男と渡辺得男。いずれも二之組の同級生〕と共に泣いたりした」という。⁽¹⁹³⁾その後、岩波は、6月の学年末試験も途中で放棄し、⁽¹⁹⁴⁾結局2年を落第することとなる。

励んだであろう。

(188) 鳩山一郎・前掲注（116）⑥200頁。

(189) 阿部次郎・前掲注（174）75頁。

(190) 安倍能成・前掲注（187）87頁。

(191) 阿部次郎・前掲注（174）107頁。

(192) 阿部次郎・前掲注（174）112頁。

(193) 安倍能成・前掲注（187）91頁。

(194) 岩波が前年12月の1学期末試験を放棄したのは、同年夏の失恋のためといわれるが、藤村操の自死についても失恋が原因で、相手は菊池大麓（数学者、東京帝国大学理科大学長・総長、文部次官・大臣、学習院長、京都帝国大学総長、男爵・貴族院議員）の三女・民子であったとの説があり、鳩山秀夫の一人息子・道夫（【69】）によれば、藤村の求愛は「実家の方では既知のこと。今さら」のこととされる。東京新聞昭和61年5月9日朝刊12面「藤村操は失恋自殺だった」、小林敏男「藤村操の自殺と明治の青春（上）」鹿児島短期大学研究紀要40号（昭和62年）27頁。

これに対して、鳩山は、「倫理と独逸語と作文と西洋史との4科目に、それぞれ100点満点という記録をとどめ」、平均点は87.5点と1年次よりも点を上げた。⁽¹⁹⁵⁾

もっとも、鳩山は、藤村操の死に無反応だったわけではないようで、一郎・秀夫兄弟は、在学中より華厳滝の巖頭に石碑を建てようと寄付を募っていたらしい。しかし、日光警察署の許可が下りなかったため、明治41年12月に青山墓地への建立願を出し、翌42年5月20日竣工予定との新聞記事がある。⁽¹⁹⁶⁾

イ 受洗

【54】 また、日付は不明であるが、鳩山秀夫は、高校2年の時に、キリスト教の洗礼を受けている。この点については、昭和21年の鳩山の葬儀について触れた上野直昭⁽¹⁹⁷⁾の文章を引用しよう。

H〔鳩山秀夫〕の式は2月1日、焼けのこった兄〔一郎〕の家で行はれた。雨の降る寒い日であったが、三四十人の会葬者は親類のものの外は、大抵一高以来の同窓であった。式は所謂神式であった〔なお、鳩山家の宗教は神道のため、父・和夫の葬儀も神式で挙行された〕。其むかし、敬虔な基督者として、真面目な学徒として、模範的青年であった彼の面影は、已に久しく無くなってはゐたが、神式で葬儀の行はれたのは、意外であった。今からは五十年に近い以前になるが、一高2年のとき、クリスト教の洗礼を受け、其悦を、寄宿で私と同室にゐたS〔杉村陽太郎〕に英文で書いてよこしたことがある。Sは私にも夫れを示したし、恰度其席にゐたA〔阿部次郎であらう〕に向つて、Sがクリスト教の信仰を説くのを、私は傍で聞いてゐたことを思ひ出す。そのSも後にはクリスト教をすてたか忘れたか、永年の後彼と邂逅する機があつて、其家に彼を訪ねると、茶の代りに冷酒を持ち出すという変り方であつたが、Hのは更に甚だしく、殆ど無軌道になつて、友人達からも忘れられたやうに逝つた。

もっとも、操は日光に旅立つ直前、本郷弥生町に住む同郷（札幌出身）の女性（馬島千代：崎川範行（東工大教授）の母）宅を訪れ、高山樗牛『滝口入道』と手紙を渡していたことが、上記東京新聞記事の2か月後に公にされた（この件については、すでに一部では知られていた事柄であつた）。朝日新聞昭和61年7月1日夕刊15面「人生、不可解なり／華厳の滝自殺の藤村操／恋は光……“遺書”／本に書き込み直前に手渡し／相手は同郷の令嬢」、朝日新聞昭和61年7月3日朝刊1面「天声人語」。

(195) 鳩山一郎・前掲注 (116) ⑥205頁、202頁。

(196) 東京朝日新聞明治42年2月20日朝刊5面「華厳第一世の碑／藤村操巖頭の感を刻る」。碑は青山霊園1種イ1号4側に現存している。

(197) 上野直昭『邂逅』（岩波書店、昭和44年）359-360頁。

クリスト教会が受け入れたか否かも分らないが、むしろ簡素な、教へも掟もない神式が相当だったのかも知れぬ。

なお、鳩山によれば、「父〔和夫〕は、僕が洗礼を受ける時にすら何等反対の意⁽¹⁹⁸⁾志表示をしなかった」という。

（3） 高校 3 年（明治36年 9 月～37年 7 月：19～20歳）

【55】 高校 3 年次のクラス編成は、一之組が英法科、二之組が文科になるが、明治36年 9 月 3 年進級時の席次は、鳩山秀夫が首席、富田勇太郎が次席である。⁽¹⁹⁹⁾

一方、明治37年 7 月の卒業時の成績については、兄・一郎の文章を引こう。⁽²⁰⁰⁾

12科目あるうち、その卒業時（37年 6 月）の表をみると、90点以上は不可能視されていた時代に、それを 9 科目も数えているし、殊に驚かされるのに西洋史の100点と
いうのがある。平山〔銓太郎〕先生の法学通論も 1 学期 2 学期ともに100点、平均で
99.5点、以下は英作文の96.0、独逸語とラテン語が外人教師〔ヨゼフ・リーゲルスベル
ガー〕から各95.0、吉田〔謙次郎〕・平塚〔定二郎〕両先生から93.2、桑木〔巖翼〕先
生の倫理が93.7、夏目〔金之助・漱石〕先生の英語も91.3、菊地〔寿人〕先生の国語が
90.3だった。

すなわち、90点以下のものは漢文の88.7、作文の84.4と、もう一つは米田〔源次郎〕
先生の体操がこれは何と77.6点、彼としては体操だけが全くの盲点であつたらしい。
作文も漢文も同じ山井〔乾大〕先生の担任だから、この米田・山井の 2 先生だけが苦
手だったらしい。こうして卒業時の平均点は前述の如く91.7点、次位 2 番を平均点で
3.4点、総点で347点も多く引き離している。おそらくその急所たる体操でせめて85点
程度をとって居れば、ここに空前にして絶後の大成績をあげる結果となつたろう。と
もかく平均点91.7は開校以来初めての記録の由であった。

なお、英語を教えた夏目漱石について、上野直昭は次のようにいう。「一高の 3
年のとき、先生から 1 年間英語を教わった。用書は、ステイーブンソンのニュー・
アラビアン・ナイトであった。先生の教へ方も左程熱心なものではなく、極めて気
楽な態度でやって居られる様に見えたが、殆んど欠勤はなく、且つ従来の先生方と

(198) 『鳩山の一生』前掲注 (116) ②「父を語る（その二・鳩山秀夫）」311頁。

(199) 一方、二之組の首席は阿部次郎、四之組（独法科・独逸文学科）の首席は穂積重遠である。『第一高等学校一覽（自明治36年至明治37年）』（第一高等学校、明治36年）109-111頁。

(200) 鳩山一郎・前掲注 (116) ⑥204-205頁。なお、122頁も参照。

は全く異った行き方で、吾々の興味をぐんぐん引きずって行った⁽²⁰¹⁾。一方、鳩山もよく「夏目さんの英語は変っているよ」と話していたという⁽²⁰²⁾。

4 東京帝国大学法科大学（明治37年9月～41年7月：20～24歳）

【56】 明治37年7月に一高を卒業した鳩山秀夫は、同年9月東京帝国大学に入学した。同年入学の穂積重遠によれば、当時の「学生数はどれくらひであったかとよく問はれるが、僕等の卒業の時の名簿でかぞへると、英法33名、独法139名、政治78名、合計284名であった。今からくらべると半数以下だが、其頃急にふえたものなのだ。殊に法律はドイツに限るといふやうなことが言はれ出して、かなり独法科に集中した。僕は一高の時から独法科だったが、鳩山秀夫などは一高の英法科から独法に移って来たのだ⁽²⁰³⁾」。

（1）大学1年（明治37年9月～38年7月：20～21歳）

【57】 鳩山と穂積の勉強法については、2人の助教授時代（明治44年）に刊行された『優等学生勉強法』が知られるが、法科大学書記時代に試験監督を務めた野間清治は、彼ら学生⁽²⁰⁴⁾の答案の書き方について興味深い記述を残している⁽²⁰⁵⁾。

一寸話は外れるが、答案に対する学生の態度などにも、人それぞれ⁽²⁰⁶⁾の性格から、やり方が種種様々である。この試験の時のことをいふのではないが、例へば、当時帝大の秀才中の秀才といはれた鳩山秀夫、穂積重遠の両君についていふならば、レンホルム教師の独法の試験といったやうな場合に於て、それは無論ドイツ語で答案を書くのであるが、穂積君はじつと問題を睨んでゐる、その時間はかなり長いものである。恐

(201) 上野直昭・前掲注（197）120-121頁。

(202) 鳩山一郎・前掲注（116）⑥203頁。

(203) 穂積重遠「大学生生活四十年」緑会雑誌15号（昭和18年9月）8頁……〔加筆再録〕①法律時報15巻10号（昭和18年10月）19頁、②国民講座494号（昭和18年11月10日倍大号）5頁。

(204) 末延三次「『優等学生勉強法』」「穂積重遠先生を偲んで——穂積重遠先生御逝去三十周年記念」（「穂積重遠先生を偲ぶ会」発起人、昭和57年）36頁「穂積重遠先生のお名前は、私はそれ〔大正9年9月東大法学部入学〕以前から存じあげておりました。それは『優等学生勉強法』〔実業之日本社、明治44年〕という、やぼな書名の小さな薄っぺらな本を通じてです。それには東大法学部に、天下の大秀才として誉れの高い、鳩山秀夫・穂積重遠両先生の、学生時代におけるそれぞれの勉強法なるものがこゝ細かに説明してあるのです」。なお、大村敦志・前掲注（156）25頁以下も、同書を用いて二人の勉強法を紹介している。

(205) 野間清治『私の半生』（千倉書房、昭和14年）214-215頁。なお、同書の『増補版』（大日本雄弁会講談社、昭和14年）242-245頁を、唐沢富太郎『学生の歴史——学生生活の社会史的考察』（創文社、昭和30年）164頁が引用している。

らく、問題の要点を明確に掴まうとするのであらう。そして、如何にこれを書き現すべきか、如何なる順序にこれを書き現すべきかについて、答案の考察に苦心するのであらう。暫くして紙に臨むが、直ちにすら〜と書き始めるかといふと、必ずしもさうではない。先づ、一つの問題について、その大題目、中題目を書き出すなど、構想についてかなりの用意が見受けられた。答案は至って丁寧に書き綴られてゆく。従って、その枚数はさう多くなかったと記憶してゐる。

鳩山秀夫君は、それとは異つてゐた。凡そ問題は一瞥くらゐで、直ちにペンを握る。そして書きはじめたかと思ふと、それからは問題を見向きもせず、書いて書いて書きまくって行く。考へるために時間を費やすというやうな風は、他所目には殆ど見られなかった。たゞ自分の書きたいこと全部を書き果さぬうちに、時間が足りなくなつてはという気持ちにのみ動かされてをったのではなかったか、えらい権幕で、ひたすらにペンを走らせるといふ風であつた。従つて、その答案の枚数は、大抵一番多かったかに思はれた。

……〔以下、青木得三・鶴見祐輔・末弘巖太郎につき略〕……。

鳩山の答案の書き方は、幼少時からの母・春子の教育の反映であらう。

なお、「よく学びよく遊べ」の方針についても、大学入学後も同様で、兄・一郎によれば、「大学在学中の休日、特に試験の前日などには、庭に両親が作ってくれたコートで、弟とともにしばしばこれ〔テニス〕を楽しんだ」という。⁽²⁰⁶⁾

【58】 母・春子の言には、「兄弟二人で始終一緒に居りました結果、二人共至つて仲がよろしく兄は兄で弟が大学1年の時肺炎で医師より危険だと宣告された時には『秀さんが死んでは自分も生きて居る甲斐はない』と我を忘れてその全快を祈つて居りました」とあるが、この件については、兄・一郎の言を引こう。⁽²⁰⁷⁾⁽²⁰⁸⁾

弟が、大学に入って最初の試験のころ肺炎になって、医者に試験をうけると死ぬといわれたことがある。父も母も非常に心配して、こんなときは試験をうけなくてもいいのではないかといつて弟をとめた。ところが弟のいわく『ぼくが試験をうけたい気持は兄貴がいちばんよく知っている。兄貴が試験をうけちゃいけないというんならあき

(206) 鳩山一郎『私の信条』（東京文庫、昭和26年）209頁。

(207) 鳩山春子・前掲注（116）③210頁。なお、千葉春村『偉人の母（続篇）』（婦女界社、昭和13年）111-112頁も参照。

(208) 鳩山一郎・前掲注（116）⑩105-106頁。

らめるが、兄貴はきっと受けろというよ』。その通り、私は『受けた方がいいよ』とやってやった。

弟は病床から、ひょろひょろと立ち上がって試験場にのぞんだのだが、そのときの全科目の平均点がやはり九十何点だったと記憶する。病気で何も勉強していないでそうなのだから、これには私も改めて舌をまいたものである。

(2) 大学2年(明治38年9月～39年7月：21～22歳)

【59】 大学1年次独法科で首席となった鳩山は、2年次に特待生となる。「特待生」の制度に関しては、穂積の説明を引用しよう。

〔各学年の〕1回2回3回の各試験に平均点80点以上を取ると「特待生」といふことになって、次の学年の授業料(35円だったと思ふ)を免除される。僕も御蔭で毎回80点以上は取って特待生にはなったが、席次は決して香しい方ではなかった。僕の級殊に独法は成績のよい人が多く、特待生が常に10人程もあったが、其中で文字通りの拔群は鳩山秀夫であった。鳩山はいつの試験も90点以上、何でも平均点97点何分取ったことがあったと思ふ。戸水寛人先生のローマ法試験の答案をドイツ語で書いて先生が120点附けたなどといふデマも飛んだ。⁽²⁰⁹⁾鳩山と僕とが競争をしたやうな噂が立ったが、飛んでもない話で、鳩山と競争する気持などは毛頭なかった。鳩山秀夫と僕とは不思議な縁で、父同志が大学南校の同級生、母同志が所謂竹橋女学校(明治最初の女学校)の同級生、そして鳩山と僕とは幼稚園以来ズット同級なのだから、鳩山が到底覇を争ふべからざる相手であることは誰よりも僕が一番よく知って居る。それ故もし席順争ひをしたといふならば、鳩山の1番は問題外として、2番3番を争ったのである。ところが2番は多くの場合太田〔嘉太郎〕君、僕はうまく行って3番、へたをすると5番に落ちるといふ有様だった。

(3) 大学3年(明治39年9月～40年7月：22～23歳)

【60】 鳩山が大学3年を修了する明治40年7月には、「名門の二秀才」なる見出しの新聞記事が掲載されたが、鳩山家の二男・秀夫と並ぶ名門の秀才として名が挙げ

(209) 穂積重遠・前掲注(203)13頁……〔再録〕②12頁。

(210) 〔七戸注〕一方、鳩山一郎・前掲注(116)⑩105-106頁には、「彼〔弟・秀夫〕が大学に入るころはすでに英、仏、独語を自由に駆使するようになっていた。国際法の答案などで、ドイツ人の学説を引用するときは、ドイツ語で書き、英人の英語でというようにしたので、点のつけようがなく、百四十何点とかくれたこともあるようだ」とある。

られているのは、穂積家の長男・重遠ではなく、1 学年上（4 年・卒業生）の小村寿太郎の長男・欣一であつた。⁽²¹¹⁾

今度の帝国大学卒業生及特待生中には名門の子弟からざる中にも学業優秀の廉を以て銀時計恩賜の栄を担へるもの、内政治科卒業生小村欣一氏は小村大使の長子にして優等生中の最首位を占め其得点は平均点93点 5 分に達せり而て同氏将来の目的は外交官にありと、次に次学年特待生中最も優秀の成績を得たるは法律学科 4 回受験生たる鳩山秀夫氏なり氏は鳩山博士の嗣子にて大学入学以来 1 回も特待生の選に漏れたることなく殊に本期の得点は平均点実⁽²¹²⁾に97点 5 分の良成績にして帝国大学開始以来斯の如き大多数の得点は未だ嘗て有らざる所なりといふ

【61】 一方、鳩山に大きく水を空けられた穂積は、本人の言によれば、学者になる夢を諦めて、役人になることを考えたという。⁽²¹²⁾

そこで僕も考へた。僕は元来何といふことなしに大学の先生になりたいと思つて居た。しかし斯ういふ成績では、叔父〔穂積八束〕が学長であり父〔穂積陳重〕が長老教授である關係上なほ以て、大学に残して下さいなどと言ひ出せた義理ではない、それなら一つ方向転換して役人にならう。役人になるならば、在学中に高等文官試験（今日の高等試験行政科）を受けて置かう。斯ういふ考へを起した。当時は高文試験は当然に卒業後の話と誰も思つて居たし、又役所でも採用して置いてから休みを与へて試験を受けさせて呉れたのだから、慇々在学中に受験する必要はなかつたのだが、謂はば力だめしの積りだったのだ。尤もこれは僕の新發明ではないので、前年京都大学の大道良太といふ在學生（此人は後に縁有つて親戚続きになったが、当時は「といふ人」の程度）が受験成功したとの噂を聞いたのが直接の動機だったと思ふ。しかしひとりでは心細いのでひそかに様子をうかがつたところ、河田烈長岡隆一郎両君に意の有ることを知つたので、3 人が受験秘密同盟を結んだ次第だ。

ともかくも東京では我々 3 人が在学中高文試験の開祖なので、近年その大学教育に対する悪影響が問題となると共に、全体穂積らがけしからん悪例を開いた、と叱られる。

もっとも、文官高等試験を東大在学中に合格した開祖は、末松偕一郎（穂積・鳩

(211) 東京朝日新聞明治40年 7 月12日朝刊 4 面「名門の二秀才」。

(212) 穂積重遠・前掲注（203）13頁……〔再録〕②12-13頁。

山より5級上。明治34年独法科3年次に合格)⁽²¹³⁾であったから、穂積の真価は、在學生ながら他の受験生を抑えて首席で合格した点に求められよう。

(4) 大学4年(明治40年9月～41年7月:23～24歳)

【62】 高文試験「在学中」「首席」合格の肩書は、次の2点において、穂積の学者の夢の実現に寄与した。その第1は、穂積を鳩山と並ぶ「法科の二秀才」に昇格させた点であり、第2は、口頭試験の受験経験という、鳩山に対するアドバンテージを得た点である。

このうちの第1の点については、大学4年の終わる明治41年6月卒業試験の筆記試験終了段階の新聞記事を引こう。⁽²¹⁴⁾

……首席は何時も秀雄〔鳩山秀夫〕氏が占め他の侵すを許さなかったが重遠氏も亦拔群の秀才卒業の際には必ず我れこそ第一等の地位を占めて呉れんと奮励暫しも止まず、斯くて兩人の成績は大学開設以来曾て見ざる高点を示して来た、加之重遠氏は平常の學業以外昨年非常の名譽を博した

▼高等文官最優等者 此官吏登用試験制度の開始以来一昨年迄の最高成績者は現韓國統監府立法部長荻田悦三氏であったが昨年の試験に於て法科大3回生たる重遠氏が荻田氏の得点70の上を超して72点と云ふ比類なき成績を示した、是れが尙大学在学中の一学生の成績としては実に驚かざるを得ない、學生界の鳩山、穂積兩氏は遂に幾千の大学生をして恰も神の如く敬はしむるに至った

▼得点僅に2分の差 法科大学生の筆記試験は去7日既に発表せられ兩人の成績は拔群の得点を示せるが内秀雄〔秀夫〕氏は95点6分、重遠氏は95点4分兩者僅に2分の差である、而して筆記試験の後に尚口頭試験と云ふ大難関を控へてゐる、昨今此試験の真最中、兩人の雌雄は此一挙にして決せられるのである

記事も述べているように、卒業試験では、筆記試験の後に「口頭試験と云ふ大難関」が控えていた。しかし、穂積には、高文試験の口頭試験の受験経験がある。穂積はいう。「卒業試験は主要科目の口述試験であるところ、同級生中で口述試験を

(213) 七戸克彦・前掲注(155)「(6)」法政研究89巻2号(令和4年)162頁。

(214) 東京朝日新聞明治41年6月15日朝刊6面「鳩山対穂積／大学開設以来の俊才／月桂冠は孰に落つる」。同記事については、穂積仲子＝穂積重行＝中川善之助「(座談会)穂積三先生を語る(2)」書齋の窓65号(昭和34年)7頁も参照。

受けた経験をもつのは我々３人だけなので、これは相当有利だったらしく、そして卒業試験の点数は大きく物を言ふので、結局平均したところ鳩山が１番僕が２番といふ卒業席次となり、御蔭様で明治41年７月11日に卒業して、鳩山と二人が大学に残ることになり、これで僕の一生の方向がきまったのである⁽²¹⁵⁾」。

【63】 これに対して、鳩山の学者志望について、母・春子は、「鳩山〔父・和夫〕は決して命令したり、強制したりせぬ人でした、従って二人の子供の将来についても唯心中に希望するの程度でありました、そこで私は鳩山の事業の中で大学の方は秀夫に、政治と事務所の方は一郎に継ぐべく賛成しました。予ての鳩山の思想はこれに拠って更に表明さるゝのだから……⁽²¹⁶⁾」といい、兄・一郎は、「弟は父祖の業をつぐ責任もないから、大学を出れば何をおいても独逸へ留学するといっている⁽²¹⁷⁾」と述べている。

しかし、大正15年に秀夫が42歳で東大教授の職を辞したとき、春子や一郎や秀夫は、実際には、秀夫が大学教授になることを、父・和夫は望んでいなかったと語るようになる（【119】）。

(215) 穂積重遠・前掲注（203）15-16頁……〔再録〕②15頁。

(216) 鳩山春子・前掲注（116）③246頁。

(217) 鳩山一郎・前掲注（116）⑥226頁。

Ⅲ 講師・助教授・教授時代

【64】『東京大学百年史（部局史1）』の明治41年7月の項には「上杉慎吉、吉野作蔵（作造）、鳩山秀夫、穂積重遠を上記の順序で助教授に任命する件を可決（発令は上杉慎吉・明治42年7月、吉野作蔵（作造）・明治42年2月、鳩山秀夫・明治43年3月、穂積重遠・明治43年3月）」とある。⁽²¹⁸⁾鳩山と穂積は、すでに大学卒業の段階において、助教授就任が内定していたのである。

1 講師（明治41年9月～43年3月：24～26歳）

【65】その後、新学年が始まる同年9月の項には「鳩山秀夫・穂積重遠両名に講師委嘱の件は総長一任と決定（同月発令）」とあり、⁽²¹⁹⁾翌10月13日の新聞記事には「成績拔群を以て去る7月法科大学を卒業せる鳩山秀雄〔秀夫〕、穂積重遠の両秀才は其後直に法科大学講師を嘱託せられ鳩山氏は民法の中総則、物権、債権、穂積氏は同じく親族相続篇を担当せるも両氏は未だ出講せず、此俟1年も経過したる後留学を命ぜらる可しと伝えられる」とある。⁽²²⁰⁾

だが、その一方で、10月6日官報掲載の大学院入学許可者の中には「親族法相続法 穂積重遠」「民法 鳩山秀夫」の名が認められ、⁽²²¹⁾講師の地位と大学院生の地位の関係はよく分らない。

（1）兄・一郎の結婚

【66】鳩山の講師着任と同月に、兄・一郎は寺田薫と結婚した（明治41年9月18日）。妻・薫は、明治21年11月21日寺田栄（横浜地方裁判所判事）・いく夫婦の長女に生まれた。母方の祖母・すまは、一郎の母・春子の姉である（多賀努の長女と五女）。

以前から薫と恋仲にあった一郎は、挙式について「もっと早い時期を望んだが、祖母喜久子の容態が思わしくなく、踏み切れなかったようだ。喜久子は、明治41年

(218) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲注（124）128頁。

(219) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲注（124）129頁。

(220) 東京朝日新聞明治41年10月13日朝刊6面「羨望の的／鳩山、穂積両秀才の其後」。

(221) 明治41年10月6日官報5785号130頁。さらに、『東京帝国大学一覧（従明治42年至明治43年）』（東京帝国大学、明治43年）「学生生徒姓名」「第一 大学院（明治42年12月20日現在）」9頁も同様である。

6月26日に死去。その四十九日の喪が明けてからの挙式となったわけである⁽²²²⁾」。

（２） 講義・著作

【67】 上記新聞記事（【65】）にもあるように、鳩山と穂積は、最初の１年（明治41年9月～42年7月）は講義をしない講師であった⁽²²³⁾。

そして、講師２年目となった明治42年9月「鳩山・穂積両講師、本学年より私法演習を開くことに決定⁽²²⁴⁾」のみならず、同年度に２人は「初めて講義の手伝をさせられた⁽²²⁵⁾」。経済学部のみ法講義を担当していた富井政章が病気のため「大分講義が残りさうなので、鳩山が前３編の残部、僕が後２編を引受け、ともかくも若い勢でグングンと全部やってしまった⁽²²⁶⁾」のである。

一方、鳩山の明治42年の著作は、梅謙次郎の「法学志林」掲載のものが多く（「法典質疑録」のほか、我妻栄編集の『債権法における信義誠実の原則』に収録された「法律問題トシテノ公序良俗」など）。

２ 助教授（明治43年3月～大正5年5月：26～32歳）

【68】 明治43年3月3日鳩山と穂積は揃って助教授に就任した⁽²²⁷⁾。

（１） 留学前（明治43年3月～44年12月：26～27歳）

ア 結婚

【69】 助教授就任の２か月後、鳩山は菊池大麓の五女・千代子と結婚する（明治43年5月11日）。穂積が兄玉源太郎の二女・仲子と結婚した（明治42年10月9日）翌年のことであるが、２年前に結婚していた兄・一郎によれば、「弟の方は相当に手間

(222) 『若き血の清く燃えて』前掲注（116）⑤233頁。

(223) 穂積重遠・前掲注（203）〔再録〕①21頁。

(224) 『東京大学百年史（部局史１）』前掲注（124）132頁。「（雑報）鳩山穂積両講師の私法演習」法学協会雑誌27巻11号（明治42年）174頁「我法科大学講師法学士鳩山秀夫及法学士穂積重遠の両氏は本学年より私法演習を開始し、鳩山講師は法律科第3回生の為め民法前3編、経済科第2回生の為め民法第1編に付て、穂積講師は法律科第3回生の為め民法後2編に付て口頭推問を以て学生の研究を指導し、尚経済科第2回生の為め親族法及相続法の要綱を講述せらるゝ由、学生が深遠なる法律思想を錬磨するの捷徑は演習に如くは無し。吾人は学生諸氏が此の機会を利用するに鋭意ならんことを望まずんばならず」。

(225) 穂積重遠・前掲注（203）〔再録〕①21頁。

(226) 穂積重遠・前掲注（203）31頁……〔再録〕②37頁。大村敦志・前掲注（156）31頁。

(227) そのため「本学年第3学期〔4月8日～7月10日〕の鳩山助教授受持の私法演習と穂積助教授受持の私法演習は中止と決定」。『東京大学百年史（部局史１）』前掲注（124）134頁。

がかかった。というのは、彼は私より1年遅れて大学を出たが、留学とほぼ定まっていたし、それ以前に妻帯する気が起らぬのも、学問に打ち込もうとしている気質からいって、一応は無理もない。両親も早く安心したい為に、結婚を強いるようで、たつとも勧めかねていた。そこは仲の良い兄弟のことだから、僕が貰ったからには君も貰えという単刀直入の論法で、私がその説得に成功したのである」。

この点に関しては、母・春子も次のようにいう。「一郎は、何と言って勧めましたか、さすが頑固に拒んでゐた秀夫も、一郎の勧めでその気になりました所へ、大学の先生たちも、いろいろ勧めて下さいましたものですから、熟考に熟考を重ねた末、遂に私どもの意に従ふことになりました」。

このうち、結婚話を持ち込んだ「大学の先生」については、次のように述べる書籍もある。

……秀夫氏が名誉の月桂冠を戴いて学生々活に別れを告げて、母校に教鞭を取るやうになって間もなくの話、或日美濃部〔達吉〕博士の訪問を受けた。

嘗ては師とも仰いだ先輩の突然の来訪は、何事の用件かと、合点の行かぬ乍らも、秀夫氏は恭しく客間に請ずるのであったが……。

『突然でお驚きでせうが、君、結婚をなさいますか。実は君に勧めたい淑女が一人あるのです』

美濃部博士が恚う云ひだすまでに、久闊の挨拶などの済まされて居たのは云ふまでのないことである。

博士の真面目さを疑ふのではない。が、秀夫君も流石に面くらった。

博士は尚ほも言葉を続けて行く。

『実は、その淑女と云ふのは、私の家内〔菊池大麓の三女・民子〕の妹です。姉婚の私の口から恚う申すのも異なものではありますが、彼女なれば、齢は若いけれど、君の婦人として耻しくあるまいと信じて居るので、是非お勧めしたいと思ってお邪魔に上ったのです。……勿論両親の意向も聞いて来たのですから、君の方でさへ御承知下されば問題はないのですが』

(228) 鳩山一郎・前掲注 (116) ⑥325頁。

(229) 鳩山春子・前掲注 (116) ①321-322頁。

(230) 流浪の子『結婚ロマンス』（秀文社、大正8年）120-122頁。翌年刊行の芳川越『恋の前科者』（文明堂書店、大正9年）26-28頁の記述もほぼ同一内容である。

博士は頗る熱心である。

『一応熟考しました上で』

と云ふ返事で、其日は別れた。

一方、美濃部の妻・民子は、「春子夫人が私たちの母〔菊池大麓の妻・たつ〕のところへこの人〔千代子〕をくれといらっしゃったの、じかに。それをほとんど恋愛結婚に近く寄せていったのが美濃部なんですよ」、「春子夫人が——どういうんですか。母とお友だちではございましたがね。何だかこの人〔千代子〕にちゃんと白羽の矢を立てて、母のところへ申込まれたんです」と述べ、また、「春子夫人が計画を立てて、美濃部先生が実行に移したということか」との我妻栄の言に、「まあそうでございますね」と返答している。結局、鳩山の結婚は、美濃部・春子・一郎の3人が共同で進めたということなのだろう。⁽²³¹⁾

鳩山と千代子の間には、翌明治44年3月31日一人息子の道夫が誕生する。

イ 講義・著作

【70】 助教授就任・結婚後の明治43年9月～翌44年7月の講義については、海野晋吉の次のような追懐がある。⁽²³²⁾

2度目の2年級のときだと記憶するが〔海野はバセドー病のため大学1年・2年を留年している〕、鳩山秀夫先生と穂積重遠先生が講師〔助教授〕としてはじめて独乙法の講義をされた。それまでは、デルンブルヒのパンデクテンを教科書につかつて

(231) 美濃部民子＝鳩山千代子＝末弘冬子＝我妻栄＝宮沢俊義「（座談会）美濃部・鳩山・末弘三先生を語る（1）」書斎の窓59号（昭和33年）2頁。なお、我妻は、「その前に鳩山先生はほかの方と見合いをなさったというお話を聞いているんですが、それはまちがいですか。奥様との見合いが最初にして最後ですか」との質問も行っているが、千代子は「さあ、私存じませんわ。だって私の知らない前のことはわかりませんものね」と軽くいなしている（2頁）。

(232) 鈴木禄弥「（日本の法学を創った人々4）鳩山秀夫」法学セミナー48号（昭和35年）60頁も、「秀夫の結婚は、母堂春子が千代子に白羽の矢を立て、義兄美濃部があっせんして、恋愛的色彩をもたせて、成立させたものらしい」とする。

さらに、末弘厳太郎と妻・冬子（菊池大麓の六女）の結婚を進めたのも美濃部達吉であった（前掲注（231）「座談会（1）」2頁〔美濃部民子〕「こちら〔冬子〕はね、美濃部が始終物色して、そうして大変なが小ちゃいからいやだってお嬢さんいうかも知れないけれどもどうだろうって」）。

ちなみに、美濃部自身は、菊池大麓総長に呼び出され、「何うちゃ、ふつ・かものぢゃが『タミ子』を娶ってはくれまいか。然し君一存でも行くまいから……」と直々に懇請されたという。

H・I・K「東大法学部の人人（上）」法律春秋3巻3号（昭和3年）88頁。

(233) 海野晋吉「在野法曹——愚かな者の半世紀の歩み」法学セミナー5号（昭和31年）5頁。

いたが、両先生になって、マッチャスのB.G.B.を用いたと記憶する。他の講義は全部ノートだったが、独乙法だけは書物を用いたので、先輩や同級生のノートですますことができず、講義を聴きに出席した。高等学校で怠けたのがたたって、できない独乙語では容易に下読みもできず全く苦勞した。

このほか11月には「鳩山助教授の私法演習、穂積助教授の親族相続法演習の担任を承認⁽²³⁴⁾」。

【71】 また、著作に関しては、明治43年12月15日に鳩山の最初の著書『法律行為乃至時効』の「第1分冊」が刊行される。同書は、嚴松堂が企画した民法の逐条解説書（コンメンタール）『註釈民法全書』（全12巻）の第2巻の前半部分で、「第2分冊」（「代理」以降）の刊行は翌明治44年12月6日、合本初版の刊行は明治45年1月1日、鳩山法学の「前期（第1期）」（講師・助教授時代。【20】）の業績の白眉であり、同書に関して、我妻栄は、次のように述べている。⁽²³⁵⁾

……鳩山先生が最初に書かれたものは、『法律行為コンメンタール』、これは余り市場にありません。なんでも伝えるところによりますと、たしか嚴松堂が大学の先生を総動員して、註釈書を出すことを試みました。それぞれの先生が、それぞれの分野を分けてやったんですが、「人と法人」、これは松本烝治先生、それから「法律行為乃至時効」が鳩山先生、三瀧〔信三——編者注〕先生の「物権」の半分、神戸〔寅次郎——編者注〕先生の「契約総論」というふうに——。しかし、あれがあの当時完成していたら、民法に役立っていたと思いますが、完成していない。⁽²³⁶⁾ その理由として2つの点があります。

鳩山先生が、あまりえらいものを書いたんで、ほかの人が書けなくなったというこ

(234) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲注（124）136頁。

(235) 我妻栄「契約と信義誠実の原則」裁判官特別研究叢書46号（昭和29年）12-13頁……〔所収〕『民法研究Ⅱ補巻2』（有斐閣、平成13年）50頁。

(236) 〔七戸注〕全12巻の執筆予定者は、①第1巻：松本烝治『人法人及物』、②第2巻：鳩山秀夫『法律行為乃至時効』、③第3巻：乾政彦『物権総則及占有権』、④第4巻：三瀧信三『所有権乃至地役権』、⑤第5巻：吾孫子勝『留置権乃至抵当権』、⑥第6巻：中島玉吉『債権総論（上巻）』、⑦第7巻：曄道文芸『債権総論（下巻）』、⑧第8巻：神戸寅次郎『契約総論』、⑨第9巻：池田寅二郎『契約各論』、⑩第10巻：飯島喬平『事務管理乃至不法行為』、⑪第11巻：島田鉄吉『親族編』、⑫第12巻：川名兼四郎『相続編』であったが、刊行されたのは、①・②・⑧の3巻にとどまる。なお、未刊に終わった⑥中島玉吉・⑦曄道文芸の債権総論と⑫川名兼四郎の相続編については、中島（+川名+曄道）のコンメンタール『民法釈義』（明治44年～【9】）との関係も気になる。

とがひとつ。もう１つは、巖松堂が、そんなことを言っでは……うわさですから……巖松堂が諸先生との間に意思疎通を欠いた。先生にいわせれば、巖松堂が失礼だ——どっちが本当か知りません。鳩山先生が、いいものを書いたから、あと書けない、ということは穿ちすぎた観測だと思います。しかし、そういうウワサが出て来るほど「法律行為」は勝れたものであることは、これは何びとも疑わないと思います。

非常に概念が正確で、その代り読んでみると、浮世ばなれしているようなところもあり、そんなやかましいことをいわなくてもよさそうだ、この辺で一步飛躍してもよさそうだということは、到るところにあります。

ウ 父・和夫の死

【72】『法律行為乃至時効』の「第１分冊」が刊行された明治43年12月頃から、父・和夫は著しく健康を害し病床に伏すこととなる。⁽²³⁷⁾

秀夫の妻・千代子が「はじめの著書は、父（鳩山和夫）がガンになりまして、寝たり起きたりしておりましたので、そこへ行っては書いておりました。それから道夫の生まれたときなんかも、そのそばで書いておりました」といい、また、「鳩山〔秀夫〕先生の著書で、初めのうち家族の方の病気の時に病院でも書いたとおっしゃるのは、註釈民法全書の『法律行為乃至時効』（明治45年）ですね」〔我妻栄〕、「そうね、一番初めてでしたから、ずいぶん一生懸命に書いておりました」〔鳩山千代子〕とあるのは、明治44年「第２分冊」執筆時のことである。⁽²³⁸⁾

明治44年９月７日秀夫には文部省より「民法研究ノ為満３箇年間独国及仏国へ留学ヲ命ス」との辞令が下るが、父の病状重篤のため、洋行は12月１日以降に延期された。これを聞いた父・和夫は非常に喜んだという。⁽²³⁹⁾⁽²⁴⁰⁾

同年10月３日午前７時半、父・和夫は兄・一郎の腕に抱かれながら自宅で死去した。享年55歳。

（２）留学（明治44年12月～大正３年12月：27～30歳）

【73】父の死から２か月後の明治44年12月６日、鳩山は渡欧の途に就く。

(237) 高橋勝介・前掲注（116）④「第１編 鳩山春子女史」30頁。

(238) 前掲注（231）「座談会（１）」５頁、８頁。

(239) 明治44年９月７日官報8465号134頁。

(240) 『鳩山の一生』前掲注（116）②158頁。

ア ボン時代（明治45年〔1月?〕～大正2年4月）

【74】 鳩山が最初の留学地ボンに到着した日付は調べ切れていないが、明治45年4月より翌大正2年3月までの間、彼がボン大学で受講した夏・冬2ゼメスターの科目については、ウルリヒ・アイゼンハルトによる調査結果がある。⁽²⁴¹⁾

8年前（明治37年4月～38年3月）に同じくボン大学で夏・冬2学期を過ごした石坂音四郎と同様（【15】）、鳩山もエルンスト・チーテルマンの講義を多く受講しているが、①「彼の考えは、概念法学のそれに近いもの」であり、②「彼の講義を通じて鳩山は、概念法学の方法論について深く学修したといっていよいであろう」、③「ツィーテルマンの主張には、自由法学派によるラディカルなテーゼを拒絶する内容が明確に含まれている」、④「鳩山はツィーテルマンのもつて、そのような過激な見解への批判を学ぶことができた」とアイゼンハルトはいう。⁽²⁴²⁾

（ア） 大正元年8月7日：チーテルマン誕生日

【75】 一方、我妻栄は、チーテルマンと鳩山をめぐる次のようなエピソードを紹介している。⁽²⁴³⁾

鳩山先生は、ボンに留学して、チーテルマン教授の指導を受けていた。国際私法の泰斗だから、外国からの留学生も多かったが、先生は、そのすばらしい学識と語学力とで、クラスの幹事のようなことをしていた。チーテルマン教授の誕生日〔1912（大正元）年8月7日の60歳の誕生日〕に、先生は、クラスの学生から金を集めて教室を飾り、夕方、何か記念品をもって、もう一人の学生と二人で、教授の家を訪ねた。教授は非常に喜んで、永くそのことを語っておられた……。

ところが、この記念品をもってチーテルマンを訪ねたもう一人の学生というのは、いまスイスのフリースブル（Fribourg）大学の教授をしているグッツウィラー（Max Gutzwiller）その人であることがわかった。

同年（大正元年）12月よりボンの鳩山に合流する穂積の日記にも、グッツウィラー

(241) ウルリヒ・アイゼンハルト（著）／大橋エミ（訳）「鳩山秀夫——20世紀初頭のボン大学における法学徒」法の思想と歴史3号（令和5年）99頁。なお、135頁以下には、同論文の書評：川角由和「アイゼンハルト氏の論文に関する若干の感想」が付されている。

(242) アイゼンハルト・前掲注（241）①122頁、②127頁、③130頁、④133頁。

(243) 我妻栄「（身辺雑記）スイスを横切る」ジュリスト144号（昭和32年）30頁……〔所収〕『海外随想——身辺雑記（3）』（有斐閣、昭和39年）59頁。

の名は登場するが、後の時代、東大を定年退官した我妻は、昭和32年秋にスイスのグッツウィラー宅を訪問している。⁽²⁴⁴⁾
グッツウィラー宅を訪問している。⁽²⁴⁵⁾

眺望のすばらしい丘の上のグッツウィラー教授の宅に到着して夫人に挨拶しているところに、教授は、講義から帰ってきた。オーバーも脱がずにビデオ・ハトヤマは私の親しい友人だ、あなたはその後継者だそうだと、なつかしい、といって握手。それから、前に書いたチーテルマン教授の誕生日の話が教授の口から語られた。……。

それから、教授は、いいにくそうにして、ある日本人に聞いたら、ビデオは酒を呑み過ぎて病気になったということだが、ほんとうか、あの聡明な男が！ 信じられない……と感慨深くつぶやかれた。駅前でもとめたエハガキを出して、千代子夫人に便りをしましようといったら、1911年、12年にボンで一緒に暮しスイスを一緒に旅行した、ビデオのスイス友達グッツウィラーを記憶しておられますか、私は始終憶い出している、という趣旨を書かれた。

（イ） 大正元年10月3日：父・和夫没後1年

【76】 兄・一郎によれば、「父の一周忌に際して弟は独逸に在り、母に宛てて左の書翰を送って来た」。⁽²⁴⁶⁾

大正元年10月3日午後7時20分。亡き父上の一周忌なれば、今日のはかの一番二番の表座敷にて、追悼の宴を催さること、と存じ候。^{〔ママ〕}遙か異郷に放浪する身の御墓参も出来ず、親しき人々と父上の生前を語りあふ術も無之、独り教会に跪きては、父上の御冥福を祈り、御写真の前に好み給へる花とて純白の薔薇を供へては、木鉢持ちて庭園を遊歩せられ給ひしお姿を思ひ浮べ申候。

教会に跪き、思ひては祈り、祈りては思ふこと30分、その折々の御面影は我が眼の前に浮びて、今更に御慕はしの限りと覚え候。徒らに父上より受けたる御恵みのみ多

(244) 有斐閣「書齋の窓」編集部（編）「穂積重遠先生留学日記（1）」書齋の窓277号（昭和53年）50頁〔大正元年12月22日（日）〕「午後鳩山佐藤〔友蔵。裁判官〕両君並にグッツヴィラーと云ふ瑞西人の学生と共に、電車でメーレムと云ふ所まで行き……」、51頁「グッツヴィラーと云ふ学生は気軽な元氣な男で盛にふざけ散らすがフラウ、ホヅミに日本語で敬意を表したいとてつゝりを聞きへ／＼画はがきの署名の下にKonnichiwaと書いて喜んで居た」、「（4）」280号（昭和54年）58頁〔大正2年1月11日（土）〕「例のグッツヴィラーと云ふ瑞西人の学生が〔スケートは〕本場だけに余程上手な様子」。

(245) 我妻榮・前掲注（243）30頁……〔所収〕60頁。

(246) 鳩山一郎・前掲注（116）⑤56-58頁。なお、鳩山春子・前掲注（116）①304-305頁、『鳩山の一生』前掲注（116）②203-204頁も参照。

くして、酬いまつりし事の云ふべくもあらず、我等の今不自由もなく日を送り得候事、一に皆父上の御恵なるものと想ひ回らせば、猶せん術も無かりしとさへ思はるゝにて候。

白駒の過ぐる何ぞ早き、今日は既に1年にて候。小子の洋行のことを喜び給ひ、また出発前の早からぬ喜び給ふなど、小子の身体のことをさへ考え給へること（中略）など犇々と胸に迫り申候。

最後まで希望を有ちて、雄々しく不治の病と奮闘し給へる父君よ、小子は父君に依ふ可く候。その勇気もて、その忍耐もて、その摂生もて、而してその希望と安心立命とを以て小子を誘ふ世の敵と闘ふべく候。小子の道を邁進仕る可候。

父上は小子の将来に安心し給へり。その信頼に酬いざるべからず、父上よ安んじ給へ、斃れて後已む、斃るゝ迄は家の為に、国の為に、而して社会の發達の為に勇往邁進致すべく候。

小子はキリスト磔刑の図を永く見るに耐へず候。釘打たるゝ御手と御足とは救の悦びよりは先づ痛ましき印象を与へ候。父上の温顔を見てまた同様の感慨に襲はれ申候。陛下の崩御、乃木伯の自殺等より『死』といふことについて考へること尠からず候。而して父上の御写真を見上げては働けよの声に励まされ候。自己の事業の成れるを見て眠りにつくを得る人は幸福なるべく候。東京に暴風雨あると聞及び候。崖は如何に候べくや多少心配⁽²⁴⁷⁾に候。呉々も御健康の程祈り上候。 不一

母上様

秀夫

なお、翌大正2年の復活祭の日にも、鳩山は千代子と教会に赴いている。高校⁽²⁴⁸⁾

(247) 「七戸注」音羽の「鳩山御殿」の崖については、父・和夫の生前に、次のような新聞記事がある。東京朝日新聞明治41年10月1日朝刊6面「三度目の大厄／一昼夜降続きたる大雨／人畜家屋の損害無数／大雪大雹と今年の三大厄」[▲小石川区（浸水六千余戸、焼失14戸、負傷3名）……▲一家3人の負傷 音羽7丁目鳩山和夫氏宅の崖が崩壊したる為其下に当りし砲兵工廠職工横田種徳（42）の居宅は脆くも押し潰され妻はる（39）長女たね（22）六女ときわの三人は其下に生理にされたるを警官の為に掘り出され漸く一命を取り留めたるがはるは産後未だ1ヶ月を経たるのみ未だ病褥にありたる際にて一時は殆んど人事不省に陥りたる程なり」。

(248) 「穂積重遠先生留學日記（12）」前掲注（244）288号（昭和54年）62頁〔大正2年3月23日（日）〕「朝は教会で祈禱式があるので鳩山君夫婦は出かけたが、我々不信心連は『クリスマス』のときと大した相違はないと聞いて御免を蒙る」。橋本伝右衛門＝那須皓＝大槻正男＝東畑精一（監修）『石黒忠篤伝』（岩波書店、昭和44年）8-9頁によれば（石黒忠篤の妻・光子は、穂積陳重の二女（長男・重遠の妹）である）、「穂積家は学者一家だけに徹底した合理主義を家憲としていた。『とつ国の学びの道に励むともヤソの道にはふみ入るなゆめ』という家訓をさへ持つ

2年で受洗した（【54】）鳩山の所属教会は、日本聖公会の聖バルナバ教会（牛込区築土町20）であるが、留学から帰朝後の信仰の行方については、資料を発見できていない。⁽²⁵⁰⁾

（ウ） 大正元年12月16日：穂積重遠ボン来着

【77】 穂積がボンに到着したのは大正12年12月16日（月）、駅で出迎えた鳩山が用意してくれた住居は、鳩山が当初居住していたレンネ街8番のノイエルブルグというパンジオンで、佐藤友蔵と同宿。⁽²⁵¹⁾「当地には日本人が5〔～〕6人（皆留学生）居るさうだが鳩山佐藤両君の外はまだしみべゝ会はぬ、鳩山君が一番の先輩で、日本人同士でもなるべく独逸語で話すと云ふ鳩山らしい規則を設けて居るが、至極結構なことだから僕も勿論遵奉する」。⁽²⁵²⁾

穂積の長男・重行は、父・重遠の日記から窺われる留学時代の鳩山について、次のようにいう。⁽²⁵³⁾

彼はドイツにおいてもビールやワインを心のままに楽しんでいる。しかしそれは決して「悪い酒」ではなく、体質的にアルコールを受け付けぬ重遠も迷惑そうでもなく、コーヒーなどなめながら楽しみをともにしている。それよりもそこで目立つのは彼の「ハイカラ」な積極性と仲間への「リーダーシップ」であって、重遠に対しても一足先の先輩顔で下宿や語学教師の世話に始まって、「ダンスの教唆」「レディーに対するエチケットの実践」から「玉突き」にも凝りに凝る。

だが、重遠のボン来着から1か月を経た大正2年1月12日夜「鳩山隊長少しビールが廻ると忽ち率先して禁を破り結局日本語で大にしゃべる」との穂積日記の記載は、彼の変調の不吉な予兆のようにも感じる。⁽²⁵⁴⁾

ていた」。

(249) 谷竜平（編）『日本基督教徒名鑑／一名・日本之基督教一覽』（中外興信所、大正3年）79頁。

(250) なお、妻・千代子によれば（前掲注（231）「座談会（2）」書斎の窓60号（昭和33年）5-6頁）、鳩山は岩下壮一（一高・東大で鳩山より5年下のカトリック神父）と親交があり、「昔は宗教のこと、思想のことを書いたお手紙がたくさんありましたけれど、それを〔戦時中の空襲で〕焼いてしまったでしょう。カトリックの方にそういったら、それを拝見したかったっていつていらっしやいました」。

(251) 「穂積重遠先生留学日記（1）」前掲注（244）46頁。

(252) 前掲注（251）50頁。

(253) 穂積重行・前掲注（157）366頁。

(254) 「穂積重遠先生留学日記（4）」前掲注（244）280号（昭和54年）59頁。

【78】 ともあれ、①鳩山がベルリンに来た当時は酒もタバコも飲まない優等生だったが、②松本丞治の手ほどきで手に負えないほどの酒好きになったため、③妻・千代子が派遣されたとの話（【18】）のうち、①は実際と異なる。

一方、②と③の件は、当時の新聞にも掲載されているが、しかし、③千代子の来独時期については、グッツウィラーと面識があることから知られるように（【75】）、鳩山のボン時代のことである（【80】）。

となれば、②鳩山の深酒についても、ボン時代よりも前が問題となってくる。

【79】 そこで彼の飲酒歴について触れておくと、鳩山家では、子供が就学時代の間は酒と煙草を禁止していたが、大学卒業後、この禁制は解除された。

なお、長男・一郎は、父・和夫について「おやじは酒ばかり飲む人だと思っていた」と語り、自身は「甘党だけあって、お酒の方は全くいけない。父や弟、それから私の息子〔威一郎〕、これらは全部飲み助の方だが、どういう訳か、私だけは昔から全く駄目だ」と述べているが、この点との関係では、母・春子の明治43年6月（秀夫の大学卒業2年後、助教授就任3か月後）の談話に、次のようにあるのも気になる。2人の子供は「各自独立いたしまして、自由になりますにも拘らず、この永い間の習慣の為に、依然酒も煙草も節して居ります。一郎は性来余り好まぬ様子でございますし、秀夫は克己する様子でございます」。

「秀夫は克己する様子」との春子の言辞は、いかにも意味深長である。

(255) 東京朝日新聞大正3年4月8日朝刊2面「東人西人」「弟の秀夫君は法科大学教授で目下伯林で留学中で有るが或人から秀夫君が伯林に於て少し良くない方面へ発展して居るとの中傷説が有ったので春子夫人大に驚き万一ソンなことが有ってはならぬと直に秀夫君の夫人千代子を伯林へ特派した」。

(256) 読売新聞明治45年4月23日朝刊5面「(家庭講話) 鳩山春子夫人の家庭教育／一郎と秀夫の子息養育」「〔和夫〕博士は「修業中は飲んでは不可(いけ)ない」と云ふので令息たちは大学卒業迄決して杯を口にしなかった」。

(257) 鳩山一郎・前掲注(116)⑨64頁。父・和夫の飲酒については、鳩山春子『婦人生活の改善』(先進堂、大正9年)215-216頁にも、次のようにある。和夫は「大酒ではないのですが、酒が好きでありました。勿論、修業中は決して杯を執りもせず、真面目に勉強しましたが、学校を卒業して官途に就き間もなく官を辞して代言人になりましてから、自然に酒を飲むやうになりました。習慣と云ふものは恐いもので、遂には晩酌をするやうになって、毎晩必ず小徳利2本位傾け、寝る前にも葡萄酒を飲んで居りました」。

(258) 鳩山一郎・前掲注(116)⑨216頁。

(259) 鳩山春子『我が子の教育』(婦女界社、大正8年)309頁。

（エ） 大正2年3月19日：妻・千代子ボン来着

【80】 鳩山が妻・千代子と呼び寄せる話を穂積に語ったのは、穂積のボン来着1週間後の大正元年12月22日のことであるが、2歳に満たない長男・道夫を残して単身渡欧するのは、やはり異例の事態のように思われ、留学によって鳩山家の軛から解放され、「よく遊べ」のタガが外れて暴走を始めた鳩山の「蕩性」を抑えるお目付け役として、母・春子の命で派遣されたと考えるのも自然な発想であろう。

翌大正2年の穂積重遠の日記には、大正2年1月11日（土）「鳩山は奥さんが愈々3月上旬に日本を發ってシベリア線で来ると云ふので大御機嫌、モスコオまで迎えに行く由」⁽²⁶¹⁾、2月28日（金）「鳩山は〔3月〕11日頃当地を立ててモスコウまで奥さんの御迎に行くことゝなった」⁽²⁶²⁾、3月19日（水）「今朝鳩山から電報があつて今晚6時半に着くとの知らせ」。ところが「6時半の汽車には鳩山のハの字も見へぬ」。いったん帰宅したところへ「ガラ／＼と馬車の音、……戸をあけたら果たして鳩山君夫婦、先は安着で目出たし／＼、汽車に故障があつたのでケルンの乗り替への具合が狂つたのゝ由」⁽²⁶³⁾とある。

翌3月20日（木）の日記には「鳩山君は今後皇太子街を去って我々の下宿に起居することとなった」⁽²⁶⁴⁾とあるが、その後の鳩山については、3月26日（水）「此の頃は鳩山がおとなしくて僕が夜歩きをすると宿でも驚いて居る」⁽²⁶⁵⁾、3月30日（日）「鳩山は奥さんの御守り役故今日は僕がハイカラ役を勤めて『ボック』嬢〔鳩山が紹介した20代のドイツ語教師〕を送って行き、門口で嬢にも別を告げる」⁽²⁶⁶⁾とあり、妻・千代子の派遣は、鳩山の「蕩性」抑制に奏功したようである。

イ ベルリン時代（大正2年4月～3年1月）

【81】 翌4月24日鳩山夫妻はベルリンに到着し、同月1日より同地に移っていた穂

(260) 「穂積重遠先生留学日記（1）」前掲注（244）50頁「鳩山が妻君を近々呼び寄せることを云ひ出して盛にロングの拝聴を仰せ附けるから……」。

(261) 「穂積重遠先生留学日記（4）」前掲注（244）280号58頁。

(262) 「穂積重遠先生留学日記（9）」前掲注（244）285号51頁。なお、鳩山の妻・千代子は、渡欧を控えた2月8日に穂積家を訪問している（52頁）。

(263) 「穂積重遠先生留学日記（12）」前掲注（248）59-60頁。

(264) 前掲注（263）61頁。

(265) 前掲注（263）66頁。

(266) 「穂積重遠先生留学日記（14）」前掲注（244）290号（昭和55年）60頁。

積が用意した宿所に入居する⁽²⁶⁷⁾。

以後、穂積は「鳩山の所へは殆ど隔日位に、食事に行く前に寄って20分程づ、話す」のが常であったが、穂積日記に登場する鳩山は、ほぼすべて夫婦同伴で、ボン時代の鳩山の代名詞「ハイカラ」の呼称はまったく登場しない。松本烝治がベルリンで鳩山を大酒飲みにしたとの話はおそらく訛伝で、鳩山の「蕩性」は妻・千代子によって完全に制御されているように見える。

(ア) シュテルンベルク

【82】 アイゼンハルトは、バルテルス＝石川アンナの著作に依拠して、⁽²⁶⁹⁾「鳩山が自由法学をより一層探求するようになったのは、ベルリンや東京でのテオドア・シュテルンベルクとの交流以降である」とするが、穂積の日記を読んだ限りでは、ベルリンでシュテルンベルクと接触しているのは、穂積だけである⁽²⁷¹⁾。

(イ) 長男・道夫の発病

【83】 穂積日記の5月24日(土)条には、「鳩山君の所では……坊ちゃん〔一人息子の道夫〕が病氣と云ふ知らせが来て奥さん大変に心配の様子、無理もないこと、同情する」とある⁽²⁷²⁾。

翌25日(日)は「鳩山君夫婦と『ティアガルテン』公園を散歩」の後――⁽²⁷³⁾

(267) 「穂積重遠先生留学日記 (19)」前掲注 (244) 295号57頁「午後6時48分『動物園』停車場着の汽車で鳩山君夫婦が来着の筈故河津〔暹〕先生渡辺〔鉄蔵〕小林〔政芳〕両法学士と僕の宿で勢揃ひして出迎に行く。」「アウトを雇って鳩山君夫婦河津先生と同乗一先づ鳩山君の宿に取って置いた『アウグスブルガー』街74番地に行く」。その後は「一同地下鉄道で『フリードリヒ』街へ出かけ、『リンデン』通りの『ヒラー』と云ふ有名な上等料理店で一所に食事をし鳩山君夫婦の安着を祝する」。

(268) 「穂積重遠先生留学日記 (23・最終回)」前掲注 (244) 299号88頁。

(269) Anna BARTELS-ISHIKAWA, *Theodor Sternberg: einer der Begründer des Freirechts in Deutschland und Japan*, Schriftenreihe zur Rechtssoziologie und Rechtstatsachenforschung, Bd. 79, Duncker & Humblot, 1998, S. 84.

(270) アイゼンハルト・前掲注 (241) 134頁。

(271) 穂積とシュテルンベルクとの初対面は、穂積のベルリン来着から1か月後の大正2年4月30日――「これは『ハイデルベルヒ』旅行当時の日記に書いた通り、僕が其著書を褒めたところから『ラートブルク』教授が紹介状を書いて呉れた」ことによるが(「穂積重遠先生留学日記 (20)」前掲注 (244) 296号67頁)、穂積のハイデルベルク行(ボン時代の3月6～12日)の同行者は、当地に留学中の井野英一(一高・東大の同級生で大正9年森戸事件第1審の裁判官。【102】)であり、鳩山はラートブルクに会っていない。その後、穂積は、5月4日、9日にもシュテルンベルクと会っているが(「(21)」297号60頁、「(22)」298号72頁)、いずれの日についても、鳩山の名前はない。

(272) 「穂積重遠先生留学日記 (23・最終回)」前掲注 (244) 299号90頁。

昼飯をたべて電車で鳩山君のうちへ帰って見ると、留守中に大使館から電話がか、って鳩山君へ電報が来て居るとか云ふことであったと宿のかみさんの報告、丁度坊ちゃんの病気のことで心配最中であつた故、鳩山君夫婦の驚き一方ならず、僕も電報とあつては兎に角吉報ではあるまい。もしものことがあつたら何と云つて慰めやうかと胸を痛めつゝ、まさかそんなことはあるまいから何しろ電話をかけて見たまへと秀夫君を励まして大使館へ問ひ合わせた所、さうではなくてホッと息をついたが、一方大に驚いたのは坪井正五郎先生が「セントピーターズブルグ」へ来て居られた所、病気にかゝられ危篤に付鳩山に知らせろとの電報であつたのだ。坪井先生の夫人が鳩山夫人の叔母さんなのでさう云ふ通知が来たのだが、電文が簡単なので第一に危篤と云ふ程度が分らず、又鳩山に來いと云ふ意味なのかどうか分らず、どうしたものかと鳩山も大に迷つて居たが、……。どうか危篤と云ふのが單に重態と云ふだけの意味であれかしと祈りつゝ、後報を待つて居る。

有斐閣「書齋の窓」の穂積日記の翻刻は、上記5月25日条をもつて終了しているので、以降の情報は、穂積重行の日記抄録（抜粋）に依拠するが、翌26日に坪井は死去、鳩山は27日夜単身で出発、6月3日ベルリン帰着の後、火葬が可能なハンブルクに遺体を移して同月5日に葬儀を終える。⁽²⁷⁵⁾

（ウ） 妻・千代子の発病

【84】 一方、穂積にも、6月15日に父・陳重重病の電報が届き、シベリア鉄道で帰国、父の腎臓摘出手術が成功し、再びシベリア鉄道で10月7日ベルリンに帰還するが、「この間鳩山夫人千代子が発病して容態は一進一退しつつ、長期療養を覚悟せねばならぬ状態に陥っていた。腸結核の類であつたかと記憶する」。⁽²⁷⁶⁾

10月14日（火）の日記には「午前鳩山を見舞つて」とあるが、その後も「鳩山夫人の症状が好転せず、12月5日・10日の二度の手術も即効は期待できない有様で、毎日のように病院を見舞つては慰め励ますが、『小康をえたらスイスあたりで高山

(273) 前掲注(272) 91頁。

(274) 〔七戸注〕坪井正五郎（東京帝大理科大学教授・日本初の人類学者）の妻・直子は箕作秋坪の長女で、直子の4人の兄のうちの二兄が千代子の父・箕作（養子である秋坪の実家・菊池家を継ぐ）大麓である。

(275) 穂積重行（編）『欧米留学日記』前掲注(157) 54-55頁（注）。

(276) 『欧米留学日記』前掲注(157) 59頁（注）。

(277) 『欧米留学日記』前掲注(157) 61頁。

空気療法を試みるほかはない』と医者⁽²⁷⁸⁾に勧められて鳩山と子ども困りはてている」。

翌大正3年1月7日(水)「鳩山夫人が来週土曜日にスイスのレーザンの療養所に転地と決まる。特別の寝台車で医師看護婦が同行し『途中モルヒネを注射してでも』⁽²⁷⁹⁾という主従医の強い主張。『よくよくのことと思われる』」。

1月「15日(木)夜、鳩山の送別慰問のためスイスにちなむ『ウィルヘルム・テル』に招待。『秀夫君も大喜びでまずまず大成功』」。「鳩山夫婦は17日出発。『病人は暖かに毛布にくるみ、病人運搬用自動車にかき入れて医者⁽²⁸⁰⁾と看護婦が同乗。汽車は一等の一室を借り切り仰臥のまま行ける。この様子なら大した障りはあるまい。幼稚園以来大げさにいえば運命をともにしてきたのだから、今度も僕の最近の例にならうことだろうと祈り、かつ自ら慰めている』」。

ウ スイス・レザン時代(大正3年1~11月)

【85】 1月21日(水)「鳩山から『途中まったく無事』との絵葉書。まずよかった。大変よさそうなところ。気候も温暖とのことゆえ必ず効果があるであろう」。⁽²⁸¹⁾

2月3日(火)「鳩山からやや詳しい便りがくる。一時は疲労していたが昨今平熱⁽²⁸²⁾のよし。先ず先ずであった」。

だが、3月7日(土)「鳩山からマイヤー氏の質問に対する返事が来た。……。同封の私信によれば、千代子さんの容態がどうもはかばかしく⁽²⁸³⁾ない」。

【86】 4月1日の穂積日記には「いよいよ今月一杯でベルリンともお別れ。月末から旅行に出かけて6月始めにパリに移る予定⁽²⁸⁴⁾」とあるが、一方、翌5月3日の日記には「鳩山から奥さんが少し快方につき自分はパリで当分勉強するとの便り⁽²⁸⁵⁾」が来る。

(278) 『欧米留学日記』前掲注(157)61頁(注)。

(279) 『欧米留学日記』前掲注(157)70頁(注)。

(280) 『欧米留学日記』前掲注(157)71頁(注)。

(281) 『欧米留学日記』前掲注(157)72頁。

(282) 『欧米留学日記』前掲注(157)76頁。

(283) 『欧米留学日記』前掲注(157)82頁。その後、穂積は、3月20日(金)「鳩山に長い手紙を書く。お互いに読んだ本の内容を報告しあっているのだ。昨日『法律社会学』を読み上げ、今日から『法律感情論』というのに取りかかっている」。

(284) 『欧米留学日記』前掲注(157)85頁。

(285) 『欧米留学日記』前掲注(157)88頁「勉強のためにはそうなくてはならぬが、千代子さんがかわいそうでもあり感心でもある。今度の旅行で見舞いに行くつもりだったが奥さんだけのところへ行くのも迷惑だろうから、夏休みに鳩山がスイスに帰る時いっしょに行くことにした」。

（ア） パリ時代（大正３年６～７月）

【87】 ６月１日にパリに移ってからの穂積の日記については、大村敦志の翻刻があり、６月８日（月）条には次のようにある。⁽²⁸⁶⁾

律ちゃん〔弟（陳重二男）律之助〕の出発を宿で見送って、僕は語学教師と会見のため鳩山君の宿へ行く。同君は今日から僕の宿から10分程の「マルタ、パンシオン」と云う下宿にはいった。語学教師は「ヌーエ」氏とて35〔～〕6の上品な紳士、新聞記者だそうで中々学問もあるらしい。至極よさそう故早速弟子入りしたが、同氏目下大分忙がしい様子なので、当分は鳩山君と一所に稽古すること〔と〕する。日曜を除いて毎日午後２時から１時間半ずつ、月水金は鳩山君の宿、火木土は僕の宿が仏語学校と早代り、今日から早速始めた。二人で本を手にして並んで居ると10年20年の昔に返った様な気がする。

だが、鳩山の宿については、３日後の６月11日（木）条に次のようにある。⁽²⁸⁷⁾

鳩山君が「マルタ、パンシオン」と云う下宿に移ったことは前に書いた。所が清潔らしく見える家なのにどう云う訳か南京虫が居るそうで、秀夫君第一夜にしたか遣られて大閉口。とうとう我慢し切れなくなって、今朝僕の宿に逃げて来て、又々同宿することになった。……。今日から秀夫君と同宿になったので語学の稽古を一所にするには都合がよい。

12日（金）「地下鉄道も暑苦しい故セーン河の小蒸気で国府君を一旦僕の宿に案内し、更に鳩山君をも誘い出して３人で『ボア、ド、ブローニュ』を散歩する。鳩山君もまだ初めてなので小生大得意⁽²⁸⁸⁾」。13日（土）の「夜は予定の通り秀夫君と二人で『グランド・オペラ』を見に行く」が、開演前の夕食の注文で「大学者二人御揃いで一しくじりしくじった。瓜を注文したら栗を持って来た。蓋し『ムロン』と『マロン』の間違い⁽²⁹⁰⁾」。14日（日）は「鳩山君を始め河田君、国府君とベルリン

(286) 穂積重遠（著）／大村敦志（校訂）『終戦戦後日記（1945-50年）——大正一法学者の晩年』（有斐閣、平成24年）「付録２：大正一法学者のベル・エボック（1914年）」453頁。

(287) 前掲注（286）458頁。

(288) 前掲注（286）460頁。

(289) 〔七戸注〕６月９日（火）「鳩山君がまだグランド・オペラを見て居ないとのこと故、僕が案内しよう和大威張り、今度の土曜日に『グノー』の『ファウスト』がある故それを見ることに極め」。前掲注（286）455頁。

(290) 前掲注（286）465頁。

連が大分揃った故、例の日曜遠足を再興しようと云うことになり、今日早速第1回⁽²⁹¹⁾を挙行する」。

【88】 このように、穂積と鳩山はほぼ毎日行動を共にしているが、6月20日（土）の日記を最後に鳩山の名が登場しなくなるのは、スイスの妻に会いに行ったためであろうか、1週間後の27日（土）の日記には、「秀夫君が昨夜遅くスイスから帰った由で今朝早速僕の部屋に来る。千代子さん次第に快方⁽²⁹²⁾に向って中々の元気の由。誠に喜ばしい」とある。

翌28日は日曜遠足の日だが、「秀夫君は又秀夫君の道を行って、今日は大使館の玉突⁽²⁹³⁾協議会」。翌日の日記には「秀夫君が昨日の大使館の玉突競技会で全勝の1等賞を取ったとて頗る上機嫌、同君が学問にも遊び事にも実に熱心な点はいつもながら感心して居る⁽²⁹⁴⁾」とある。だが、7月4日（土）の玉突きでは⁽²⁹⁵⁾――、

秀夫君が玉で大使〔石井菊次郎〕を負かし碁で妹尾君をいじめ、大天狗になって居る故杉村君と僕とが連合軍で玉の勝負を挑み、負けた方が玉台の下を韓信流に這ってくぐると云う賭で、秀夫君50我々30の勝負、ふだんは二人がかりでこれだけのハンゼカップでもとてもかなうのではないのだが、今夜はどうしたはずみかバリの横綱二度続けての韓信に大にヤッキとなり、今度もし負けたら一と負けに二回台の下をくぐるから、も一度立合って呉れとの懇願、何度でも来いと三回目の勝負に又々連合軍大勝利、負け嫌いのナポレオン口惜しがること一方ならず、併し自分で持ち出した条件故詮方なしに台の下を二度くぐる。拍手大喝采。冗談や悪口を連発しながら斯んな遊びに夜を更かす所、帝国大使館と云ふ大した場所に大使閣下と云うエライ方と同席して居るとは思えない。

鳩山の「負けず嫌い」と「蕩性」の一面が垣間見えるが、その4日後7月9日（木）の日記には、次のようにある。⁽²⁹⁶⁾

秀夫君が愈々バ리를引上げてスイスへ帰ることになった。千代子さんも追々快方の

(291) 前掲注 (286) 466頁。

(292) 前掲注 (286) 482頁。

(293) 前掲注 (286) 484頁。

(294) 前掲注 (286) 488頁。

(295) 前掲注 (286) 490頁。

(296) 前掲注 (286) 495頁。

様であるが、まだ折々熱が上ることもあり、そう云う折には別して大分淋しがられる様子、全体秀夫君が離れて居るのは無理で秀夫君も亦落附いて勉強が出来ぬ故、もうよい加減にスイスへ帰り切りにし、９月頃にもなって千代子さんが少しよい様だったら日本へ連れて帰る算段をする方がよからうと云うことになったのだ。

翌７月10日（金）「秀夫君はまだエッフェル塔へ昇って居ない」ゆえ、「荷拵えの忙しい中を、真に寸暇を愉んでのエッフェル塔昇り」。「夜は大使が鳩山君送別の招待」、「秀夫君今晚の汽車で立つ筈で荷物は既に停車場に行って居るのだが、とうとう翌朝に延ばして今夜は大使館に泊ることになった」⁽²⁹⁷⁾。

７月14日（火）の穂積の日記には、妻・仲子に宛てて、「千代子さん其後も引き続き快方の様子故、折には美しい画はがきでも上げるがよからう、アドレスは、Madame Hatoyama, Hotel Belvedere, Leysin, Suisse」⁽²⁹⁸⁾とある。

（イ） 帰国

【89】 その後の穂積日記７月22日（水）条には、「僕は８月１日に当地を出発してスイスを一週旅行し、鳩山夫人を見舞い、19日リオンにて忠律〔石黒忠篤と穂積律之助〕⁽²⁹⁹⁾両君と落合う」予定とある。

２日後の７月24日（金）条で、穂積のバリ時代の日記は終わるが、８月１日以降のスイス旅行で、穂積はさんざんな目に遭っている。７月28日オーストリア＝ハンガリーのセルビアに対する宣戦布告を皮切りに、ドイツは８月１日にロシア、３日にフランスに宣戦布告、第１次世界大戦が勃発したのである。

そのような状況を知らないまま、８月１日午前９時の汽車でパリを出立した穂積は、普通なら12時間の旅程に１日半をかけてようやくベルンの駅前ホテルに転がり込む。その後、３日にはオイゲン・フーバーと面会、翌４日にはレザンの鳩山夫婦訪問も実現するが、フランスに戻る国境で、入国には領事の査証が必要と告げられ、ジュネーブのフランス領事館に赴くと、領事館前で出くわしたのは「東大文科の吉田熊次教授と石橋智信助教授、京大法科の曄道文芸助教授でした。この３人はベルリン脱出組で、やはり国境まで行って追い返されてきたのです」⁽³⁰⁰⁾。

(297) 前掲注 (286) 495頁、496頁。

(298) 前掲注 (286) 503頁。

(299) 前掲注 (286) 503頁。

(300) 『終戦戦後日記』前掲注 (286)「資料：スイス道中まごつき毛（1914年）」523-524頁。

領事館で運良く査証を取得することができ、「今度は4人連れでも一度国境に引返し、難なくフランスに入国しましたが、そこがアンマースという田舎町でした。もはや夜に入って、汽車は明朝でなければ出ないとのことゆえ、大混雑の中をヤットの事でホテルを見附け、無理に頼んでとめてもらいました」⁽³⁰¹⁾。

翌朝ようやくリヨンまでたどり着き、「三君はすぐにマルセイユに出て帰朝するというので、ここで袂を分かち、又一人になってパリ行の汽車に乗ったのですが、実は精も根も尽き果ててしまったので、……〔弟・律之助のいる途中の町〕に下車して両3日休養し、8月14日パリに帰り着きました」⁽³⁰²⁾。

パリでは、「ロンドンから京大の仁保亀松先生が文部省留学生たちの事を心配して、わざわざ迎に来て下さったので、15日の夜になって明16日にほかの諸君と一しょにパリを引払いイギリスに渡ること⁽³⁰³⁾に決心し」、16日夜にパリを出立、翌17日の晩ロンドンに到着する⁽³⁰⁴⁾。

——以上、鳩山のフランス滞在は、妻の看病のためわずか1か月に終わったが、穂積のフランス滞在も、第1次世界大戦のため2か月で終わったのである。

【90】 穂積のロンドン時代の日記は、翌8月18日（火）より始まるが、穂積重行の日記抄録（抜粋）から、鳩山に関する記事を拾えば、以下の3件である。

- ① 9月15日（火）「鳩山から手紙が来た。同君も元気、千代子さんも段々快方。11月にはマルセイユから日本船で帰国するつもりとのこと。本当によかったが、この際マルセイユまでの病人連れは中々のことだろうと取り越し苦労する」⁽³⁰⁵⁾。
- ② 9月28日（月）「鳩山から便り。千代子さん非常に快方で床からしばらくは離れられるようになったよし。様子を見てイタリアに出て、11月にマルセイユから帰国の予定とのこと。誠に喜ばしい」⁽³⁰⁶⁾。

(301) 前掲注(300)524頁。穂積の伝える曄道文芸に関する情報は、当時の新聞報道（【12】）の内容と異なる。曄道の留学の発令は大正2年10月4日であったから、彼の留学地が穂積のいうようにベルリンであったならば、穂積・鳩山と曄道はベルリンで接触していたはずだが、これを伝える資料は見えていない。

(302) 前掲注(300)525頁。

(303) 前掲注(300)525頁。

(304) 前掲注(300)527頁。

(305) 『欧米留学日記』前掲注(157)116頁。

(306) 『欧米留学日記』前掲注(157)124頁。

- ③ 11月17日（火）「鳩山から13日マルセイユ発で、『昨夜当地着、明日出航。万事好都合。千代いよいよ軽快で旅行中少しも疲労を覚えず。万歳なり』云々の葉書。実に万歳だ。僕も憂いをわかった甲斐があったというもの」⁽³⁰⁷⁾。

【91】 大正 3 年11月14日（＝川名兼四郎の死去（11月 7 日。【11】）の 1 週間後）マルセイユ出航の船にて鳩山夫妻が日本に帰国したのは同年12月22日。⁽³⁰⁸⁾

穂積重行は「鳩山が留学を続けていたならば、その『犀利な論理性』はこの新しい状況のもとに新しい開花を見たに相違ない」といい、大村敦志も「鳩山の留学が中途半端なものに終わった……ために鳩山は大きな時代の変化——それは牧野英一がしばしば用いた表現を借りるならば『法の社会化』をもたらした——に適応することができなかった」とする。⁽³¹⁰⁾

もっとも、穂積の留学期間 3 年 4 か月に対して⁽³¹¹⁾、鳩山は 2 年11か月であるから、両者にさほど差があるわけではない（留学期間が 1 年に満たない曄道文芸（【12】）とは状況が違う）。

決定的に異なるのは、留学の「長さ」ではなく「内容」の問題であって、穂積がラートブルフ・シュテルンベルク・フーバーら自由法論者と交流し、また、裁判所や矯正施設の見学といった法社会学的な分野の関心が強かったのに対し、鳩山にあっては、穂積日記を読んだ限りでいえば、上記方面について穂積と行動を共にしていない。

鳩山の学問は、ボン大学・ベルリン大学に学び、帰国後は債権法教科書で一世を風靡し、物権法の研究に着手した段階で途絶するに至るまで、石坂音四郎（【15】）と同じ道を歩んだが、ボン大学でチーテルマンの影響を多大に受け（【74】）、自由法論についての知識を身につけながら、概念法学から抜け出せなかった点もまた、石坂の歩んだ道をトレースしているように見える。

(307) 『欧米留学日記』前掲注（157）165頁。

(308) 大正 4 年 1 月14日官報733号240頁。読売新聞大正 3 年12月23日朝刊 7 面「鳩山夫妻帰京」には、「22日午後 7 時 5 分東京駅着」とある。

(309) 穂積重行・前掲注（157）362頁。

(310) 大村敦志・前掲注（156）40頁、80-81頁。

(311) 穂積は、鳩山帰朝の翌大正 4 年11月にイギリスからアメリカに渡り、大正 5 年 2 月22日に横浜に帰着。

(3) 留学後

【92】 帰国から1年後の大正4年12月8日、鳩山は河田嗣郎（ベルリン・パリ時代の留学仲間）と共著で開成館から『輓近法制経済教科書』を出版する。同書は「文部省の定めたる教授要目に準拠し、汎く中等諸学校の教科書に充てんが為に著述したるもの」（巻頭「例言」）で、その後も多数発刊される鳩山＝河田共著の教科書は、発行部数に関していえば、鳩山の著書の中で最大の冊数と刷数の書籍である。

3 教授（大正5年5月～15年4月：32～42歳）

【93】 大正5年5月2日鳩山は三瀧信三とともに教授に昇任する。⁽³¹²⁾

(1) 鳩山法学の〔中期（第2期）〕（大正5～8年）

ア 大正5年（32歳）

【94】 そして、教授昇進から4か月後の大正5年9月12日、鳩山法学の最高峰である『日本債権法（総論）』が発刊される。刊行の理由・意図等については、我妻⁽³¹³⁾も言及している巻頭の「序言四則」の第1則を全文転記しておこう。

一、題シテ「日本債権法」ト言フモ実ハ講義ノ要領ニ過ギズ。大正4年9月以降余ハ東京帝国大学法科大学ニ於テ1回約2時間約30回ヲ以テ債権総則ノ全部ヲ講述センガ為メニ毎回予メ講義ノ要領ヲ印刷シテ之ヲ学生ニ配布セリ。然ルニ爾後他ノ学生ニシテ其分配ヲ要求スル者二三止マラズ、同学ノ士ノ一読ヲ希望セラル、者亦絶無ニアラズ。固ヨリ未熟ノ私見随処ニ謬カラザルヲ以テ之ヲ著書トシテ公刊センハ余ノ欲ス

(312) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲注（124）154頁。一方、4か月後の9月1日には穂積重遠も教授に昇任する（155頁）。

(313) 我妻栄・前掲注（235）13頁……〔所収〕50-51頁「『債権法』の総論、これは相当大きなものでありますが、非常に最初は薄っぺらな、最後の3分の2くらいで、序文のなかでこれは決して著書ではない。研究した成果を発表したのではなくて、学生のノートの労を省くために書いたものであるといわれている。書き方は『法律行為乃至時効』とまるで違う行き方で、これには先生が学生時代に勉強されたサブノートがついております。サブノートなんてものも、諸君はお作りにならないと思いますが、われわれはサブノートを作りました。方眼紙、あれに要点だけを書いて本を読んでいて、参考書を読んだら、そのわきに書き込んでおく。これは、私はすべての学科についてやりましたが、それを私が外国に留学している間に、後輩が高等試験を受ける前に持ちまわって、完全に私の手許にない。貴重なる文献と思いますが、それを鳩山先生が、債権法において、大学の教授をしたときにサブノートを作ったもののだとおられますが、恐らくそうだろうと思います。これは非常に解り易い、先生は研究したのではないということはおられますが、それが、だんだん改版されて、最後になって厚くなりました」。

ル所ニ非ズト雖モ夫ノ要求ト希望トモ亦之ヲ峻拒スルニ忍ビザルヲ以テ今夏休暇ノ前半ヲ利用シテ多少ノ補修ヲ施シ、之ヲ講義トシテ出版スルニ決セリ。然ルニ債権法講義ト言ハズシテ日本債権法ト称シタルハ別ニ简单ナル講義案ヲ公刊スルノ意アリ、彼ト此トヲ混同スルヲ虞レタレバナリ、敢テ一著を公ニシテ世ノ批判ヲ乞フノ抱負アルニアラズ。若シ之ニヨリテ夫ノ希望ニ副ヒ、併セテ講義筆記ノ缺ヲ補フヲ得バ余ノ望ハ足レリ。

出版元は、一高1年次同級の岩波茂雄（【49】）の岩波書店。

なお、岩波書店の創業は大正2年8月5日のことで、創業祝いに阿部次郎が版元を移した『三太郎の日記』は岩波書店のドル箱となったが、創業3年後に出版された鳩山『日本債権法（総論）』も、「大正14年まで10年に満たない間に79版を重ね、大正14年には増補改版第1刷となり、さらに増刷せられて」⁽³¹⁴⁾、「昭和16年までに9万3000冊売れた」⁽³¹⁵⁾。「初め岩波は法律書の出版には重きを置かなかったようであるが、本書の盛んな売れ行きを見て、爾後、法律書も出すようになったと聞いている」⁽³¹⁶⁾。

イ 大正6年（33歳）

【95】 大正6年4月21日の石坂音四郎の死去（【15】）に伴い、同月26日鳩山は民法第二講座兼担、助教授・末弘巖太郎は民法第四講座分担となる。⁽³¹⁷⁾

同年7月16日三瀧信三とともに法学博士（東京帝国大学総長推薦）⁽³¹⁸⁾。新聞記者の取材に、鳩山は次のように答えている。⁽³¹⁹⁾

「僕等兄弟が一人は政治界に、一人は学界にと云ふ風になったのは勿論お互ひの趣

(314) 大正3年4月4日東雲堂書店より刊行の『三太郎の日記』は3か月で3刷の人気を博したが、阿部は続刊『三太郎の日記（第二）』の版元を岩波書店に移して大正4年2月1日に刊行、大正7年6月3日刊行の『合本・三太郎の日記』は昭和19年までに19刷を重ねた。紅野謙介『物語・岩波書店百年史1「教養」の誕生』（岩波書店、平成25年）85頁。

(315) 勝本正晃「鳩山秀夫先生の人と学問（特別企画：日本の法学者——人と学問）」法学セミナー157号（昭和44年）127頁。

(316) 安倍能成・前掲注（187）177頁。なお、翌大正6年1月に岩波茂雄は、南神保町16番地の岩波書店小売部と続きの1棟を購入したが（売価2000円）、建物買取については、鳩山秀夫・太田水穂の好意を受けたという（182頁）。

(317) 勝本正晃・前掲注（315）127頁。

(318) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲注（124）157頁。大正6年5月3日官報1424号68頁。

(319) 大正6年9月25日官報1545号532頁。

(320) 東京朝日新聞大正6年7月14日朝刊7面「新博士——花形二人◆兄弟で故博士の遺志を継ぐ：暢気に長生がしたいと鳩山秀夫氏◆独逸文学では三人目の博士：戦時の独逸文学を語る上田整次氏」。

味にもよるのですが一つには父（故和夫氏）の遺志を兄弟が分業的に継いだわけなのです、私は将来とも政治界などに出る気は少しもない、できるならば此の俣長く大学にゐて研究をつゞけ度いと思ひます

▲ 民法の学者 は川名博士にしろ石坂博士にしろ皆若くて死んで了はれた他の仕事と異って僕等の仕事は広く社会の現象を研究するのでなくてはいけない、暢気にして成る丈け長生きをしろなど、先輩や友人も云って呉れますからまア暢気に気長くやるつもりです」

だが、彼のその後の人生は、このときの言葉とは真逆の方向に進んだ。

ウ 大正7年（34歳）

【96】 大正7年4月28日『日本債権法』の「各論上」刊行。

同年7月大学卒業後に、鳩山の推薦で助手に採用された勝本正晃によれば、「鳩山先生は講義の前後1時間くらい来られ、よく、レターペーパーに細字で、原稿を書いておられた。筆が速くて字がきれいである」⁽³²¹⁾。

【97】 一方、前年（大正6年）9月大学に入学し、大正7年9月2年に進級した我妻栄は、鳩山の講義について次のように述べている。⁽³²²⁾

私は、大正6年に大学に入学しました。当時、民法は、鳩山（秀夫）、石坂（音四郎）、末弘（巖太郎）の3先生の「持ち上がり」講義でしたが、私どもは鳩山先生の担当でした。その翌年、大正7年に入学した人たちが穂積重遠先生の民法の講義を受けました。その第1回の受講者のなかで、諸君が名前を知っている人は、中川善之助教授であります。穂積先生は、それまで法理学を講義し、民法は講義しておられなかった。しかし前の年に石坂音四郎先生が急に亡くなられたので、石坂先生が担当されるはずのクラスを穂積先生が担当されたのです。したがって、私は穂積先生の民法講義は聞きませんでした。しかし、私の非常に親しい友人で、病気で1年遅れた者が穂積先生の民法を聞いて、鳩山先生に民法を教わった私としょっちゅう議論したものでした。お互いに自分の習った先生をひいきにして、鳩山説がよい、いや穂積説が優れている、といって議論しました。

(321) 勝本正晃・前掲注（315）128頁。

(322) 我妻栄「穂積重遠先生の人と学問」法学セミナー157号（昭和44年）129頁……〔所収〕『民法研究X講演』（有斐閣、昭和46年）355頁。

文中の「私の非常に親しい友人で、病気で1年遅れた者」とは、金田一他人であるが、鳩山は彼に対しても最後まで暖かい支援を行っていた。⁽³²³⁾

【98】 なお、岩波茂雄ら一高以来の友人との交流は、この時期にも続いており、阿部次郎日記大正7年10月28日（月）条には「秋晴、ツアラッストラの超人又未完にして午後岩波へ持って行く、内村〔鑑三〕先生や鳩山、安倍〔能成〕、阿部（彦）等と落合ふ、高田保馬といふ人と初対面、久保田（俊）〔久保田俊彦＝島本赤彦〕ともあふ、日暮帰宅」とある。⁽³²⁴⁾

エ 大正8年（35歳）

【99】 大正8年5月23日『日本債権法』の「各論中」刊行。

翌6月12日（日）の阿部次郎日記には、「風雨、入梅中第一の悪天気。日暮より晴れて蒸暑くなる。朝8時家を出て東洋大学の井上〔円了〕先生葬儀に名刺を出し音楽学校の奨励会行、それがおへて鳩山と自働車にて帝劇行、赤い鳥音楽会、北原白秋久保田万太郎山本唯次青木健作其他大勢とあふ」とある。⁽³²⁵⁾

【100】 同年（大正8年）夏、『日本債権法』の「各論下」（大正9年9月18日刊行）を執筆していた鳩山は、執筆のために我妻から借り受けた講義ノートを、赤坂の馴染みの芸者の所に寄った帰りに落としてしまう大失態を犯しており、どうやらこの時期あたりから、鳩山の変調が始まるようである。⁽³²⁶⁾

【101】 その後、「債権各論」上・中・下については、鳩山の欧州出張中（【107】）の大正11年1月10日に合冊本『日本債権法（各論）』が刊行された。同書もまた、大正5年の『日本債権法（総論）』（【94】）と同様、岩波書店のドル箱となったが、同時期の債権各論の教科書では、末弘厳太郎が中央大学法律科2年の大正4～5年

(323) なお、我妻榮・前掲注(322)136頁……〔所収〕373頁は、鳩山と穂積を対比して、次のように評する。「穂積先生には感情が激して興奮する、ということはありませんでした。少なくとも、顔色を変えて憤激されたのを私は見たことはありません。この点も鳩山先生と反対です。だが率直にいうと、それだけ穂積先生にはもの足りない感じを抱くこともないではありませんでした。私はこんなことを考えたことがあります。乱暴者が先生を面罵しても、先生の顔色は変わるまい。だが一人の青年が一身上の苦悩を泣いて訴えても、先生の感情を波立たせることはむずかしいだろう。先生の愛憎の感情は月の光にも喻えることができるでしょうか。『リトル・ボット スーン ホット』というのが先生のお好きな言葉ではありましたが……」。

(324) 阿部次郎・前掲注(174)256頁。

(325) 阿部次郎・前掲注(174)286頁。

(326) 交番に届けられたノートを取りに行った我妻は、「帝大の学生さんがこんなところで遊んでいてはいけない」と巡査から説教され大迷惑である。七戸克彦・前掲注(213)155-157頁。

度講義を基に有斐閣から出版した『債権各論』⁽³²⁷⁾の評価も高い。同書は、留学前の概念法学時代の末弘が到達した最高傑作である。

(2) 鳩山法学の〔後期(第3期)〕(大正9～15年)

ア 大正9年(36歳)

【102】 大正9年は大学が森戸事件に揺れた年であり、阿部次郎日記の同年1月28日(水)条にも「森戸のことにて鳩山をたづねて会わず／午前落合来訪、九鬼さんに紹介状をくれよといふ。岩波も来訪、森戸の件につき裁判長井野〔英一〕の心証を動かす為鳩山に逢ふことをすゝむ。承知して午後岩波まで出向、電話にて鳩山の在所をき、合すれど不明、やむを得ず岩波の本を4〔～〕5冊買ひ、文房堂で紙など買ひて帰る」とあり、7月18日(日)条には「星ヶ丘茶寮／晴天、松村の招待にて星ヶ丘茶寮に行き、工藤〔壮平〕、鳩山、井野〔英〕、上野〔直昭〕、岩波及び南書家五六を会す。井野鳩山と森戸事件の議論をしたりなどして日暮まで遊び、夜又竹永楽で飲んで10時帰途につく。久しぶりに旧友と会せるなり」とある。

【103】 一方、我妻栄は大正9年7月大学卒業後鳩山家に寄宿したが⁽³²⁹⁾、千代子によれば、「鳩山があの時分お酒を飲み始めたというんでしょうか、少し勉強をなまけて、それで我妻先生も心配なすって、一緒にいさめたというのもおかしいけれども、まあそんなことで、とにかくまた少し勉強を始めたんでございます。西洋へ行く前に。そのときはほんとうにうれしゅうございました」⁽³³⁰⁾。

大正9年9月『日本債権法(各論下)』(【100】)を刊行して以降の鳩山は、同年12月8日に『民事判例研究(第1巻)』(良書普及会)を上梓、同月エールリッヒの論

(327) 『第一分冊』の刊行は大正6年6月15日、『第二分冊』は翌大正7年留学出発(2月19日)後の3月23日刊行、翌4月17日『第三分冊』刊行の後、同年6月20日に合冊本を刊行。なお、巻頭の「自序」(大正6年5月識)の末尾は、「本書ヲ著ハスニ際シ鳩山教授ヨリ幾多ノ有益ナル序言ヲ与ヘラレタルヲ深謝ス」との言で結ばれている。

(328) 阿部次郎・前掲注(174) 325頁。

(329) 阿部次郎・前掲注(174) 343頁。

(330) この頃の我妻について、鳩山の妻・千代子は、「二階に一部屋を差し上げて、御自由にしていただきました。たくの道夫なんかも、当時、小学校5、6年で、学校のこともなんか少し見ていただいたこともあるんでございますよ」と回想する。鳩山千代子「(鳩山千代子さんに聞く)我妻先生の思い出」書斎の窓231号(昭和49年)8頁……〔所収〕「我妻さんと鳩山」『追想の我妻栄』(一粒社、昭和49年)47頁。

(331) 鳩山千代子・前掲注(330) 9頁……〔所収〕47頁。

稿「成文法と生きた法律」を⁽³³²⁾翻訳、同月から翌大正10年2月にかけて意欲作「財産法改正問題概論」を公表、また、大正9年4月で連載が途絶していた「所有権より生ずる物上請求権」も、大正10年2月に完結する⁽³³⁴⁾。

【104】 このほか、鳩山は、大正9年12月25日漕艇部学生有志によって創刊された「帝国大学新聞」（大正6年慶応義塾大学「三田新聞」に次ぐ日本で2番目の学生新聞）の責任者も務めている⁽³³⁵⁾。

なお、我妻によれば、彼が鳩山家に止宿していた頃、鳩山は、お抱えの車夫の牽く人力車で大学に来ていたという⁽³³⁶⁾。

……明治の時代に東京大学の教授だと言っている人は、とにかく馬車で大学に来ただけの月給をもらっていた。奥さんが金持から来たからだと言われております。多少そういう例はあるようでありますけれども、奥さんが金持の家から来なくても、馬車で来られたらしいのです。鳩山先生は人力車夫を雇って来られたらしいのです。もっとも近ごろの先生方は自動車でお通いになる。私の学生時代に鳩山先生が、正門を自動車で入るのは気がひける、それほど自動車で来るということは特別だった。私が居候をしていたころには、鳩山先生のところには人力車夫がおりまして、先生を車に乗っけて小日向台町から大学に運んだものです。ところが選挙になると、戸別訪問をするときは、自動車じゃだめなんだそうです。そのときの車夫も、前からいた車夫でなければならない。そこで鳩山先生を運んでいる車夫を、車ごと一郎さんが持っていっちゃん。そして戸別訪問をする。そうすると鳩山先生は人力車を取り上げられちゃったから、おれの車で行けということで、先生が自動車で大学へ来るというはめ

(332) 法学協会雑誌38巻12号（大正9年）43頁。

(333) 国家学会雑誌34巻12号（大正9）1頁、35巻（大正10年）2号1頁……〔所収〕①『民法研究（第1巻・総則）』（岩波書店、大正14年）60頁、②『債権法における信義誠実の原則』前掲注（115）251頁。

(334) 法学志林22巻2号（大正9年）9頁、4号1頁、23巻（大正10年）2号44頁……〔所収〕『民法研究（第2巻・物権）』（岩波書店、昭和5年）117頁、『債権法における信義誠実の原則』前掲注（115）353頁。

(335) なお、大正12年関東大震災後の話になるが、小沢正元「散文的な三ヶ年」『（私の学生の頃・第2集）若き日の軌跡』（学生書房、昭和23年）119頁には、「吉野〔作造〕先生は震災の翌年大学を去られ、当時の法学部、経済学部には多数の反動的な教授たちがとぐろをまいていたが、なほ美濃部、末弘、牧野、鳩山、河合〔栄治郎〕、矢内原〔忠雄〕等の自由主義的教授があって、鳩山さんが大学新聞の責任者に、末弘さんがセトルメントの責任者という風に、直接間接に進歩的な学生を援護された」とある。

(336) 我妻栄「司法制度改正の問題点」『民法研究Ⅺ補巻2』（有斐閣、平成13年）274頁。

になる。ところが正門を自動車で入るのは、ちょっと気がひけると言われていた。もちろん運転手というものがついています。近ごろの諸先生のように自分で運転するのとちょっと違う。しかしあの当時、馬車で来る、あるいは車夫を雇っておいて人力車で通うというのと、いまの若い先生が自動車を持って、オーナードライバーで来られるのと、どちらが金がかかりますかね。ぼくは鳩山先生の時代の車夫を置くというほうが金がかかったのじゃないかと思います。

いかにもブルジョワの鳩山家らしい話であるが、その一方で、我妻は、次のようなエピソードも語っている。⁽³³⁷⁾

大正9年に、私が東京大学法学部の助手となった当時〔正しくは大正9年7月～10年3月大学院特別給費学生、大正10年4月～11年7月助手〕、私法の方には、東季彦君を大先輩として、小町谷操三、勝本正晃、田中誠二、平野義太郎、中川善之助などの元気のよい同輩級がおった。これに対して、政治・公法の分野には、鈴木義男、河村又介、蜷山政道、佐々弘雄、山之内一郎などのそうそうたるメンバーがそろっていた。

……〔略〕……。

東北生まれの私は、鈴木君のあまり明晰でない発音に親しみを感じたが、それ以上に、苦学した学生時代の苦労話に同感を覚えたのであった。

鈴木君は、あちこちでアルバイトの講義をしていた。夕方私が帰る頃、彼は「仕出しや」の夕食をとって一人で食べながら、これから夜学の講義だ、といていたことが多かった。ひとと夜の二食を同じ「仕出しや」の弁当では辛かろうと同情したことも記憶に残っている。

＊

そんな生活のあるとき、私は、鈴木君から、学生時代に学費のために借財し、千円の額に達し、それが相当の高利なので、今もそれで苦しんでいることを聞き出した。

私も貧しい家庭に育ったが、大学の学費は育英財団の世話になったし、卒業後は、恩師鳩山先生のお宅に「居候」をしていたから、借金の味は知らなかった。

(337) 我妻栄「鈴木義男君の思い出」ジュリスト283号（昭和38年）33頁……〔所収〕〔所収〕我妻栄『民法と五十年（その2）』前掲注（155）340-342頁。助手時代の鈴木義男については、仁昌寺正一『平和憲法をつくった男・鈴木義男』（筑摩書房、令和5年）63頁も参照。

そこで、鈴木君の借金に同情した私は、ある日、鳩山先生に仔細を話したところ、先生は、即座に、僕が出てやろうといわれた。奥さん同席のところであった。

この話を私から聞いた鈴木君は、最初は極力辞退したが、結局、先生の厚意を受けることになり、千円の小切手が渡された。大正10年頃の千円である。先生の日常生活の経費のための口座も、これを出した残りは少なくなった。

このことは、先生はむろん誰にも話されなかったし、私も吹聴はしなかった。ただ鈴木君は、始終感謝し、思想の面では、おそらく鳩山先生から遠く離れるだろうが、先生の人間としてのあたたかい心は決して忘れない、などと私にいったこともある。

その後、鈴木君は、東北大学に赴任し、それから政界に入った。鳩山先生との交渉もなくなった。

鳩山先生は、戦争があまり激しくならないときに発病され、戦争中自宅で療養されて、戦後まもなく亡くなられた。その先生の病気が相当重くなったある日、伝え聞いた鈴木君は、直ちに秘書をさしむけて先生の病床を見舞わせ、ついで自分が訪ねて先生を慰めたが、二度とも、相当の金額を先生に返した。その額は、合わせて数万円であったと記憶するが、正確には知らない。金銭価値の変動を考えると、先生の与えられた金には遠く及ばなかったろう。政治的には相当羽振りのよかった鈴木君も、金銭的にそれほど余裕があったとは思われない。鈴木君もそのことをくり返し詫びたそうだが、意識のあまり確かでなかった先生にも、その誠意は充分に通じたことと私は信じている。

富裕な良家の子弟にあっても、これほどまでの心優しさを兼ね備えた人物は、ほかに見当たらない（Oscar Wilde, *The Happy Prince* を彷彿させる）。

イ 大正10年（37歳）

【105】 大正9年連載開始の論文が完結する大正10年2月、鳩山は国際連盟の規約改正委員会委員に任命される。⁽³³⁸⁾

(338) 東京朝日新聞大正10年2月18日朝刊5面「山田博士は巴里行をお断り／国際連盟会議派遣の委員に困って／外務省の大あせり」には、「列席すべき代表者に就き過般來人選を急ぎ既に鳩山岡両博士承諾し目下残る2〔～〕3氏に向って交渉を進めて居るが」山田三良博士の辞退で人選が難航しているとある（最終的には柳田国男が任命される）。なお、読売新聞大正10年2月25日朝刊3面「連盟委員推薦／鳩山博士の外に末弘、岡〔実〕両博士」には、末弘厳太郎も委員に内定とあるが、結局末弘は委員を謝絶し、宮島幹之助が選任されている。

同年1月の相撲見物で偶然鳩山と居合わせた阿部次郎⁽³³⁹⁾は、2月末以降、3月の鳩山の送別会から見送りまで、一高の同級生と顔を合わせている。

- ① 2月23日(水)「午前山本実彦来訪、誘はれて帝国ホテルの森戸送別会に出て五六子にあふ、帰りに銀座で小宮〔豊隆〕とあひ銀座通を歩き5時ステーションホテルの鳩山中村送別会に出づ久しぶりにて杉村陽太郎其他にあふ、鳩山酔ひて二次会を新橋の大村でやって終電車で帰宅。鳩山から相談を受けたることあり⁽³⁴⁰⁾」。
- ② 3月2日(水)「我妻法学士初対面／風雨、夜鳩山によばれて晩食、工藤〔壮平〕、上野〔直昭〕、岩波、杉村(陽太郎)及び夫人と子供と我妻法学士と共なり、11時過ぎまで話しをして帰る⁽³⁴¹⁾」。
- ③ 3月4日(金)「正午鳩山を東京駅に送り久しぶりにて泉至剛清原徳太郎等とあふ、其他色々の人と一緒に、丸善に行きて大井に贈る絵の本をさがし板垣村田等と一緒に星製菓で茶をのんで4時帰る⁽³⁴²⁾」。

一方、鳩山は、3月4日午後2時横浜出航の日本郵船の貨客線・諏訪丸にて渡欧の途に就いた⁽³⁴³⁾。

【106】 スイス・ジュネーブでの会議⁽³⁴⁴⁾における鳩山について、新聞記事は次のように報じている。⁽³⁴⁵⁾

殊に我国に於ける民法の一權威鳩山博士の持て方は又素晴らしいもの、英、独、仏の3ヶ国語は上手の域を通り越してゐる程で列国委員に応酬し英国の前首相バル

(339) 阿部次郎・前掲注(174)388頁〔大正10年1月17日(月)〕「『人格主義とその反対』を少しかきかけたるのみ、午後気が浮いて回向院の相撲を見に行く、夏目親子松岡津田等と同席薄井玉子鳩山秀夫等にあふ」。

(340) 阿部次郎・前掲注(174)392頁。文中に「鳩山酔ひて」とあるのは、いささか不吉である。

(341) 阿部次郎・前掲注(174)393頁。我妻栄が同席しているのは、鳩山家の家族同然だからであろう。

(342) 阿部次郎・前掲注(174)393頁。読売新聞大正10年3月5日朝刊4面「夫人令息に見送られて／鳩山秀夫博士国際連盟へ」には、「4日午後零時半東京駅にて」撮影の鳩山秀夫・千代子夫婦と一人息子・道夫の写真が掲載されている。

(343) 読売新聞大正10年3月5日朝刊3面「鳩山秀夫博士出発」。

(344) 鳩山秀夫「初めて国際会議に臨みて(1)」国際知識3巻1号(大正12年)20頁「大正10年3月4日横浜を出帆、北米合衆国を横断して紐育に船を待つこと2日、直ちにフランスに向つたのであるが、巴里に1泊、スイスのジュネーブに到着したのは4月7日の朝9時であつて連盟規約改正委員会の第1回会合に遅るゝこと恰も1日であつた」。

(345) 読売新聞大正10年6月18日朝刊5面「日本の鳩山博士と中国の顧維鈞氏／国際連盟で花形の2人」。

フォーア、仏国の前首相で雄弁で鳴るビビアニーといふ様な歐洲の政治外交の大舞台で錚々の一流大人物を向ふに廻して民法で叩き上げた明透な頭で捲し立て、驚歎の的となつてゐる

秀才・鳩山の面目躍如であり、周囲の期待を背負って、彼のジュネーブ滞在は延長されることとなる。

ウ 大正11年（38歳）

【107】 翌大正11年1月の新聞報道には、「鳩山秀夫氏は予定が延びて帰朝が11月頃になつたので『来い』との消息があつた為め千代子は3月31日出帆渡欧する」とある。⁽³⁴⁶⁾ 3月31日横浜出航・5月16日マルセイユ入港の日本郵船の貨客線・香取丸の同船者名簿には美濃部達吉の名が認められるので、千代子の渡欧は、義兄・美濃部の海外出張と揃えられたのであろう。⁽³⁴⁷⁾

その年の秋、秀夫・千代子夫婦は、同年9月8日マルセイユ発の日本郵船の貨客線・北野丸に乗船し、帰国の途に就く。アルベルト・アインシュタインの来日と同船での帰朝である（11月17日午後3時神戸入港）。⁽³⁴⁸⁾

帰国後の鳩山は、12月22日法理研究会で「国際連盟規約改正問題」の報告を行い、さらに、教授会は、翌年はじめに国際連盟に関する特別講義（4～5回）を囑託する。⁽³⁴⁹⁾

エ 大正12年（39歳）

【108】 鳩山のジュネーブ出張中の大正10年7月に末弘厳太郎が組織した「民法判例研究会」について、我妻栄の追懷談には――⁽³⁵⁰⁾

楽しかったのは、法学協会雑誌の原稿料を積み立てておいて、春秋2度懇親会を

(346) 東京朝日新聞大正11年1月12日夕刊2面「独唱を置土産に鳩山博士夫人が瑞西へ／夫君のあとを慕つて」。なお、読売新聞大正11年1月12日朝刊4面「鳩山千代子夫人が音楽研究に渡仏／3月末日横浜出帆の便船で」も同一報道。

(347) 日英新誌7巻78号（大正11年）「最近郵船便来欧者」9頁。このほか、同船者の中には、我妻栄と一高・東大同期の「外務省在外研究員 神田襄太郎氏／同 純子夫人」「外交官補 大熊興吉氏」の名もある。

(348) 読売新聞大正11年9月28日朝刊4面「近く帰国する鳩山博士夫人／音楽研究を終えて」、東京朝日新聞大正11年11月18日朝刊2面「石井駐仏大使帰る／鳩山博士も同船で」、同5面「半白のモチャ頭／相対性博士来る／頗る御機嫌顔で」。

(349) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲注（124）177頁。

(350) 我妻栄「判例共同研究の想い出」書齋の窓36号（昭和31年）16頁……〔所収〕我妻栄『民法と五十年（その3）——随想拾遺（下）』（有斐閣、昭和51年）40頁。

やったことだ。末弘先生は酒がまわると同じことを繰り返されるので、われわれひそかに『じゅんかん論法』名称を奉った。穂積先生の太閤記十段目や勸進帳をきいたのもそのときだった。鳩山先生は、酔うと妙なメロディーのフランス語の歌が出る。これは、酔って覚えられたものだからだ、と解釈した。

——とあるが、もっとも、「鳩山先生はときどきは来られたけれども、あまり熱心には来られなかった」ともいう。⁽³⁵¹⁾

【109】 一方、鳩山が大正12年10月4日に上梓した『日本民法総論』の「上巻」の「序」には、次のようにある。

本書ハ其諸論ノ部ニ於テ特ニ簡単ナリ。之レ著者ノ東京帝国大学ニ於ケル講義ガ此部分ニ付キ特ニ簡単ナルガ為ニシテ、之ヲ簡単ナラシムルニハ別ニ法理学ノ講義アリ、又学生ガ高等学校ニ於テ既ニ法学通論を修メタル者ナルニ因ル。本書ニ於テ始メテ法律ニ接スル者ハ法理学又ハ法学通論ニ関スル著書ニ依リテ此缺ヲ補ハレンコトヲ望ム。⁽³⁵²⁾

その後、翌大正13年11月15日「下巻」刊行の後、鳩山が東大を退官した翌年（昭和2年4月1日）には上下2巻の合巻本も刊行され、大正5年『日本債権法（総論）』合巻本（【94】）、大正11年『日本債権法（各論）』合巻本（【101】）とともに、鳩山民法教科書3冊が出揃うことになるが、ただ、昭和2年『日本民法総論』合巻本については、かつて概念法学全盛期の明治43～45年に出版された『法律行為乃至時効』（【71】）ほどのインパクトをもたらすことはなかった。

末弘厳太郎の大正10年（10月26日）刊行の『物権法（上巻）』（有斐閣）以降、概念法学から自由法論・法社会学へと時代は展開していたのである。

（ア） 牧野英一

【110】 このこととの関係では、大正12年9月1日関東大震災後の借家人による仮

(351) 我妻栄「法学部研究室の思い出」『民法と五十年（その3）』前掲注（350）91頁。大村敦志・前掲注（156）81頁は、「判例研究会にも加わらなかった孤高の鳩山の周りには、次第に倦怠の空気が漂うようになる」とする。

(352) 〔七戸注〕なお、「序」の末尾には「本書ニ取メタル判例ノ蒐集ニ就キ東京帝国大学助教授我妻栄君ニ負フ所多シ。記シテ謝意ヲ表ス」とある。一方、我妻栄・前掲注（235）13頁……〔所収〕51頁によれば、鳩山の民法総論は「私が学校で講義を受けたときにはノートですが、そのノートが基調になってできました」とされる。

(353) その一方で、昭和5年3月10日は『上巻』『下巻』の分冊本の改版も出版されている。

小屋建築をめぐる牧野英一との間の論戦が非常に興味深い。争点は、①借家人の「生存権」を根拠に仮小屋建築を正当化する牧野「焼け跡の仮小屋問題」の主張と、②借家の焼失によって借家人の権利が完全消滅することを前提に、地主の仮小屋取去・土地明渡請求を「権利濫用」で排除する鳩山「大災後の私法問題」の主張の対立にあるが、一方ではロスコー・パウンドを引用しながら、「法律的判断」と「常識的判断」の峻別を説く鳩山の立論は、概念法学と自由法論の間を揺れているようにも感ずる。

【111】 このほか、牧野英一は、大正13年に増訂された『日本債権法（各論）』分冊本の不法行為の記述に対しても、自由法論の立場から反論を加えており、牧野英一は、末弘巖太郎よりもはるかに峻烈な、鳩山法学に対する批判者であるように見える。

（イ） 阿部次郎

【112】 鳩山法学の陰りと時を同じうして、一高以来の親友・阿部次郎もまた、思想界の旗手の座を滑り落ちてゆく。

東北帝国大学に新設の法文学部への就職が決まり、大正11～12年の欧州留学の後、大正13年に仙台に移り住んだ当初、論壇では「阿部次郎は紛失した」との陰口が広がった。「もう忘れ去られた存在だ」という意味である。

すでに留学前の大正11年6月30日岩波書店から刊行された『人格主義』は、労働運動に批判的な主張を唱えるものとして、社会主義陣営から激しい攻撃を受けていた。阿部らの大正教養主義は、次第に時代遅れの思想と見なされるようになっていたのである。

(354) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲注（124）180頁には、「大正12年11月 震災に伴う私法問題につき、牧野、鳩山両教授、東京日々紙上等で論戦」とある。

(355) ①につき④牛久俊一（編）『災後の法律問題』（牛久書店、大正12年12月27日）1頁、④借家人同盟会（編）『法律上から見た焼跡借地借家権』（自然社、大正13年1月1日）18頁、②につき④57頁、④38頁、③牧野の再反論「生存権の観念の法律的構成に就て——仮小屋問題に関して鳩山博士へ」につき④27頁。

(356) 鳩山秀夫『日本債権法（各論上）（増訂版）』（大正13年2月10日）、『（各論下）（増訂版）』（大正13年4月28日）のうち、『各論下』843頁以下の記述。

(357) 牧野英一「権利の観念の展開に就いて——鳩山博士の日本債権法新版を読む（上）（下）」法学志林26巻7号（大正13年）1頁、8号1頁……〔所収〕『法律に於ける具体的妥当性』（有斐閣、大正14年）290頁。

(358) 上山春平「阿部次郎の思想的地位——大正教養主義の検討」思想429号（昭和35年）99頁

オ 大正13年（40歳）

【113】 こうした状況下において、大正13年1月より8月まで「法学協会雑誌」に5回にわたり連載されたのが「債権法に於ける信義誠実の原則」であった。⁽³⁵⁹⁾ 父・和夫が明治23年に建てた居宅を取り壊して、現在の鳩山会館の建物（設計は兄・一郎の友人の岡田信一郎）が新築された年の著作である。

なお、この時期海外留学中であった助教授の我妻栄は（留学期間：大正12.6.1～大正14.12.8）、後に同論文について「〔鳩山〕博士が『動的安全の保護』から『信義誠実の原則』に推移されたことについては、そこに思想上の一転回があるといわねばならない」と評しているが、⁽³⁶⁰⁾ もっとも、信義則を民法の基本原則に位置づける鳩山論文の主張は、石坂音四郎の唱えていた見解への改説にすぎない（【198】）。

【114】 鳩山論文の連載が始まる大正13年1月には、かつて彼と同日付で助教授就任が決定された（【64】）6歳年上の吉野作造の退職が承認された（翌2月8日付依願免官）。⁽³⁶¹⁾

阿部次郎の大正教養主義と同様、吉野作造の民本主義も、この時期には時代遅れになりつつあった。竹内洋は「民本主義論の衰退は、『教養』の不人気とその軌を一にしている」「吉野と次郎の凋落は、マルクス主義が知的ジャーナリズムをつうじてマス・インテリに浸透したことによっている」とするが、⁽³⁶²⁾ マルクス主義との関係でいえば、河上肇の凋落も同様であろう。大正5年大阪朝日新聞連載・大正6年刊行の『貧乏物語』（弘文堂書店）で一躍時代の寵児となった河上は、大正13年櫛田民蔵の痛烈な批判を機にマルクス主義の哲学的基礎の研究に沈潜し、鳩山退官の2年後（昭和3年4月）に辞職を迫られて京大を去る。

カ 大正14年（41歳）

【115】 一方、東大では、大正13年7月『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』（有斐閣）で華々しくデビューした平野義太郎が、翌大正14年3月刊行『法律に於

……〔所収・改題〕「阿部次郎と大正教養主義」『上山春平著作集（第9巻）創造的な思想家たち』（法蔵館、平成7年）252頁、竹内洋『教養派知識人の運命——阿部次郎とその時代』（筑摩書房、平成30年）231頁以下。

(359) 法学協会雑誌42巻1号（大正13年）1頁、2号82頁、5号34頁、7号26頁、8号45頁。

(360) 『債権法における信義誠実の原則』前掲注（115）「序」3頁。

(361) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲注（124）181頁。

(362) 竹内洋・前掲注（358）247頁、248頁。

ける階級闘争』（改造社）のマルクス主義思想を咎められ、留学から帰国後の昭和５年に大学を追われることになるが、彼に関しては、大正14年春実施の東大法学部の入試問題について、出典はマルクス＝エンゲルス「共産党宣言」で、これを出題したのは平野ではないかとの噂が流れた。

だが、その後、出題者は平野ではなく、鳩山らしいとの記事が、昭和４年になって雑誌に掲載される⁽³⁶³⁾。

これに対して、鳩山は、「第一に問題にされて居る入学試験問題は×××宣言即ちマニフェストそのものではない。マニフェストに対する独逸の学者の真面目なる批評である。而しその批評の内容たる極めて穏当なものであることを確信する」と弁明するが、しかし、この弁明は逆効果となって、「出題者といふ者は正式には存在しないが初めてあの文章を試験委員会に提出したのは鳩山秀夫であるといふことを説述したのである⁽³⁶⁴⁾」と受け取られた。

当時の東大の入試問題がどのようなものであったかを知るうえでも興味深い素材と思われるので、以下に設問（法学部入試「独文和訳」２問中の第２問）の全文を転記しておく⁽³⁶⁵⁾。

（２） Im „Kommunistischen Manifest“ sagen Karl Marx und Friedrich Engels, daß das Proletariat seine politische Herrschaft dazu benutzen werde, „der Bourgeoisie nach und nach alles Kapital zu entreißen, alle Produktionsmittel in den Händen des Staates, d. h. des als herrschende Klasse organisierten Proletariats zu zentralisieren und die Masse der Produktionskräfte möglichst rasch zu vermehren“. Ein merkwürdiges Wort, dieses „d. h.“! Und doch gibt es uns den Schlüssel des ganzen Sozialisierungsproblems in die Hand! Denn

(363) E・L・M「当世学者気質（４）」文芸春秋 7 卷 7 号（昭和 4 年）118-119 頁「蕩児としての鳩山秀夫は、民法学者としての鳩山教授の声望には及ばぬとしても、傾城の街にその名の隠れなきものである。講義のある朝、前の夜は新橋の橋畔に更けてか、懶げに眠たげな体を、講義時間の半分も過ぎたころ、あはたゞしく自動車で講堂迄搬ぶのは、一時でなかった。時には、降り込められた夜来の雨に、何乃家と艶めかしい文字に昨夜の名残を見せた蛇目傘をば手に、自動車から降り立つこともある。そこで、常に車中とか待合の枕上とか匆忙の間に読書すると聞くが鳩山博士が、待合に『×××宣言』を携へてゐたと云ふことは、あり得る」。

(364) 鳩山秀夫「×××宣言の試験問題に就て」文芸春秋 7 卷 8 号（昭和 4 年）145 頁。

(365) 入試問題は、帝国大学新聞 114 号（大正 14 年 4 月 12 日）5 面に掲載されている。

nichts anderes als das, was heute unter dem Schlagwort „Sozialisierung“ verstanden wird, ist in der vieldeutigen, weil neue Problemkomplexe zuerst erkennenden Sprache Marxens in dem oben zitierten Satze ausgesprochen.

鳩山も述べるように、彼が出題したのは「共産党宣言」ではなく、ヘルベルト・ズルタンの著書の巻頭頁である。⁽³⁶⁶⁾

【116】 鳩山退職の記事が新聞に掲載されたのは、入試問題出題から半年後の大正14年10月——愛弟子の我妻栄が留学より帰国する 2 か月前のことである。⁽³⁶⁷⁾

(4) 退官 (大正15年 4 月10日 : 42歳)

【117】 鳩山の退官が教授会で承認されるのは翌大正15年 2 月であるが、その 1 か月前の新聞記事には次のようにある。⁽³⁶⁸⁾
⁽³⁶⁹⁾

東大の鳩山秀夫博士の友人が『君余り酒をのんでは頭がわるくなるから少し節酒し給え』と忠告するが一向その効能がないそこで枢密院書記官長の二上〔兵治〕君が『君は酒をのみたいなら学校の方をよし給え』と忠告したところ博士も『それはよいことをいうてくれた』とこの 3 月限り辞職して弁護士を開業することになった。

【118】 退職の日付は、実際には 4 月10日。

「先生の退官に際し学生連がハトボッポを歌って饞別したことは其頃の人はよく記憶するであらう」。⁽³⁷⁰⁾

(366) E・L・M「当世学者気質(5)」文芸春秋7巻8号(昭和4年)108頁「博士の申開きの第一条、あの入学試験問題は『×××宣言』から取ったものでないと云ふ。これは正にお言葉の如くで茲にハッキリ取消して置く。だけれど、博士は何の為か『独逸の学者』と云はれた丈で問題の出所を明瞭に仰っしゃらない。色々御都合もあらう、これは私から申し上げ様か。ズルタンの『カール・マルクス及びフリードリヒ・エンゲルスに於ける社会と国家』の開巻第1頁然かも第1節である」。Herbert SULTAN, *Gesellschaft und Staat bei Karl Marx und Friedrich Engels: ein Beitrag zum Sozialisierungs-Problem*, G. Fischer, Jena, 1922, S. 1-2.

(367) 東京朝日新聞大正14年10月14日朝刊7面「帝大を去る鳩山博士／今学年限りで弁護士に」。

(368) 『東京大学百年史(部局史1)』前掲注(124)188頁。

(369) 東京朝日新聞大正15年1月17日朝刊2面「東人西人」。

(370) 勝本正晃「鳩山先生を憶ふ」法律時報18巻5号(昭和21年)49頁。

Ⅳ 教授退官後

【119】 鳩山秀夫の進路に関して、ここまで参照してきた資料からは、①小学校時代の彼の夢は弁護士であったが（【45】⑥）、②一高・東大時代に学者志望となり、父・和夫の事業のうち、政治家は兄・一郎が継ぎ、学者の道は弟・秀夫が継ぐことで、母・春子も含めて家庭内は一致していたように思われた（【63】）。

だが、その一方において、母・春子や兄・一郎のほか秀夫もまた、父・和夫は、秀夫が学者の道に進むことを望んでいなかったと語る。秀夫はいう。「父は、何事につけても命令といふことをしなかった、特殊な場合に限ってたゞ希望的意見を陳べるに過ぎなかった。僕が大学に残る場合にも、父は活社会に起って現実的に貢献することを希望した⁽³⁷¹⁾が、僕が自分に研究の適当する旨を述べたところ、直ちに快く賛成してくれた、父は、自分の信念を実現することに忠実であるがごとく、また他の者の意志は徹底的に尊重した⁽³⁷²⁾」。

しかし、その後も、「鳩山〔父・和夫〕は、大学内において教授の業に従事せしむる二男秀夫を非常に気の毒がり『全く大学に寄附することだが、自分の大学に育てられ乍ら自由行動を取ったから、常に大学に対し或る気の毒さを感じて居る、秀夫だけは忍んで呉れ、惜しいけれども』と云ったことがある⁽³⁷³⁾」という。

一方、秀夫は、「一度は、僕は父の意志に反して大学に留ったけれども、更めて

(371) 〔七戸注〕父・和夫の考えは、次のようなものであった。『鳩山の一生』（前掲注（116）②46頁「凡そ学問をやる以上は、何人と雖も世界的の学者にならねばその効はない。然るに法律の方面においてはそれは困難な問題である。何となれば、その研究するところの材料が必然的に世界的であれば宜しい。だが、その研究せんとする材料はすなはち日本の法律である。これが物理学や化学等の自然科学と法律との世界的価値に於て相違して居る点である。勿論法律学においても世界的価値のある研究を為すことは不可能ではない。しかし、材料が主として世界的に共通なる自然科学と材料が主として一国、一社会に限られたる法律学とは、その世界的価値を認めらるべき発見、研究を為すにおいて非常なる難易の差がある。結局において日本の法律論であり、研究である、従って日本の法律学者たらんよりは、寧ろ自己の学問を以て活社会に出で、より以上に活動した方が宜いのである」。一方、鳩山一郎・前掲注（116）⑤45-46頁は、上記文章に続けて、父・和夫は「……と大学に残るといふ弟に軽く反対して——残りたければ残ってもいい、いつかは世の中のため働けるのではあるから、だがしかしお前の持つ知識を世の中のために役立たせる方がいい、のではないか、つまりは弁護士になった方がいい、ではないか、といふことをいったのであった」とする。

(372) 『鳩山の一生』前掲注（116）②311頁。

(373) 『鳩山の一生』前掲注（116）②46-47頁。

弁護士となり、父の意志を継ぐことになった。初めて僕は或る愉快さと満足とを覚える、活社会の為に働けと云った父の言葉を思出しながら」と述べ、あるいは「自分は一度、父の意志に反して大学に留ったが、活社会に働けと言った父の言葉を守り、更めて弁護士となり、父の業を継いだので、自分は始めて或る愉快さと満足とを覚ふる様になった」と語るけれども、兄・一郎の後年の追懷には、「やはり学問の研究生活が恋しかったか、日本大学法学部の講壇にも立った」とある。

1 大正15年～昭和12年 (42～53歳)

(1) 大正15年～昭和6年 (42～47歳)

ア 大正15年・昭和元年 (42歳)

【120】 東大退官から6日後の大正15年4月16日の新聞紙上には、鳩山の弁護士開業広告が掲載されている。場所は⁽³⁷⁷⁾大正14年完成の丸ビル（大正12年に竣成していたが関東大震災で被災）6階（619・621）、広告は草薙晋と2名の連名であるが、開所時には、後に事務所を承継する（【143】）青沼亜喜三も入所している。

弁護士開業直後の鳩山は、新聞記者相手に、次のように語っている。

丸ビル4階〔6階〕の事務所に弁護士振を探る可く博士を訪問するとワイシャツ

1枚の軽快らし顔で

『やあ今8階の山田撞球場で敵を一撃して帰った処ですよ、僕の趣味ですか玉突ゴ

(374) 『鳩山の一生』前掲注(116)②313頁。

(375) 高橋勝介・前掲注(116)④「第2編 鳩山一郎氏」26頁。

(376) 鳩山一郎・前掲注(116)⑥327頁。なお、秀夫が日本大学の講師を務めた時期については、調べきれなかった。ご教示賜れば幸いである。

(377) 東京朝日新聞大正15年4月16日朝刊5面。

(378) くさなぎ・すすむ。明治30年1月9日草薙乙吉の長男として静岡県沼津市に生まれる。大正10年東京帝大法学部法律学科（独法科）卒業後は司法官試補となり浦和・東京両地方裁判所詰、大正12年判事に任ぜられ東京地方裁判所で民事事件を担当していたが、大正15年鳩山秀夫の弁護士開業に際して判事の職を退き、鳩山事務所で弁護士業務に従事。その後は、昭和5年退所・独立から、昭和9年台湾総督府法院判官に任官、昭和13年高等法院覆審部判官、戦後は昭和21年大阪地方裁判所判事兼大阪区裁判所判事、昭和25年大阪高等裁判所判事を務めた。

(379) あおぬま・あきぞう。明治32年3月9日青沼沃の五男として静岡県浜松市に生まれる。大正13年東京帝大法学部法律学科（独法科）卒業、翌年4月鳩山秀夫法律事務所に入所。

(380) 読売新聞大正15年4月28日朝刊3面「弱みがあっても／筋さへ好くば勝たす／裁判にさせずに罅を開ける／博士の語る抱負」。

(381) 〔七戸注〕山田撞球場については、勝本正晃・前掲注(370)49頁にも「1日私は丸ビルの先生の事務所を訪れたが、先生は例によって8階の山田撞球場に居られ其処へ御訪ねすると其

ルフ読書、酒は大いに好きです（女は好きとは云はな〔か〕った）が執務中は一切謹慎して煙草で我慢して居ます（執務時間が終ると脱兎のやうに８階のバールかけ上ってウキスキーをあふるとはバーの女給の話）

弁護士になった理由ですか、近頃の裁判所は幸ひに筋の善悪と云ふことに顧慮を払ふ様になり所謂筋のいいものには何とかして勝たせたいと云ふ傾向が見えて来ました
が併し職権主義を

採らない現行民事訴訟法は当事者又は其の代理人が主張せざる論点は裁判所に於て之を取り上げることが出来ないから代理人即ち弁護士が其れを主張しない為めに筋のいい事件にもみす／＼敗けをとると云ふ事があります私の希望としては筋のよい事件にはたとへ一分二分の弱みがあつても極力其の味方となつて之を勝たしむべく法律上の理由を考へるのです、

尚も

も一つの希望は訴訟問題を起さず契約関係を成立せしめ契約をする時親切に考へる法律顧問があれば訴訟問題を起さず円満に整理が出来る筈です訴訟が多いと云ふ事は決して国民の幸福でもなく国の誇りでなく又弁護士の要務は訴訟を少くすると云ふにありますからね、まアそんなことで教壇を去った次第です』

となか／＼気焰はつきない、31歳で博士の称号を勝ち得た氏の頭脳は既に定評のある
処 4月初旬

丸ビルに事務所を開いてから毎日4〔～〕5件の鑑定が舞い込む近日中法廷でも立つさうな博士の弁護士としての将来は洋々として吾人の期待する処も亦大である

その後、同年7月には東京市会の委員選挙⁽³⁸²⁾についての鑑定書を作成し、翌8月⁽³⁸³⁾には読売新聞の法律顧問に就任するなど、鳩山の転身後の滑り出しは好調である。

処のボーイと互に君僕でやって居られむしろあつけにとられたことがあつた」とあり、また、勝本・前掲注(315)128頁には「先生を利用しようとした人は多いが、先生が人を利用することは、ありえない。人に頼むところがないから多少、横柄であるが、人に接して城府を設けず、若い者を友人のごとく愛し、ビリヤードのボーイとも相互に君僕で話しをする。衆議院議員の頃である。頭がずばぬけてよく、かつ天真爛漫である」とある。

(382) 読売新聞大正15年7月6日朝刊2面「一事不再理の原則に反す／東京市委員の再選挙／鳩山博士の意見書」、東京朝日新聞大正15年7月6日夕刊1面「市会委員選挙問題／遂に訴訟ざたか／鳩山秀夫博士の鑑定の結果／革新会の方置を不当と認む」。

(383) 読売新聞大正15年8月1日朝刊7面「法律顧問に法学博士鳩山秀夫氏（社告）」、読売新聞大正15年8月2日朝刊2面「本社法律顧問に法学博士・鳩山秀夫氏（社告）」、読売新聞大正

イ 昭和 2 年 (43歳)

【121】 翌昭和 2 年の雑誌記事には、「鳩山秀夫君……帝大では概念法学派の重鎮たりしが、末弘一派の自由法学派と容れないで、教授を辞めて只今丸ビルで開業して居る」などといった人物評もあるが、同年11月には第十五銀行の整理問題その他休業銀行に対して和議法と預金支払便法のいずれの手續によるべきかにつき意見を求められるなど、⁽³⁸⁵⁾前年と同様、業務は順調のようである。

【122】 なお、兄・一郎がゴルフを始めたのは同年10月のことで、一郎によれば、「ゴルフは、私が政友会の幹事長をつとめていた頃、疲労のためか目をわずらい、体が悪くなって来たのを弟が心配して、駒沢のゴルフ・クラブに入会の申込みをしてくれたことによって始まる。最初はなかなか弟の勧告に従わないで、半年ぐらいのばしていたのだが、10月の何日かを期してとうとう駒沢に行くことになった」、「私の健康について、心から心配しだした弟は、私をゴルファーにしようと考え、私の知らぬ間に500円の入会金を支払って、何時の間にか私を朝霞の前身である駒沢のメンバーに加えてくれ、おまけにゴルフの道具一切を入れたバッグまでもあてがって、しまいにやれやれとすすめるのであった」。⁽³⁸⁶⁾

もっとも、一郎が眼を病んだ原因の一端は、弟・秀夫（と義兄・鈴木喜三郎）にもあったようで、前年（大正15年）7月の新聞記事には、次のようにある。⁽³⁸⁷⁾

政友会幹事長鳩山一郎氏は最近眼を病み2日午後3時小石川春日町明々堂眼科医院に入院直に手術を受けることになった、氏は先頃米国から帰来したマッサージ師が評判なので、鈴木喜三郎氏や鳩山秀夫博士が〔か〕ゝったところ非常に効目があるので別に身体に異常のない一郎心も好奇心にかられて右のマッサージを施したが、結果は突然左手が利かなくなると共に左眼が全く見えなくなったとのことであるが……

15年10月13日朝刊7面「(法律顧問) 戸主の孫は他家に養子に行けるか〔ほか〕: 法学博士 弁護士・鳩山秀夫」、読売新聞大正15年10月16日朝刊7面「(法律顧問) 工場から帰って突然心臓麻痺で死す: 法学博士 弁護士・鳩山秀夫」。

(384) 「弁護士12人」実業之世界24巻6号(昭和2年)65頁。

(385) 東京朝日新聞昭和2年11月25日朝刊2面「預金支払便法の手續に首相戸まどいの態/閣僚専門学者等の意見を徴し、更に高橋翁を訪う」、東京朝日新聞昭和2年11月27日朝刊2面「和議不成立の場合を考えぬ大蔵案/預金支払便法に関する鳩山博士の意見書」。

(386) 鳩山一郎・前掲注(116)⑦209-210頁、218頁。鳩山一郎・前掲注(116)⑥326-327頁、鳩山一郎・前掲注(116)⑨75頁も参照。

(387) 東京朝日新聞大正15年7月3日朝刊7面「マッサージをやって/眼病になった鳩山さん」。

ウ 昭和3年（44歳）

【123】 弟・秀夫は、ビリヤードのみならず、ゴルフにも秀でており、翌昭和3年1月6日に東京ゴルフ倶楽部の駒沢リンクで開催された原嘉道法相寄贈の優勝カップ争奪戦を制している。⁽³⁸⁸⁾

【124】 なお、同年2月20日の第16回衆議院議員総選挙は、大正14年普通選挙法に基づく日本最初の総選挙（第1回普通選挙）であり、東京府2区から立候補した鳩山一郎（立憲政友会）の選挙事務長を務めたのは、弟・秀夫であった。新聞記事には、次のようにある。⁽³⁸⁹⁾

鳩山一郎君が夫人〔薫〕病気のためその代理格で令弟の秀夫博士が選挙事務長を受けた、以来飯より好きなウイスキーその他の洋酒をフツリやめて少量のビールを飲むことにして久しぶりに家族愛に浸って居るそこで喜んだのは博士夫人「お酒より選挙の方がまだいゝわ」

【125】 一方、弁護士業務に関しては、岩波書店が同年9月10日に大倉書店から提起された3万5000円もの巨額の損害賠償請求訴訟の被告訴訟代理人を受任している。夏目漱石の「吾輩は猫である」の版權を有する大倉書店に無断で、円本『漱石全集』を出版したためであるが、安倍能成によれば、事件を担当したのは、鳩山自身ではなく、事務所の草薙晋・青沼亜喜夫の両弁護士であったという。⁽³⁹⁰⁾

なお、上野直昭は、鳩山秀夫と岩波茂雄の間の、次のような遣り取りを書き残し

(388) 東京ゴルフ倶楽部は、日本人が設立したわが国最初のゴルフクラブで（大正2年井上準之助・樺山愛輔らが設立）、最初のコースは鳩山兄弟も親しんだ現在の駒沢オリンピック公園の場所にあった。その後は、昭和7年に埼玉県朝霞に移転し、昭和15年秩父カントリークラブと合併して埼玉県狭山に移った。

(389) 東京朝日新聞昭和3年1月7日朝刊3面「法相カップは鳩山博士に／ゴルフ」。一方、ビリヤードに関しては、昭和3年3月と5月に丸ビル8階の山田撞球場で開催された大会で準優勝・優勝を収めている。読売新聞昭和3年3月29日朝刊6面「（撞球）野村氏優勝／鳩山博士が高平均」、読売新聞昭和3年5月7日夕刊11面「鳩山博士優勝／全日本撞球A級戦」。

(390) 正式名称は大正14年5月5日法律第47号「衆議院議員選挙法」（明治33年3月29日法律第73号「衆議院議員選挙法」を全改）。

(391) 大正14年普通選挙法88条1項本文「議員候補者ハ選挙事務長一人ヲ選任スヘシ」。「普選法と共に生れた、新しい存在は選挙事務長である、まかり間違へば候補者の身代りに引くくられるのもこの事務長であり、参謀長と帳面が係りとを一緒にしたものもこの事務長である」（東京朝日新聞昭和3年2月4日夕刊2面「腕比べの事務長、戦いの責任を一身に／敗けてはならぬこの一戦！」「兄夫婦と母に／面目の一戦／大童となって活動する／初陣の秀夫事務長」）。

(392) 東京朝日新聞昭和3年1月28日朝刊3面「（選挙百話）秀夫博士夫人喜ぶ」。

(393) 安倍能成・前掲注（187）218頁。

ている。⁽³⁹⁴⁾「われわれの共通の友人で大学教授をやめて弁護士となった者が、自分は勝つ弁護でなければ引受けないというた時、岩波は正しい事件でなければ引受けないと訂正することを主張した話がある。この点に岩波の仕事の根本理念がある。正しさを基礎として最良を求むることそれである」。

エ 昭和4年(45歳)

【126】 翌昭和4年、鳩山秀夫は、穂積重遠らとともに、同年制定の5月13日勅令第118号「法制審議会官制」⁽³⁹⁵⁾に基づく同審議会の委員に任命されている。⁽³⁹⁶⁾

なお、同年11月の新聞紙上には、鳩山と穂積を対比した、次のような記事が掲載されている。⁽³⁹⁷⁾

鳩山秀夫は穂積重遠と双壁として喧伝され頭脳の優秀いくらか穂積を凌ぐとされてゐたが今では学者としては鳩山は遂に穂積に及ばざること遠いと決定的に評価されてゐる。穂積が身を持する謹厳学に侍する忠実であるに反し鳩山は外遊中デカダン生活が禍したのだと云はれてゐる。頭脳の優秀が信条である男がそれを濁らせては救ひ難い。しかも人物として実世間での活動に於て秀夫は遂に兄一郎に及ばず。

オ 昭和5年(46歳)

【127】 岩波茂雄依頼の「吾輩は猫である」訴訟（【125】）は、「昭和5年8月に至って、結局双方の協定により、版權所有者夏目純一〔漱石長男〕、発行者岩波茂雄の両名は、昭和5年9月までに1万円を大倉書店に払い、大倉書店は『吾輩は猫である』の外に、同書店出版の『行人』『文学論』及び『漾虚集』の出版に関する一切の權利を、夏目と岩波とに譲渡することによって、事件は落着を見たのである」。⁽³⁹⁸⁾

なお、同事件を担当した草薙晋は同年に鳩山法律事務所を退所し、代わって矢野

(394) 上野直昭・前掲注(197)224頁。

(395) 昭和4年5月13日勅令第118号。なお、同勅令は、昭和10年12月29日勅令第323号「法制審議会官制廃止ノ件」により廃止された。今日の法制審議会は、戦後の昭和24年5月31日政令第134号「法制審議会令」に基づく組織である。

(396) 総裁は平沼騏一郎、副総裁は花井卓蔵、委員は、内閣書記官長の鳩山一郎のほか、美濃部達吉・加藤正治・牧野英一・穂積重遠・鈴木喜三郎・松本烝治・富井政章・鳩山秀夫ら。東京朝日新聞昭和4年5月14日夕刊1面「法制審議会 委員任命 官制きよう公布」。

(397) 読売新聞昭和4年11月14日朝刊4面「赤外線生：(象牙の塔を揺るぶ・大学解剖) 東大法文科批判(7)」。

(398) 安倍能成・前掲注(187)218頁。

⁽³⁹⁹⁾ 邦雄が事務所に入所した。

カ 昭和6年（47歳）

【128】 昭和6年6月刊行の高橋勝介『婦人鑑・鳩山春子女史』『大井玄洞翁と鳩山一郎氏』には、「鳩山秀夫博士——民法学者の至宝・美しい人格の輝き」と題する文章が「元博士の部下某より」寄せられているが、これは前年に鳩山事務所を退所した草薙晋であらう。⁽⁴⁰⁰⁾

秀夫博士は酔余の結果、買ひ立ての自転車を立ん坊〔街娼〕に呉れる位であるから、⁽⁴⁰¹⁾ 吾々の想像以外に奇行が多い。大学教授時代は常に鳩山秀夫殿何々病院と記してある木札の下がった薬瓶にウキスキーを詰込み乍ら携帯し、之を教壇の上に置きつゝ、講義を始める。一寸アルコールの気が薄れかゝると、早速薬を吞むが如くに之を傾ける。傾けると雄弁滔々と民法の蘊蓄を傾け乍らメートルを挙げる。而も条理整然として一糸紊れざる名講義となるには生徒も一驚を喫し乍ら、熱心に之を聴いたとの事、此の話は余り世に知られざる逸話である。

弁護士になってからもそうである。人が何んか事件を頼みに行くと、薬瓶を用ゐ乍ら応接する。而も六法全書などは手に取らぬ、眼をツブツタ低、此々云々の事は民法第10条に該当するから斯々であると、恰も書物を前に置き乍ら喋る様に説明する。全く神の如くに民法の条項をスラ／＼と記憶して居るには驚くそうである。実に博士の頭の明晰な事は、超人間的の処があるそうである。

【129】 一方、阿部次郎日記・昭和6年2月12日（木）条には「終日9度以上、鳩山の講演及歓迎会に余儀なく缺席す」とあり、翌13日（金）条には「鳩山（果物）、夕刻電話口まで降りて一寸礼をいふ」とある。⁽⁴⁰²⁾ 鳩山の仙台での講演会・歓迎会を、阿部は高熱のため欠席したのである。

なお、その3か月後の5月16日（土）条には「鳩山小宮他一名不意に来訪、東洋

(399) やの・くにお。明治37年9月25日矢野鉉吉の二男として群馬県高崎市に生まれる。昭和3年東北帝大法文学部卒、昭和4年高文司法科試験合格、昭和5年東京帝大経済学部経済科卒業後、鳩山秀夫法律事務所に入所。昭和19年5月鳩山事務所を退所し独立、戦後、昭和21年東京地裁判事、昭和23年最高裁判所行政局第三課長。

(400) 高橋勝介・前掲注（116）④「第2編 鳩山一郎氏」27-33頁。以下の引用は31-32頁。

(401) 〔七戸注〕このエピソードに関しては、前掲注（400）29-31頁参照。

(402) 阿部次郎・前掲注（174）577頁。

館行」との記述も認められるが、⁽⁴⁰³⁾阿部次郎・小宮豊隆との交流については、勝本正晃の文章にも「お好きなものはむしろ酒特にウキスキーであった。日本酒も相当にたしまれた。弁護士になられてからも仙台に来られると阿部次郎、小宮豊隆両教授など旧友と会はるのを楽しまれ旗亭にキング・オヴ・キングズの一瓶を取りよせられ痛飲せられた」とある。⁽⁴⁰⁴⁾

【130】だが、翌6月9日(火)の阿部日記には「鳩山十二指腸潰瘍だと云って来る」⁽⁴⁰⁵⁾とある。

この点に関しては、兄・一郎の文章にも次のようにあり、過度の飲酒による変調は、この時期には消化器にも及んでいたのであろう。⁽⁴⁰⁶⁾

弟はそういう秀才で、後年、私が政界に出てからも、ずいぶん助けになった。しかし、あまり鋭すぎる頭脳を持っていたせい、大変な深酒をするたちであった。胃かいようを三べんもやっていながら、ウイスキーを一晩で一びんあけるような乱暴な飲み方をしたのがもとで、終戦の翌年、脳出血で死んでしまった。頭はよくてもやさしい男で、私にはつねに一步を譲って、頼むことはなんでも引受けてやってくれた。

なお、勝本正晃の文章には、「数年前穂積先生から突然鳩山先生が御病気になる由承った時は日頃健康であっただけ驚きも一層甚だしかった。早速御宅に御見舞したが、先生御自身は案外平気であられ急にはどうのと云ふ程のこともないとの御話なのでや、安心したのであった」との一節もあるが、⁽⁴⁰⁷⁾このときの鳩山の「ご病氣」が上記昭和6年の十二指腸潰瘍(胃潰瘍?)の発症か、それとも後の脳溢血の最初の発症かは判然としない。

(2) 昭和7年～昭和12年(47～53歳)

ア 昭和7年(48歳)

【131】昭和7年1月21日第60回帝国議会の冒頭での犬養毅首相の解散を受けて行われた第18回衆議院議員総選挙で、千葉県2区の現職・吉植庄一郎(立憲政友会)

(403) 阿部次郎・前掲注(174)588頁。なお、東洋館は、明治40年創業の老舗高級料亭。戦前より東北大関係者の御用達の店。「東洋館」の名をつけたのは阿部次郎であるという。

(404) 勝本正晃・前掲注(370)49頁。

(405) 阿部次郎・前掲注(174)590頁。

(406) 鳩山一郎・前掲注(116)⑩106頁。

(407) 勝本正晃・前掲注(370)50頁。

が不出馬の意向を固めたため、鳩山秀夫は代わっての立候補を懇請される。立候補の意向を固めたのは1月27日、選挙期間中の2月9日には前蔵相・井上準之助（立憲民政党）が血盟団の小沼正に射殺される事件も起きたが、千葉2区（定員3名）は鳩山のほか現職の今井健彦（政友会）・鶴沢宇八（民政党）しか立候補者がなく、鳩山は投票日（2月20日）を待たず早々に無投票当選を決める。⁽⁴¹⁰⁾

だが、彼の立候補はあくまでも吉植の代役にすぎなかったようで、兄・一郎は、「秀夫さんはあゝして代議士に出られて、是からは政界の方へ、御兄弟で進出なさるんですか？」との久米正雄の質問に対して、「いや、弟はもう出ますまい。此間の選挙の時だって、あゝして立ったのは、弟の本意ではありません。あんまり吉植さんなんぞが、熱心に説くもんだから、無礙に断る訳にも行かず、まァ考へて見やう、ってな返事をして曖昧に断ってる中に、向うはその曖昧な言葉尻を捉へて、どうしても出馬しなけれやァならないやうにされて了ったんだが、此次は出ないでせう。——弟は政治家ではありません」と返答している。⁽⁴¹¹⁾

【132】 前年の十二指腸潰瘍にもかかわらず、鳩山の飲酒癖は、議員就任後も相変わらずで、同年10月の新聞記事には、次のようにある。「向ふ見ずと臆面のないのでは政界でも名うての中島彌次君も浜口前総裁の没後、唯一人の苦手がある……政友会の鳩山秀夫博士がそれだ、せんだっても関西行の列車食堂で偶然いっしょになる、鳩山博士、酒でトロコになった眼を据ゑ『中島君、いゝ所で会った、一つ、民法の試験をしてやらう』とのしかゝる、中島君、スッカリ恐れをなし『先生！僕がお酌をしますから追試験だけは御勘弁を……』と忽ち兜を脱いだと云ふが、中島

(408) 読売新聞昭和7年1月27日朝刊7面「鳩山文相の令弟 秀夫博士立つ 吉植氏の地盤を引受けて 初陣ながら当選は確か」、東京朝日新聞昭和7年1月28日夕刊2面「千葉2区から鳩山秀夫氏出馬 吉植庄一郎氏断念」。

(409) 伊藤清『明治精神に生きる』（伊藤清、昭和44年）247頁によれば、「鳩山秀雄〔秀夫〕博士が吉植庄一郎氏の地盤から立候補し、応援を頼まれたので、千葉県2区の各地に演説して回った。たまたま2月9日その日の演説を終わり、帰郷して銀座の天ぷら屋にて先生と夕食中、号外により井上準之助氏が射殺されたことを知り驚いた」という。

(410) 東京朝日新聞昭和7年2月12日朝刊3面「意外に多い無投票区／現在9区は大体確実」、東京朝日新聞昭和7年2月14日朝刊2頁「無投票当選／政友22・民政10」、東京朝日新聞昭和7年2月14日朝刊11面「『もう代議士様だ』／太平楽の30人／白熱化の政戦をよそにしてノホホンの無風帯」。

(411) 読売新聞昭和7年8月24日朝刊4面「久米正雄：（胸襟を開く10）鳩山文相との一時——テニス学業」。

君は大学時代鳩山博士の民法で悩まされたのが骨の髄まで沁み込んでゐるのだから無理もない話だ」。

イ 昭和8年(49歳)

【133】 鳩山は、昭和8年2月20日第64回帝国議会衆議院「小切手法案」委員会の委員長に就任、その後3月18日衆議院本会議では鳩山委員長の報告を受けて法案を可決、貴族院へ送付された法案は、昭和8年7月29日法律第57号「小切手法」として結実した。

【134】 その間も鳩山は3月3日丸ビル山田撞球場での撞球(ボークライン)トーナメントで優勝するなど相変わらず「よく遊べ」の生活を続けているが、一方、同年3月東京帝大理学部を卒業し理化学研究所に就職した一人息子の道夫は、同年5月10日に、鳩山一郎の二女・玲子(大正元年8月24日生、日本女子大学附属高女卒)と結婚した。

いとこ同士の血族結婚であるが、「結婚の話が持ち上がったのは極く最近のこと、去年の春頃からで」(道夫談)、「2人の結婚は恋愛からといふ程でもありませんわ、おばあさん(春子女史)が大変望んでいらしたのです、両方の家(文相と秀夫氏両家)がいつまでも仲よくしてゐたいとのために、以前から同じところに両方が住んでゐたため何もかもよく知り合つてゐます」(玲子談)。

なお、道夫は「叔父〔伯父〕(一郎氏)の家とは松涛に越すまでずっと永らく音羽に隣同士でをりましたので」と述べ、玲子も「今ではをぢ様(秀夫氏)が渋谷に移られましたが」と述べているが、秀夫一家の渋谷・松涛への転居は、道夫と玲子の

(412) 読売新聞昭和7年10月21日朝刊2面「円卓雑話」。

(413) 第64回帝国議会衆議院小切手法案委員会議録(筆記)第1号(昭和8年2月20日)1頁、東京朝日新聞昭和8年2月21日夕刊1面「衆院の3案委員長」。

(414) 第64回帝国議会衆議院〔本会議〕議事録第28号(昭和8年3月18日)671-672頁、東京朝日新聞昭和8年3月19日朝刊2面「明年度追加予算案可決きのうの衆院本会議」。

(415) 読売新聞昭和8年3月3日朝刊5面「鳩山博士優勝混合ボ式大会」。

(416) 道夫は、大学では物理学科・西川正治研究室に所属、東京大学音楽部管弦楽団(東大オーケストラ)のホルン奏者でもあった。東京毎夕新聞社(編)『大東京の現勢(再版)』(東京毎夕新聞社、昭和9年)人物篇3頁、『現代財界家系譜(第1巻)』(現代名士家系譜刊行会、昭和43年)392頁。

(417) 東京朝日新聞昭和8年5月11日朝刊5面「鳩山家の喜び／玲子嬢と道夫氏の婚礼」、読売新聞昭和8年5月11日朝刊9面「鳩山文相令嬢のおめでた」。

(418) 東京朝日新聞昭和8年4月1日朝刊8面「『血族結婚』の心配もサラリと西の海へ／花にはほほ笑む鳩山家の慶事／朗かに語る学徒と才えん」。

結婚が決まった後、音羽に親子2棟の自宅を建築する間の一時的な仮住まいだったようである。新築された「鳩山秀夫・道夫邸」2棟（アントニン・レーモンド建築事務所の前川国男と戸塚徳光が設計）は、後の大戦の空襲で焼失したが、設計図や写真はレーモンドの作品集に収録されている⁽⁴¹⁹⁾。

ウ 昭和9年（50歳）

【135】 文筆家で画家の中野秀人（中野正剛の弟）の妻マリア・マグダレナ・フェリシタ（スペイン系フランス人）に対する離婚訴訟（昭和8年1月25日第1回口頭弁論期日）は、新聞記事の表現によれば「何しろフェリシタ夫人の美貌と劇的な失神騒ぎ、国際愛といったものが人気を呼び」、傍聴人が民事部の中庭に長蛇の列を作るほどであったが、鳩山はこの訴訟の被告フェリシタ夫人の代理人を無報酬で引き受けている⁽⁴²⁰⁾。判決言渡しは昭和9年4月13日、新聞記事によれば「国際愛の破局裁判として3年越しに騒がれた例のフェリシタ、中野秀人氏との離縁訴訟は東京地方裁判所民事第1部白方裁判長係りでもつれもつれて裁判長が法服を脱いでの斡旋も奏功せず13日午後1時半原告人代理人、清瀬〔一郎〕、鳩山両弁護士の前に『両人は離婚すべし』との判決が下された⁽⁴²¹⁾」。

【136】 なお、穂積重遠の長男・重行は、この頃穂積家を訪れた鳩山の印象を、次のように語っている⁽⁴²²⁾。

私が「暗然とする」といったのは、『〔父・重遠の〕日記』における彼の澁刺たる姿と、10年を経ずして迎えざるをえなかったその「学問的晩年」との単なる対照にとどまるものではない。ただ一度だけ自宅の廊下ですれ違ったその人の面影が二重写しになるからである。中学に入学したばかりの子供心には、率直にいうと気味悪かったそ

(419) 三沢浩『A・レーモンドの住宅物語』（建築思潮研究所・建築ライブラリー7、平成11年）132-133頁に、秀夫邸の外観とリビングの写真、秀夫・道夫邸の1階平面図が掲載されている。ちなみに、レーモンド事務所は、同時期に東京ゴルフクラブ（前掲注（388）参照）の設計も行っている。

(420) 東京朝日新聞昭和8年1月26日夕刊2面「法廷はメリ／＼の音／殺到した女性群／入場から珍景の続出／けふ国際結婚の裁き」。

(421) 鳩山によれば「無報酬で引受けたのは始終出入りしてゐる夫人の友人俗〔女友達の達路アデア〕氏からの依頼があったためだ」という。東京朝日新聞昭和8年1月24日朝刊7面「国際愛破局を裁く／劇的公判愈明日／フェリシタ夫人の願いを拒絶／ヒデト氏遂に会わず」。

(422) 読売新聞昭和9年4月14日夕刊2面「フェリシタと秀人『両人、離婚すべし』／国際愛の破局に最後の判決」。

(423) 穂積重行・前掲注（157）365-367頁。

の印象を私は語るに忍びない。若い時代の写真を見ても、体格のわりに大きな顔と大きな耳、そしてオヤと思うほど離れた丸い両眼は一種の異相ともいええよう。しかしキッと結ばれた口もとは強い意志力を物語っている。その目も鈍く口もとさえもゆるんだ実感をそのままに、その人が帰ってから「あの方は？」と訪ねた私に対して、父は「鳩山君」とだけ答えた。その声はいつになく沈んでいたようである。そしてややしばらくして「酒がなあ」とつぶやいたのである。それは昭和9年、あるいは10年頃のことであった。我妻氏の「居候」時代からすでに十数年。この間の苦悩沈淪は察するほかはない。

エ 昭和10年（51歳）

【137】 昭和10年には、玉川水道株式会社の営業権の東京市への買収をめぐる新聞記事中に、鳩山の名が見出される⁽⁴²⁴⁾。

安い水を飲ませるお台所の福音として城南6区市民を喜ばしてゐる玉川水道の市営買収は過日の引きつぎで完全に終了したが、玉水株主連はその買収価額が安すぎると猛烈な反対をなし最後の手段として会社側代表栗原常蔵氏の名で鳩山秀夫氏を代理人として去る20日付で買収価額裁定者の東京府知事を相手取って行政訴訟『強制買収処分取消しの訴へ』を起してこれに一縷の希望を繋いでゐた、ところが27日行裁判所三宅裁判長は水道条例17条を援用して『強制買収は行政処分では無い』とアッサリ却下の判決が下って東京市に凱歌があがりこれで揉みに揉んだ玉水買収問題も万事ケリがついたわけだ。

オ 昭和11年（52歳）

【138】 昭和7年総選挙で衆議院議員となった鳩山は（【131】）、4年の任期満了に伴う昭和11年2月20日第19回総選挙に立候補せず、千葉県2区の議席は吉植庄一郎の長男・庄亮（歌人）に引き継がれた。

【139】 一方、弁護士業務については、判例データベースで検索してみると、昭和11年に鳩山が担当した大審院判決が2件ヒットする。⁽⁴²⁵⁾

(424) 読売新聞昭和10年3月28日朝刊7面「玉水買収の反対／完全にケリ／株主連の行政訴訟も却下」。

(425) 大判昭和11・11・21民集15巻2052頁、大判昭和11・11・27民集15巻2110頁。いずれも事務所の青沼亜喜三・矢野邦雄両弁護士と共同受任である。

カ 昭和12年（53歳）

【140】 昭和12年の鳩山の弁護士業務関係の記事を拾うと、1月には新聞紙上の法律相談⁽⁴²⁶⁾、2月には画家・竹内栖鳳の訴訟代理人⁽⁴²⁷⁾、5月には救世軍の帳簿不正の検査役⁽⁴²⁸⁾、6月には前年11月竣成の現在の国会議事堂に納入された日本楽器製の議席をめぐる実用新案権侵害の損害賠償請求訴訟（賠償額 1万2000円）の原告訴訟代理人⁽⁴²⁹⁾、さらに10月には岩波茂雄の依頼を受けた春秋社版『基督のまねび』の出版差止請求訴訟⁽⁴³⁰⁾（昭和8年提訴）も決着を見た。

【141】 その間、鳩山は、昭和12年4月30日投票の第20回衆議院議員総選挙で東京府2区から立候補した兄・一郎の選挙事務長を務めているが、一家の写真には、母・春子の姿は認められるものの、弟・秀夫は見当たらない。⁽⁴³¹⁾

当選から3か月後の7月、一郎は半年にわたる外遊の途に就く。⁽⁴³²⁾一郎が記した日々の記録は、翌昭和13年3月『世界の顔』と題して刊行されたが、昭和12年10月⁽⁴³³⁾

(426) 読売新聞昭和12年1月18日朝刊9面「鳩山秀夫：（悩める女性へ）過去を秘し再婚／今になり籍が欲しい」。

(427) 東京朝日新聞昭和12年2月24日朝刊11面「栖鳳氏を訴う／真摯認知と落款請求／絶対書かぬ」。栖鳳によれば「私が京都の画塾で〔幸野〕樗嶺先生に就き絵を学んで居る当時山下といふ貿易商が輸出する刺繍の下絵描きをその塾に持込んで来た、その際大勢の塾生と一緒に私等が描いた花鳥だったのです、併し45年前の事でその全部が私の描いたものか記憶がないばかりか誠に未熟なもので左様なものに今更落款を入れるべき筋合のものでないから断ったのです、併し兎に角訴へられて見れば黙っても居られませんから鳩山秀夫さんを頼んで争ひます」。

(428) 東京朝日新聞昭和12年5月30日朝刊13面「救世軍内乱／鐐の暴露に応戦／公けに帳簿検査／本営から4氏委嘱」、東京朝日新聞昭和12年5月31日朝刊11面「会計に不正なし／救世軍の帳簿検査」、読売新聞昭和12年5月31日朝刊7面「『帳簿に不正なし』救世軍検査役の4氏」。

(429) 東京朝日新聞昭和12年6月12日朝刊13面「新議事堂の椅子で腰落つかぬ訴訟／特許侵害だと訴える」。

(430) 安倍能成・前掲注（187）229頁。トーマス・ア・ケムピス（著）／内村達三郎（訳）『基督のまねび（Imitatio Christi）』は、大正9年に春秋社から出版されたが、その後岩波書店が版權を得て昭和3年岩波文庫の1冊に加えたものであった。ところが、訳者の内村達三郎は、兄・内村鑑三と不和義絶となったため、昭和7年『内村鑑三全集』の刊行を開始した岩波書店に対し、岩波文庫版『基督のまねび』の絶版を通告するとともに、再び春秋社から同書を出版するに及んだものである。これに対して、昭和8年岩波茂雄は鳩山秀夫に出版の差止めを依頼、昭和10年6月第1審判決言渡しの後、控訴審で昭和12年10月岩波書店勝訴に終わった。

(431) 東京朝日新聞昭和12年4月18日朝刊10面「東京版／政戦正に酬／“お父様の非常時”と躍起の声援ぶり」、東京朝日新聞昭和12年5月2日夕刊2面「凱歌早くもあがる／やっぱり嬉しい／鳩山さんの顔綻ぶ」。

(432) 東京朝日新聞昭和12年6月18日夕刊1面「鳩山氏、近く外遊／半歳に亘り欧米視察／別に意味なし／鳩山氏、語る／政界齊しく注目／帰朝後の態度如何？」。

(433) 鳩山一郎『外遊日記・世界の顔』（中央公論社、昭和13年）。戦後の昭和21年（弟・秀夫の死

13日の日記には、次のようにある⁽⁴³⁴⁾。

9 時少し過ぎボン大学を訪ふ。ボンは“Lovely university town”（愛すべき大学街）と云はれてゐる位ボン大学は有名だ。而も弟の秀夫が此の大学に留学して仲間から羨まれたといふ良い頭で勉強した事を想ふと、どうしても見たくて出かけた。

大学で二教授を呼び出して特に案内してくれた。法、医、工、農、文等 7 科ある。1818年の創立だ。教授等の部屋其他に立派な絵画がある。或は法を示し、或は医を示し或は文学を示してゐるものもあった。弟が講義を聴いた室が見たいと云って、法科の教室を見た。若い青年の弟が父の一周忌を異国で過した時の心持や、当時の火の様に燃えてゐた学究心を想出して涙ぐんだ。

弟・秀夫がもはや「過去の人」となってしまったかのごとき文章であり、秀夫の健康状態は、この時期には相当程度まで悪化していたように推測される。

2 昭和13年～昭和20年（54～61歳）

（1）昭和13年（54歳）

【142】 大正13年 3 月20日の鳩山一郎の日記には、「母〔春子〕午前 8 時頃一時危篤に陥り心痛す。……終日意識なし」とある。その後、春子は、4 月 7 日には共立女子職業学校に出校するまで快復するが、5 月13日には「又々溢血、痙攣つゞき⁽⁴³⁶⁾」、一郎が東北遊説中の 7 月12日（火）午前10時10分死去、享年78歳。死因については、新聞に「かねて動脈硬化症のため小石川区音羽町 7 ノ10の自宅で加療中⁽⁴³⁸⁾」とある。

【143】 これに対して、同年の一郎の日記に、弟・秀夫に関する記事は見当たらない。ただ、5 月10日（火）「夜……9 時－10時我妻君⁽⁴³⁹⁾」とあるのは気になる。

このほか、大正13年の鳩山秀夫関係の記事では、同年 9 月鳩山邸に住む友友銀行

去の年）公職追放（後掲注（454）参照）の材料に用いられた（ナチス・ヒトラー礼讃の記述があるとの理由）因縁の書籍である。

（434） 鳩山一郎・前掲注（433）145-146頁。

（435） 伊藤隆＝季武嘉也（編）『鳩山一郎・薫日記（上巻・鳩山一郎篇）』（中央公論新社、平成11年）15-16頁。

（436） 鳩山一郎・前掲注（435）18頁。

（437） 鳩山一郎・前掲注（435）24頁。

（438） 鳩山一郎・前掲注（435）24頁。

（439） 東京朝日新聞昭和13年 7 月13日夕刊 2 面「鳩山春刀自逝く」。

（440） 鳩山一郎・前掲注（435）23頁。

の女性行員の強盗被害の報道のほか、同月の大審院判決の訴訟代理人に、事務所の青沼亜喜三・矢野邦雄と名を連ねているのを見出す程度であるが、『人事興信録』『大衆人事録』の「青沼亜喜三」の項には、昭和13年に鳩山秀夫法律事務所を継承したとあることから、鳩山が脳溢血で半身不随となるのは、おそらくこの時期のことと推測される。

（2）昭和14年（55歳）

【144】 鳩山一郎の日記に弟・秀夫がはじめて登場するのは、昭和14年5月5日（金）「弟、午前中2回痙れんを起す。朝食は普通にとり最近段々回復の徴ありしに残念に堪えぬ。顔をつく／＼見つめると、子供の時から五十有余年の間の兄弟愛がしみ出て来て心の中で泣いた」とある。

なお、兄・一郎は、弟・秀夫死去5年後の昭和26年6月11日午後3時自宅で右後頭部の脳溢血に倒れ、左半身の麻痺が残ったが、妻・薫によれば「前に弟の秀夫が、おなじ脳溢血で仆れましたが、秀夫の場合は、右半身が麻痺して、ついに再起できずに亡くなりました」。

（3）昭和15～19年（56～60歳）

【145】 昭和15～19年については、鳩山に関する記事を発見できていない。

（4）昭和20年（61歳）

【146】 昭和20年になると、上野直昭の日記中に、3月29日「欠勤。在宅。ばあや及び鳩山訪問」、6月6日「先是西田〔正秋（芸大教員：美術解剖学・人体美学）〕来り、鳩山の処へ行ってくれた話」、7月4日「鳩山の処へ寄りて12時過出勤」、8月22日

(441) 読売新聞昭和13年9月20日朝刊7面「女銀行員襲わる／東京・小石川」「19日夜7時ごろ小石川区小日向台町3の87鳩山秀夫博士方同居住友銀行東京支店員木村三千代（32）さんが勤め先からの帰途、同町3の40先暗闇にさしかゝると後を尾けて来た25、6歳労働者風の男が緑色ハンドバッグ（現金72円50銭、自家各20円の20金指輪と真珠飾り付18金指輪計120円50銭在中）を強奪姿を消した」。被害女性と鳩山との関係については不詳。

(442) 大判昭和13・9・30民集17巻1775頁。

(443) 『人事興信録（第16版・上）』（人事興信所、昭和26年）あ19頁、『大衆人事録（第16版・全国篇）』（帝国秘密探偵社、昭和28年）38頁。

(444) 鳩山一郎・前掲注（435）80頁。

(445) 朝日新聞昭和26年6月13日朝刊3面「1ヵ月静養程度／鳩山氏病状」、朝日新聞昭和26年6月17日朝刊1面「鳩山氏の病状早期回復期待／近親者の観測」。

(446) 中河幹子『珠玉の人——鳩山薫先生伝』（日輪閣、昭和42年）173頁。

「1時半出勤。途中鳩山を見舞ふ」⁽⁴⁴⁷⁾との記述が見出される。

【147】 一方、穂積重遠の昭和20年の日記には、終戦後の11月20日「午前8時参殿。10時半退下。帝大に至り諸教授と会談。午後本郷弓町青山邸に鳩山を見舞い帰宅」⁽⁴⁴⁸⁾とある。「本郷弓町青山邸」とは、青山胤通の婿養子・青山徹蔵（胤通の長女・芳子の夫）⁽⁴⁴⁹⁾の家で、空襲のため音羽の家を焼かれた秀夫夫婦は、妻・千代子が芳子と親しかったこともあり、⁽⁴⁵⁰⁾芳子の家に身を寄せていた。

【148】 なお、我妻栄によれば、鳩山は「戦争直前に脳溢血で倒れて、戦争中は動けなくてベッドに寝たきりだったんだよ。空襲のときには庭に運び出した。庭は広いし、車庫も大きかったが、奥さんは非常に苦勞された」、「戦争で家が焼けたんだから、そのときに車庫かどこかに移してあったんだな。脳溢血で倒れて最初のうちは全然わからなかった。あとには大分よくなられて、僕が行くと僕だということがわかった。手を握ったりしておられたが、むろん再帰を望むことはできなかった」⁽⁴⁵¹⁾とされる。

3 逝去（昭和21年1月29日：61歳）

（1）昭和21年1月29日（火）

【149】 昭和21年の鳩山一郎日記には「1月29日（火・曇後雪）弟秀夫遂に3時少し過ぎ永眠す。62年間の友を失ふ」⁽⁴⁵²⁾とあり、穂積重遠日記には「1月29日」「8時10分

(447) 上野直昭（著）／芸術研究振興財団＝東京芸術大学百年史刊行委員会（編）『上野直昭日記』東京芸術大学百年史編集委員会（編）『東京芸術大学百年史・東京美術学校篇・第3巻（大正9年～昭和27年）別巻』（ぎょうせい、平成9年3月）43頁、54頁、57頁、60頁。

(448) 『終戦戦後日記』前掲注（286）33頁。

(449) 鳩山千代子「本郷弓町」熊谷謙二（編）『思い出の青山胤通先生』（青山先生誕生百年祭準備委員会、昭和34年）459頁。

(450) 兄・一郎邸（【113】）は、1階・2階が鉄筋コンクリート造のため焼失は免れたが、木造の3階部分（屋根裏の物置・納戸）は焼夷弾で損傷したため、終戦後の8月22日軽井沢から帰京した一郎は、音羽の家の修復完了まで、長男・威一郎の妻・康子（石橋正二郎の長女）の実家（麻布の石橋邸）に身を寄せた。

(451) 末川＝我妻・前掲注（72）73頁。一方、遠藤浩によれば、「鳩山先生がご病気で、脳がだんだんだめになってきたんですね。それで、鳩山先生が亡くなる前に、我妻先生が、『遠藤君、鳩山先生を見舞ったら低い声で歌を歌っていた』と言われたことがあった。それから間もなく亡くなられた」という。「（座談会）遠藤浩先生を囲んで——遠藤先生の人と学問」遠藤浩先生傘寿記念『現代民法学の理論と課題』（第一法規、平成14年）775頁。

(452) 鳩山一郎・前掲注（435）426頁。東京朝日新聞昭和21年1月31日朝刊2面には「鳩山秀夫博士 脳溢血のため最近約6年病臥中のところ29日小石川区音羽町7ノ10令兄一郎氏宅にて死

参殿。11時退下。教育会館に於ける育英会の会合に出席、午後帰宅。夜鳩山威一郎来り、鳩山秀夫本日後3時死去の旨を報ず⁽⁴⁵³⁾とある。

一方、我妻栄は、次のように述べている。「秀夫先生が亡くなられたとき（昭和21年1月29日）は、軽井沢を下って自由党を結成した一郎さんが〔昭和20年11月9日日比谷公会堂にて日本自由党結党大会〕、世望をになって内閣を組織するだろうと、人もわれも認めていたときであった。そのために、葬式やそれに続く法要に集る人々の間に、ともすると、鳩山内閣の前夜祭のような気分がただようことがあった。そうなると、私は、近親の方々とともに、話の渦の外におかれたのだが、兄さん思いの情の特別に強かった秀夫さんの霊も、この光景をみて、定めし喜んでおられることだろうと思った」⁽⁴⁵⁴⁾。

（2）昭和21年1月30日（水）

【150】翌日の上野直昭日記には「鳩山の使来る。昨日死去の由」とある。⁽⁴⁵⁵⁾

なお、後年、上野は、次のように述べている。⁽⁴⁵⁶⁾

終戦後のある年、二三ヶ月の間に、親しい人々を三人続いて失ったことがあった。三人ともに、夫々旧い友として、或は親戚として、心おきない人々であった。最初に1月に日が死んだ。6年余を床の中で、意識の働いてゐるのは明かであるが、人間的の交通はあるかなきかの如く、言はゞ植物のやうな生き方であったが、極めて規則的

-
- 去、享年63。告別式は2月1日午前10時から一郎氏邸で神式により営まれる」とあり、読売新聞昭和21年2月1日朝刊2面には「鳩山秀夫氏（法学博士）脳溢血のため病臥中29日小石川区音羽町7の10令兄一郎氏宅で死去した。享年63、告別式は1日午前10時から営まれる」とある。
- (453) 『終戦戦後日記』前掲注(286)47頁。これに対して、長男・重行は、父・重遠が訃報を受けたのは、翌30日のこととする。穂積重行・前掲注(157)366-367頁「その人は昭和21年1月29日、戦後の大混乱の中でひっそりと没した。兵隊から帰ってきたばかりで気の荒んでいた私は『ああそうか』と聞き流しただけであったが、当時東宮大夫を勤めていた父が、翌日早朝電話を受けた母からあわただしくこれを聞くなり、『今日は午後から出る』と小金井の御所に連絡するのもしどかしげに、血相を変えて飛び出していった姿が眼に残る」。
- (454) 我妻栄「鳩山一郎さん」『身辺随想——身辺雑記（2）』（有斐閣、昭和38年）88頁。なお、末川＝我妻・前掲注(72)73頁にも、次のようにある。「なくなられたのが昭和21年、鳩山一郎内閣ができるというときなんだ。先生がなくなれたというので僕が駆けつけると、一郎さんの家の子郎党がやってきて、鳩山内閣の組閣の話ばかりしている。秀夫先生の死んだ話は誰もしないんだ。それで非常に印象が深い。」「ご承知の一郎内閣はそのときできなかったんですけれどもね〔同年5月4日公職追放。鳩山一郎内閣成立阻止の策謀との説もある〕。とにかく、鳩山秀夫という人は若いときに火花のように輝き切っちゃったんだね」。
- (455) 上野直昭・前掲注(447)82頁。
- (456) 上野直昭・前掲注(197)358-359頁。

に、おだやかな、よき子供になり切って居た。

(3) 昭和21年 1月31日 (木)

【151】 翌々日の鳩山一郎日記には「1月31日(木・晴)昼食後一寸本部に立寄り、音羽に行き弟を弔し夜10時少し前に帰る」とあり、また、穂積重遠日記の1月31日(木)・2月1日(金)条には「鳩山秀夫死去につき此兩日御暇頂戴、31日午前は弔問、1日午前は会葬」とある。⁽⁴⁵⁸⁾

(4) 昭和21年 2月 1日 (金)

【152】 鳩山一郎日記には「2月1日(金・雨後雪)弟の葬儀埋葬を済ます。9時半-10時半、葬儀と告別式、3時埋葬」とあるが、上野直昭日記には「鳩山の葬儀に列して余談し、12時過出勤」とあり、上野は、谷中墓地の埋葬までは参列しなかった。⁽⁴⁵⁹⁾

一方、我妻栄については、山田作之助の文章に、次のようにある。⁽⁴⁶⁰⁾

その葬儀の日は、とっても寒い日であった。我妻君も私も参列したが、墓地に行くに際し、私は、我妻君を止め、君の分まで引き受けると言った。そして、先生の墓穴に一塊の土をかけ、今のは我妻君の分ですよ、とさげび、次にもう一つ土を投げ入れ、今度は私の分ですよ、先生間違えたらいけませんよと、心に念じ、もって、先生の冥福を祈ったのである。

(457) 鳩山一郎・前掲注(435)427頁。

(458) 『終戦戦後日記』前掲注(286)48頁。

(459) 鳩山一郎・前掲注(435)427頁。

(460) 上野直昭・前掲注(447)82頁。

(461) 山田作之助・前掲注(114)149頁。

V 付：民法学説の実務に及ぼした影響評価

1 日本民法学史の第2期の特徴

（1）日本民法学史と時代思潮

【153】 川井健は、名著『民法判例と時代思潮』⁽⁴⁶²⁾の巻頭所収の論稿において、裁判官による判例形成と時代思潮の関係について次のように述べていた。⁽⁴⁶³⁾

このような判例（ここでは、最高裁判所判決だけではなく、下級審裁判所の判決を含めて、裁判所の判決・決定によって形成される規範をいう）を形づくる一つの重要な要素に、時代思潮がある。裁判官は、ある時代に生き、その時代を支配する思潮に、意識的・無意識的に影響を受ける。新聞、テレビなどのマスコミ、雑誌、小説、美術など、また人との対話など、さまざまな手段を通じて形成され、伝達される時代思潮は、裁判官の下す判決、決定に影響を及ぼさずにはいられまい。もとより裁判官の思想や性格という個性によっても差異はあるが、時代思潮とまったく無縁な裁判官の判断はありえない。

学者の論文執筆についても、まったく同様のことがいえるだろう。それゆえ、鳩山秀夫をはじめとする日本民法学史の第2期（学説継受・概念法学の時代。本稿Ⅰ1参照）の学者たちについても、第3期の自由法論からの批判という、法律学（民法学）内部の「コップの中の嵐」の問題として事柄を矮小化せず、より広い視点に立った検討が必要になってこよう。

【154】 ところで、日本民法学史の第2期の学者は、①明治10年前後生まれの年長組（川名兼四郎（明治8年生）・石坂音四郎（明治10年生）ら）と、②明治17年生まれの子組（鳩山秀夫・曄道文芸ら）に分かれるが（【8】）、このうちの①年長組の学説の排撃は、同年代の吉野作造（明治11年生）の「民本主義」や河上肇（明治12年生）の「貧乏物語」に対する批判と符節を合し、②子組の学説の衰退も、阿部次郎ら鳩山と一高・東大同期の大正教養主義の落魄の過程に符合する。

明治末期から大正前期の日本では、法律学分野に限らず、政治・経済・哲学その

（462） 川井健『民法判例と時代思潮』（日本評論社、昭和56年）。

（463） 川井健『判例と時代思潮——民法の基礎としての経済・社会の構造』判例時報830号（臨時増刊・総索引、昭和51年）8頁……〔所収〕前掲注（462）「はしがき」ii-iii頁。

他諸般の領域にわたって、大きな社会的転換期が到来していたのである。

(2) 鳩山秀夫の学問放擲の理由

【155】 もっとも、川井健も留保を付していたように（【153】）、時代思潮の影響関係は、各人の「思想や性格という個性によっても差異はある」。第2期「年長組」の川名兼四郎や石坂音四郎が第3期への渡河を果たせなかったのは、結核・ジフテリアによる病死が原因であったのに対し、彼らと同世代の吉野作造が大正13年に東大を辞職したのは経済的理由に基づくものであったし、河上肇が昭和3年に京大を去ったのはマルクス主義思想を咎められたためであった。

一方、鳩山と同年代の曄道文芸が京大を辞職したのは、経済的理由であった。これに対して、「鳩山が大学を去った理由は種々に語られているが⁽⁴⁶⁴⁾」、大方の見解は、愛弟子・我妻栄のいささか情緒的な見立て⁽⁴⁶⁵⁾に賛同しており、たとえば鈴木禄弥は、我妻の言に依拠して次のように記している⁽⁴⁶⁶⁾。

この鳩山の早期の退官は、後継者我妻に教授のポストを譲る目的であったとも言われているが、根本的には「取引の安全」を中心問題として考慮すれば足りた第2段階の民法解釈学のチャンピオン鳩山が、第3段階への対応のために展開を試み、それに挫折して、筆を折ったというべきであろう。……。

……。鳩山は、法学を一種のゲームと考えていた面があるらしく、石坂健在中はこれに対抗して大いに張り切っていたが、その死後は、「論敵がいなくなったので俺は勉強しても張り合いがない」とつぶやいていた、といわれる。好敵手石坂の死も、鳩山の学究生活を早期に終らせた一因だったのであろう。さらに考えると、精緻な論理構成からなるドイツ風解釈法学のゲームを楽しんで来た鳩山にとって、大正末年の社会的矛盾に対応せんとする新しい民法学は、もはや、正確なゲームのルールには乗らないものであり、「性に合わないもの」と感ぜられたのではなかろうか。

さらに、我妻は、鳩山のアルコール依存についても、学問上の煩悶と懊悩が原因であるかのように捉えているが⁽⁴⁶⁷⁾、しかし、そこまで事柄を美化する必要はないよう

(464) 磯村保「鳩山秀夫『債権法に於ける信義誠実の原則』」『民法学説百年史』前掲注(39) 58頁。

(465) 前掲注(115)「(座談会)日本法学の回顧と展望」19頁＝『日本の法学』51頁＝『債権法における信義誠実の原則』461頁＝我妻栄「鳩山・穂積両先生の想い出」138頁。

(466) 鈴木禄弥・前掲注(232) 63-64頁。

(467) 末川＝我妻・前掲注(72) 73頁「論敵を失ってますます仕事をしなくなり、それから酒を飲

にも思う。

日本民法学史の第1期の巨擘・梅謙次郎は、明治43年渡韓中にチフスのため死去したが、彼の二男・三男（梅震・梅徳）によれば、「酒ずきの父はそうとう熱があるのにウィスキーなんか飲んでいたという」、「熱があるのに前の日までウィスキーを飲んでいて⁽⁴⁶⁸⁾というから助からんわけです」。ウィスキーを断つことができず命を落とした梅謙次郎と、学者生命を終わらせた鳩山秀夫の間に、どれほどの相違があるというのか。あるいは、鳩山のアルコール依存による学問の放擲と、川名兼四郎の結核や石坂音四郎のジフテリアによる学問の途絶との間に、いかほどの違いがあるというのだろうか。

鳩山が学問を投げ出した理由や、アルコール依存症に陥った理由についての、各人各様の論評は、結局のところ、批評者自身の性格・メンタリティを投影しているだけのようにも感じられる。

2 鳩山法学の判例への影響

【156】我妻栄は、昭和30年に編んだ鳩山の論文集『債権法における信義誠実の原則』の「序」の冒頭を、次のように書き起こしている。⁽⁴⁶⁹⁾

時の流れはおそろしいものである。明治の末から大正の全年代にわたって、民法といえば鳩山、鳩山といえば民法、とまでいいはやされていた鳩山秀夫博士の名も、いまやわが国の私法学者の頭から消えようとしている。わが国の民法学の発達に寄与した偉大な功績も、ようやく忘れられようとしている。

一方、末弘厳太郎は、鳩山法学が一世を風靡した理由について、次のように述べていた。

なぜ鳩山先生の『債権法総論』があんなに一般に流行したかという、裁判官にとっては最も簡単な言葉で自分の裁判に理由づけをするに役に立つような本が裁判経済からいって一番便利なんだね。鳩山先生くらい裁判の理由づけになるような名文句を、しかも簡単な文句ですぐ引用できるように書くことの上手な人は少ない。そうして日

んで、最後には酒に乱れて、そして、いつなくなったか知らん人が多い状態でなくなれた」。
 (468) 梅徳「父を語る」ゆうびん（郵政省郵便局監修）3巻9号（昭和27年）10頁、朝日新聞昭和27年11月14日朝刊7面「文化切手の顔④梅謙次郎」。

(469) 『債権法における信義誠実の原則』前掲注（115）「序」1頁。

本の裁判官は、自分の裁判が論理的に筋が通っていさえすれば、それで満足する、条理をつくして当事者を納得させるというようなことには骨を折らない。だから、鳩山先生の『債権法総論』のように簡単な文句で論理を通した説明をしてくれる本が一番裁判官に歓迎されたのだと思う。⁽⁴⁷⁰⁾

我妻の述べるように、鳩山秀夫の名は、戦後には「私法学者の頭から消えようとしている」状況にあった。しかしながら、鳩山に限らずおよそ一般に、私法学者・学界への影響力と判例・裁判実務への影響力には、相当程度のタイムラグが存在するのであって、判例あるいは実務家の間では、鳩山法学の影響力は、戦後もなお持続している。

(1) 判例における鳩山学説の引用

【157】 末弘の述べる鳩山『債権法総論』が裁判官の判決理由に及ぼした影響については、データサイエンティストが行うように、鳩山の教科書をデジタルデータ化して、判例データベースとの間でAI解析を行うことが理想的ではあるが、差し当たって本稿では、判例データベースで「鳩山」の名前を検索してヒットした判例を挙示するならば、以下の119例となる。

その大半は、法律審たる上告審における上告理由であるが、訴訟代理人にあっては、鳩山を引用すれば裁判官を説得できると考えているのであるから、鳩山学説が実務家（裁判官・弁護士）ないし判例に及ぼした影響力を推し量る間接的な指標にはなるだろう。

[1]	大判明治45・2・7民録18輯70頁	上告理由	法曹記事42年第19巻第3号鳩山秀夫氏我民法ニ於ケル債務履行引受ヲ論ス
[2]	大判大正4・12・1民録21輯1935頁	上告理由	鳩山学士著註釈民法全書第2巻482頁以下
[3]	大判大正5・2・2民録22輯210頁	上告理由	鳩山学士法律行為乃至時効440頁
[4]	大判大正5・11・8民録22輯2193頁	上告理由	鳩山秀夫著法律行為乃至時効697頁

(470) 前掲注 (115)「(座談会) 日本法学の回顧と展望」21頁……〔単行本化〕57頁。さらに、牧野英一も、末弘に賛同して、次のように発言している。「末弘君のいわれる通り、鳩山君の本は、ああ書けばいいという模範を示したものだ。今日〔昭和23年〕になっては、またいろいろの議論があり得ようが、鳩山君の仕事は鳩山時代というものをこしらえ上げたものであった」(21頁……〔単行本化〕57頁)。

(471) 108例。このほか、下級審における裁判官の判決理由での引用が5例（〔97〕〔98〕〔110〕〔118〕〔119〕）、下級審における当事者（訴訟代理人弁護士）の主張中の引用が3例（〔114〕〔116〕〔117〕）、刑事事件での引用が3例（〔88〕〔90〕〔104〕）ある。

[5]	大判大正6・1・27民録23輯97頁	上告理由	鳩山、三瀧、末弘三氏民法読本340頁
[6]	大判大正6・2・14民録23輯158頁	上告理由	鳩山氏日本債権法37頁
[7]	大判大正6・6・7民録23輯932頁	上告理由	鳩山氏日本債権法総論175頁
[8]	大判大正6・11・1民録23輯1715頁	上告理由	鳩山学士同説
[9]	大判大正7・1・28民録24輯67頁	上告理由	鳩山博士註釈民法全書第2巻84頁 鳩山博士日本債権法73頁
[10]	大判大正7・4・29民録24輯791頁	上告理由	鳩山氏債権法総論180頁以下
[11]	大判大正7・6・1民録24輯1159頁	上告理由	鳩山博士著法律行為乃至時効第146頁
[12]	大判大正7・11・14民録24輯2169頁	上告理由	鳩山秀夫著日本債権法総論69頁
[13]	大正7・12・3民録24輯2284頁	上告理由	鳩山博士著法律行為乃至時効155頁
[14]	大判大正7・12・25民録24輯2433頁	上告理由	鳩山氏論文債権質ト第三債務者ノ相殺、法学志林、19巻8号〔大正6年〕31頁以下
[15]	大判大正8・2・21民録25輯321頁	上告理由	鳩山秀夫氏法律行為乃至時効79-81頁
[16]	大判大正8・3・7民録25輯449頁	上告理由	民法註釈全書鳩山氏法律行為乃至時効291頁 鳩山氏日本債権法総論377頁
[17]	大判大正8・5・12民録25輯851頁	上告理由	鳩山学士民法註釈全書第2巻644頁
[18]	大判大正8・6・3民録25輯955頁	上告理由	鳩山博士著法律行為及時効447頁448頁
[19]	大判大正8・6・30民録25輯1192頁	上告理由	鳩山博士著日本債権法総論300頁
[20]	大判大正8・7・4民録25輯1215頁	上告理由	鳩山博士著法律行為乃至時効697頁
[21]	大判大正9・4・12民録26輯487頁	上告理由	鳩山秀夫氏法学協会雑誌34巻〔35巻（大正6年）?〕12号100頁以下
[22]	大判大正9・4・12民録26輯527頁	上告理由	鳩山博士日本債権法317頁
[23]	大判大正9・5・8民録26輯588頁	上告理由	鳩山博士日本債権法381頁
[24]	大判大正9・7・16民録26輯1108頁	上告理由	一般学説ニ対シテハ最近鳩山秀夫氏ノミ反対説ヲ採ル
[25]	大判大正9・9・29民録26輯1431頁	上告理由	鳩山博士法律行為乃至時効624頁
[26]	大判大正9・10・1民録26輯1437頁	上告理由	鳩山博士註釈民法全書第2巻法律行為乃至時効第523、524頁
[27]	大判大正9・10・4民録26輯1410頁	上告理由	鳩山秀夫氏著法律行為乃至時効第319頁
[28]	大判大正10・1・19民録27輯1頁	上告理由	鳩山博士法学協会雑誌37巻5号〔大正8年「使者ニ依ル意思表示（3）」〕44頁
[29]	大判大正10・2・9民録27輯244頁	上告理由	鳩山氏論説参照
[30]	大判大正10・3・5民録27輯493頁	上告理由	鳩山博士日本債権法各論第306頁以下、鳩山博士前掲第307頁
[31]	大判大正10・3・12民録27輯532頁	上告理由	法学新報27巻第1号〔大正6年〕127頁鳩山博士債権譲渡ノ通知免除ノ特約要領

[32]	大判大正10・7・11民録27輯1378頁	上告理由	鳩山博士債權法各論中第474頁
[33]	大判大正10・11・22民録27輯1973頁	上告理由	鳩山氏日本債權法總論119頁、鳩山氏日本債權法總論93頁以下
[34]	大判大正10・12・15民録27輯2160頁	上告理由	曄道博士末弘博士鳩山博士ノ學說引用
[35]	大判大正11・4・14民集1卷187頁	上告理由	鳩山博士法律行為乃至時効624頁
[36]	大判大正11・6・5民集1卷283頁	上告理由	鳩山博士債權法總論69頁70頁
[37]	大判大正12・8・2民集2卷582頁	上告理由	鳩山博士日本債權法各論379頁、鳩山博士前掲各論379頁、前掲各論379、382頁 鳩山博士……法律行為及至時効83頁
[38]	大判大正13・3・17民集3卷173頁	上告理由	鳩山氏日本債權法〔總論〕115頁
[39]	大判大正13・5・20民集3卷203頁	上告理由	松岡義正氏鈴木喜三郎氏鳩山秀夫氏長島毅氏
[40]	大判大正13・7・15民集3卷362頁	上告理由	鳩山博士民事判例研究第1卷225頁以下
[41]	大判大正13・12・25民集3卷576頁	上告理由	中島鳩山、鳩山
[42]	大判大正14・3・13民集4卷217頁	上告理由	鳩山博士債權法各論上卷
[43]	大判大正14・9・11法律新聞2477号10頁・法律評論14卷民法919頁	上告理由	鳩山博士債權總論58頁
[44]	大判大正14・10・3民集4卷481頁	上告理由	鳩山秀夫氏著法律行為乃至時効389頁及411頁、前掲鳩山氏著309頁、前掲鳩山氏著390頁
[45]	大判大正15・10・13民集5卷785頁	上告理由	鳩山氏債權法各論下914頁以下
[46]	大判大正15・10・29法律新聞2631号12頁・法律評論16卷民法35頁	上告理由	鳩山川名石坂諸博士
[47]	大判昭和2・12・10民集6卷748頁	上告理由	鳩山博士日本民法總論下卷第308頁
[48]	大判昭和3・5・2法律評論17卷民法818頁	上告理由	鳩山博士日本債權總論第324頁
[49]	大判昭和5・2・27民集9卷219頁	上告理由	鳩山博士法制時報6卷〔大正5年〕12号1頁以下
[50]	大判昭和5・4・16民集9卷376頁	上告理由	鳩山博士著債權各論342頁
[51]	大判昭和6・5・13民集10卷252頁	上告理由	鳩山博士日本債權各論340頁
[52]	大判昭和6・8・7民集10卷763頁	上告理由	鳩山博士物權總論〔民法總論〕下卷610頁
[53]	大判昭和6・10・31法律新聞3339号10頁・法律評論21卷民法63頁	上告理由	鳩山秀夫氏日本債權法各論第三356頁
[54]	大判昭和7・2・16民集11卷125頁	上告理由	鳩山博士債權法總論318頁、鳩山博士前著265頁
[55]	大判昭和7・4・11民集11卷609頁	上告理由	鳩山秀夫氏日本債權法各論下卷5版919頁
[56]	大判昭和8・3・2民集12卷295頁	上告理由	日本債權法各論（下卷）799頁

[57]	大判昭和 8・4・18民集12巻807頁	上告理由	鳩山博士日本債権法各論下巻912頁
[58]	大判昭和 8・4・19民集12巻838頁	上告理由	鳩山博士日本債権法総論352頁、鳩山博士日本債権法総論395頁
[59]	大判昭和 8・5・24民集12巻1293頁	上告理由	鳩山秀夫著日本債権法〔総論〕92頁
[60]	大判昭和 8・5・30民集12巻1381頁	上告理由	鳩山博士日本債権法〔総論〕192頁、鳩山博士日本債権法〔総論〕358頁
[61]	大判昭和 8・12・28民集12巻3008頁	上告理由	鳩山秀夫氏著日本民法総論下巻355頁
[62]	大判昭和 9・12・21民集13巻2349頁	上告理由	鳩山秀夫氏日本債権法各論上13版132頁
[63]	大判昭和10・2・19民集14巻137頁	上告理由	鳩山博士日本債権法各論下巻635頁、鳩山博士同上655頁、鳩山博士日本債権法各論659頁
[64]	大判昭和10・4・24民集14巻656頁	上告理由	鳩山博士日本債権法総論137頁
[65]	大判昭和11・3・9民集15巻397頁	上告理由	鳩山秀夫氏増訂日本債権法各論下巻939頁
[66]	大判昭和11・6・8民集15巻928頁	上告理由	鳩山博士著日本債権法各論下915頁 鳩山氏著法律行為乃至時効99頁
[67]	大判昭和12・4・16民集16巻473頁	上告理由	鳩山秀雄〔秀夫〕氏民法総論
[68]	大判昭和12・6・9法学6巻1329頁・大審院裁判例11巻民162頁	上告理由	鳩山博士著日本債権法総論433頁
[69]	大判昭和12・6・29民集16巻1014頁	上告理由	鳩山秀夫氏日本民法総論236頁 鳩山秀夫氏増訂日本債権法各論560頁
[70]	大決昭和12・6・30民集16巻1037頁	上告理由	鳩山博士法律行為乃至時効610頁 鳩山博士日本民法総論183頁
[71]	大判昭和13・2・8民集17巻100頁	上告理由	鳩山氏債権総論24頁 債権各論608頁
[72]	大判昭和13・2・15民集17巻179頁	上告理由	岡松博士鳩山博士仁井田博士横田博士石坂博士石田博士等同説ナリ
[73]	大判昭和13・2・21民集17巻232頁	上告理由	鳩山博士民法註釈全書2巻154頁
[74]	大判昭和13・3・16民集17巻423頁	上告理由	鳩山博士民法総論上巻101頁
[75]	大判昭和13・4・22民集17巻770頁	上告理由	鳩山博士註釈民法全書2巻618頁
[76]	大判昭和13・6・21民集17巻1263頁	上告理由	鳩山秀夫氏日本債権法各論220頁
[77]	大判昭和13・8・27法律新聞4342号10頁・法律評論27巻民法919頁	上告理由	鳩山博士日本民法総論下巻615頁 同氏註釈2巻676頁
[78]	大判昭和13・10・1民集17巻1937頁	上告理由	鳩山博士日本債権法各論下482頁
[79]	大判昭和14・2・7民集18巻35頁	上告理由	鳩山博士増訂日本債権法各論627頁
[80]	大判昭和14・4・15民集18巻429頁	上告理由	鳩山氏各論360頁
[81]	大判昭和14・4・15民集18巻440頁	上告理由	鳩山博士民法総論上221頁
[82]	大判昭和14・7・19民集18巻856頁	上告理由	鳩山秀夫博士日本民法総論下巻582頁

資 料

[83]	大判昭和15・9・28民集19巻1897頁	上告理由	鳩山秀夫博士日本債権法総論213頁
[84]	大判昭和16・8・26民集20巻1108頁	上告理由	鳩山秀夫博士増訂改版日本債権法総論352頁
[85]	大判昭和18・12・22民集22巻1263頁	上告理由	鳩山氏債権〔総論〕165頁
[86]	最（1小）判昭和25・10・26民集4巻10号497頁	上告理由	鳩山博士……債権総論132頁
[87]	最（3小）判昭和26・12・25民集5巻13号829頁	上告理由	鳩山博士日本債権法各論下巻466頁
[88]	名古屋高判昭和27・8・25高刑集5巻11号1772頁（業務上横領被告事件）	弁護人 答弁書	鳩山、日本民法総論
[89]	最（1小）判昭和28・12・24民集7巻13号1644頁	上告理由	鳩山博士著日本民法総論421頁、鳩山博士著、日本民法総論442頁 鳩山博士著民法研究1巻545頁
[90]	最（2小）判昭和28・12・25刑集7巻13号2735頁（食糧管理法違反被告事件）	上告趣意	鳩山秀夫博士日本民法総論下巻285頁
[91]	最（2小）判昭和29・2・12民集8巻2号465頁	上告理由	学説、鳩山博士
[92]	最（2小）判昭和29・4・2民集8巻4号745頁	上告理由	鳩山氏日本債権法総論209頁
[93]	最（2小）判昭和30・1・28民集9巻1号83頁	上告理由	鳩山氏債権各論上293～4頁
[94]	最（2小）判昭和30・7・15民集9巻9号1058頁	上告理由	鳩山債権総論45頁
[95]	最（3小）判昭和30・11・8家裁月報7巻12号13頁	上告理由	鳩山秀夫博士日本民法総論下巻405頁、鳩山氏前掲397頁
[96]	最（2小）判昭和35・9・2民集14巻11号2094頁	上告理由	鳩山博士、註釈民法全書第2巻法律行為乃至時効676頁
[97]	宇都宮地判昭和36・2・22判時267号53頁	判決理由	鳩山日本債権法総論206頁以下
[98]	千葉地佐倉支判昭和36・6・30交通事故不法行為下級民集昭和36年度295頁	判決理由	鳩山秀夫著日本債権法各論（下巻）859頁以下
[99]	最（2小）判昭和37・7・20民集16巻8号1605頁	上告理由	鳩山博士……日本債権法総論383頁以下
[100]	最（2小）判昭和37・10・12民集16巻10号2130頁	上告理由	鳩山、勝本、近藤、柚木の諸学者も同説
[101]	東京高判昭和37・12・20下民集13巻12号2517頁（上告審）	上告理由	鳩山、日本債権法各論下巻760、761頁 岩波法律学辞典第2巻1182頁以下（鳩山） 鳩山民法総論397頁 鳩山債権総論397頁

[102]	最（３小）判昭和38・10・1民集17巻9号1091頁	上告理由	鳩山秀夫著日本民法総論16頁
[103]	最（２小）判昭和39・10・16民集18巻8号1705頁	上告理由	鳩山博士、日本債権法各論518頁、513頁
[104]	東京高判昭和40・3・30税務訴訟資料51号391頁（法人税法違反被告事件）	控訴趣意	鳩山秀夫債権法各論
[105]	最（２小）判昭和40・12・3裁判集民事81号281頁・判時436号39頁	上告理由	鳩山「日本債権法総論」91頁
[106]	最（３小）判昭和43・12・24民集22巻13号3270頁	上告理由	同旨鳩山〔民法総論〕
[107]	最（３小）判昭和44・11・25民集23巻11号2137頁	上告理由	鳩山、勝本、石田、我妻、各債権総論参照
[108]	最（１小）判昭和44・11・27民集23巻11号2265頁	上告理由	鳩山日本債権法各論下946頁
[109]	最（３小）判昭和45・12・18民集24巻13号2151頁	上告理由	鳩山和夫〔秀夫〕債権各論下878頁
[110]	熊本地玉名支判昭和46・7・10判時648号90頁・判タ269号281頁	判決理由	鳩山秀夫・日本債権法各論上巻13、14頁
[111]	最（２小）判昭和47・2・18民集26巻1号63頁	上告理由	鳩山債権法各論上巻212頁
[112]	最（１小）判昭和49・9・26民集28巻6号1243頁	上告理由	鳩山秀夫、改訂日本債権法各論下巻793頁
[113]	最（１小）判昭和50・9・25民集29巻8号1287頁	上告理由	鳩山博士 日本債権法〔総論〕412頁
[114]	大阪地判昭和57・2・26判時1062号128頁	被告の主張	鳩山秀夫「日本債権法各論」下巻778、778頁
[115]	東京地判昭和63・1・27判時1326号133頁・判タ674号213頁	上告理由	鳩山秀夫著日本債権法各論下巻722頁以下
[116]	東京高判昭和63・3・11判時1271号3頁・判タ666号91頁（クロロキン薬害訴訟控訴審判決）	原告の主張	適法行為による違法（鳩山、末弘）なる概念が主張され
[117]	津地判平成17・2・17平成14年（ワ）第141号・第200号・第263号	被告らの主張	鳩山秀夫・増訂改訂日本債権法論（総論）342頁
[118]	東京高判平成17・6・23訟務月報52巻2号445頁・判時1904号83頁	判決理由	鳩山和夫・増訂日本債権法各論（下巻）大正13年発行546頁
[119]	大阪高判平成18・9・27訟務月報53巻5号1633頁	判決理由	民法学者の鳩山秀夫は、大正9年（1920年）発行の著書〔『日本債権法各論下』〕の中で

文献名が明示されている判例のうち、教科書の引用数を見てみると、鳩山法学の〔前期（第1期）〕の『法律行為乃至時効』の引用が23件、〔中期（第2期）〕の『日本債権法総論』の引用が34件、『日本債権法各論』が36件、〔後期（第3期）〕『日本民法総論』の引用が17件で、『日本民法総論』の刊行後も『法律行為乃至時効』が積極的に引用されている点が目立つ。

一方、引用時期についていえば、鳩山の現役時代の大正期の判例が45件と最も多いが、しかし、東大退官後の昭和1～20年の判例も39件を数える。のみならず、戦後（鳩山没後）の昭和21～63年の判例数は31件と、昭和30年の我妻の言（【156】「鳩山秀夫博士の名も、いまやわが国の私法学者の頭から消えようとしている」）にもかかわらず、実務家ないし判例における鳩山説の影響力は、戦後まで持続している。

（2）他の民法学者との比較

【158】 上記の点に関しては、他の学者との間の比較・相対評価が有用と思われるので、鳩山と同一条件の検索式を用いて、日本民法学史の第1期ならびに第3期・第4期・第5期の代表的学者（梅謙次郎・末弘厳太郎・我妻栄・星野英一）の判例での引用を数え上げると、以下のようになる。

（日本民法学の時代区分）		（第1期）	（第2期）	（第3期）	（第4期）	（第5期）
代表的学者		梅謙次郎	鳩山秀夫	末弘厳太郎	我妻栄	星野英一
（総計）		(73)	(119)	(71)	(387)	(21)
明治期	明治30～45年	12	1	—	—	—
大正期	大正 1 ～15年	22	45	13	—	—
昭和前期	昭和 1 ～10年	4	18	6	2	—
	昭和11～20年	5	21	12	8	—
昭和後期	昭和21～30年	0	10	13	24	—
	昭和31～40年	4	10	14	80	—
	昭和41～50年	1	8	7	103	4
	昭和51～63年	5	3	4	87	7
平成期	平成 1 ～10年	2	0	1	28	3
	平成11～20年	11	3	1	23	1
	平成21～31年	6	0	0	27	6
令和期	令和 1 ～ 6 年	1	0	0	5	0

ア 梅謙次郎

【159】 判例における梅謙次郎の引用（総数73件）のうち、最も多いのは『民法要義』全5巻であるが（38件）、⁽⁴⁷²⁾「法学志林」掲載の判例批評（および書籍化『最近判例批評』⁽⁴⁷²⁾）の引用も多い。

非常に興味深いのは、梅の生前（明治43年8月25日没）の引用がわずか6件である点で、⁽⁴⁷³⁾引用数が増えるのは梅の没後から大正時代のことである（明治期6件、大正期22件）。

その後、昭和期に入ると引用件数は減るが、戦後・昭和30年代以降になって引用例が再登場するのは、民法典の起草者の見解を参照したものであり、⁽⁴⁷⁴⁾平成10～30年代の判例が非常に多いのは、旧日本軍の非人道的行為や強制連行・強制労働につき国に対する損害賠償請求訴訟を棄却する判決理由において、国の公務員の不法行為に対して民法の規定は適用されないとする現行民法起草者の立場として援用されているためである。⁽⁴⁷⁵⁾

イ 末弘厳太郎

【160】 日本民法学史の第3期（自由法論・大正デモクラシー法）の雄・末弘厳太郎の見解の引用は、梅謙次郎と同程度の71件と、鳩山秀夫の引用（119件）の6割程度

(472) 梅謙次郎『最近判例批評』（法政大学、明治39年）、『最近判例批評（続編）』（明治42年）……〔合冊本〕『最近判例批評（全）』（明治42年）

(473) ①大判明治39・5・23民録12輯800頁、②大判明治40・4・11民録13輯423頁、③大判明治40・7・9民録13輯806頁、④大判明治40・12・13民録13輯1207頁、⑤大判明治42・5・14民録15輯490頁、⑥大判明治42・11・6民録15輯851頁。

(474) 東京家審昭和42・2・18家裁月報19巻9号76頁では、家事審判官の審判理由で、民法777条の立法趣旨が、旧825条に関する梅『民法要義（巻之四）』を引用しつつ説示されている。

(475) ①東京高判平成17・3・31訟務月報51巻11号2913頁、②東京高判平成17・4・19訟務月報53巻1号1頁、③東京高判平成17・7・19訟務月報53巻1号138頁、④長野地判平成18・3・10訟務月報57巻5号978頁・判時1931号109頁、⑤福岡地判平成18・3・29訟務月報54巻6号1167頁、⑥東京地判平成18・8・30訟務月報54巻7号1455頁、⑦大阪高判平成18・9・27訟務月報53巻5号1633頁、⑧宮崎地判平成19・3・26訟務月報56巻4号1486頁、⑨札幌高判平成19・6・28訟務月報54巻6号1362頁、⑩山形地判平成20・2・12訟務月報57巻5号1083頁、⑪東京地判平成27・2・25訟務月報61巻9号1737頁、⑫那覇地判平成30・1・23訟務月報64巻11号1606頁・判時2402号61頁、⑬大阪地判平成31・1・29平成27年（ワ）第6338号の判決理由において、現行民法の起草委員（穂積重遠・富井政章・梅謙次郎）の立場が引用されている。

このほか、最（大）判平成27・12・16民集69巻8号2427頁（再婚禁止期間違憲訴訟大法廷判決）における山浦善樹裁判官の反対意見では、民法733条1項の由来する旧767条1項の制度趣旨を説明する際に梅『民法要義巻之四』が引用されている。

にとどまるうえ、戦前の引用例（31件）のうち6割（19件）が、留学前の概念法学時代の著作『債権各論』である。

一方、末弘の留学後の著作『物権法』の引用は、戦前が4件、戦後が8件であり、戦後・昭和21年以降の数字を押し上げているのは、労働法に関する著作である。

ウ 我妻栄

【161】 鈴木禄弥の昭和35年の文章は、日本民法学史の第4期の巨星・我妻栄について、次のように述べていた。⁽⁴⁷⁶⁾

今日わが国の民法のスタンダードな教科書としては、たれしも第一に、我妻栄の民法講義の壮大な体系に、指を屈するであろう。……。民法講義の持つこの指導的地位は、すでに昭和10年代に、ほぼ確立され、戦後に一層強力となったもので、この時代を我妻時代と称すべく、民法といえは我妻、我妻といえは民法、としても過言でない。「民法といえは鳩山、鳩山といえは民法」との我妻の言（【156】）の本歌取りであるが、しかしながら、昭和10年代の判例における我妻の引用はわずか8件であって、師・鳩山の引用件数に遠く及ばない。⁽⁴⁷⁷⁾

戦後・昭和20年代になると、我妻の引用件数が鳩山を上回るようになるが、しかし、その内訳は、同時期の末弘・厳太郎の労働法と同様の戦後「特需」に基づくもので、加藤一郎と共著の『農地法の解説』が7件、我妻（編）『新法令の研究』が3件、『改正親族法相続法解説』が1件と、『民法講義』全9件を上回っている。⁽⁴⁷⁸⁾

我妻『民法講義』が判例引用において他を圧倒するようになるのは、東大を定年退官した（昭和32年3月31日）後のことであり、その影響力は、我妻の死去（昭和48⁽⁴⁷⁹⁾

(476) 鈴木禄弥・前掲注（232）60頁。

(477) ①大判昭和11・5・8民集15巻675頁（民法講義『債権総論』）、②大判昭和11・11・27民集15巻2110頁（『判例民事法（昭和2年度）』）、③大判昭和13・2・23民集17巻307頁（民法講義『担保物権法』）、④大判昭和13・10・24民集17巻2012頁（民法講義『物権法』）、⑤大判昭和13・11・26法律新聞4355号12頁（民法講義『担保物権法』）、⑥大判昭和14・4・15民集18巻440頁（現代法学全集『民法総則』）、⑦大判昭和16・8・26民集20巻1108頁（民法講義『債権総論』）、⑧大判昭和17・5・27民集21巻604頁（新法学全集『事務管理・不当利得・不法行為』）。

(478) このほか、有泉亨と共著の日本評論社『法律学体系コンメンタール篇2民法1民法総則・物権法』が3件、『同2民法2債権法』が2件と、『民法講義』の引用が圧倒的とまではいえない。

(479) 昭和31年1月1日から昭和32年3月31日東大退官までの引用（全11件）の内訳は、『民法講義』3件に対し、『判例民事法』2件、『農地法の解説』2件、立石芳枝との共著『法律学体系コンメンタール篇4民法3親族法・相続法』2件、出典未記載2件である。

年10月21日没）から半世紀近くを経た平成期の終わりまで続いた。師・鳩山の判例引用件数は、①教授現役時代が一番多く（46件）、②次が東大退官から死去までの期間で（39件）、③死去後の引用が最も少ない（34例）ことと比較して、我妻法学の判例への影響は（①現役時代の引用が45件と最も少なく、②退官から死去までの引用が158件で2番目、③死去後の引用が184件と最も多い）、すこぶる遅咲きであったようにも感じられる。

【162】 日本民法学史の第6期の代表的学者である内田貴は、平成25年の文章で次のように述べていた。⁽⁴⁸⁰⁾

最近若い実務家と話をしていて驚くのは、我妻先生が戦前からずっと今日まで圧倒的な権威を保ち続けていると信じている人が多いことである。近年の我妻説の権威は、一種のリバイバルだろう。司法研修所で要件事実教育が一世を風靡したとき、民法の要件事実を論じる拠り所として、当時の研修所教官達が、かつて自分たちが学んだ通説である我妻説を安定した解釈論として用いたためではないかと想像する。1970年代の東大法学部には、我妻説は過去の理論という雰囲気があった。我妻先生の後継者である星野先生が颯爽と学界に登場し、60年代から通説を突き崩す論文を次々と発表して学界に論争を巻き起こしておられたからである。

だが、「実務家」が「我妻先生が戦前からずっと今日まで圧倒的な権威を保ち続けていると信じている」ことのうち、「戦前からずっと」の部分は、判例における我妻説の引用数からも知られるように、実務家の誤解である。

一方、「今日まで」の部分について、内田は「近年の我妻説の権威は、一種のリバイバルだろう」とするが、学者の間での評価は内田の述べる通りであるけれども、しかし、実務家にとっては、昭和30年代以降「今日〔平成25年段階〕まで」圧倒的な権威を保ち続けていたのである。

エ 星野英一

【163】 一方、森田修（内田と同じく日本民法学史の第6期の学者）は、第5期の代表的学者・星野英一について、「1960年代に日本民法学史に一つの画期をもたらした」

(480) 内田貴「棺の重さ」内田貴＝大村敦志＝星野美賀子（編）『星野英一先生の想い出』（有斐閣、平成25年）60-61頁。なお、七戸克彦・前掲注（3）132頁。

とし、これを「星野インパクト」と表現する。⁽⁴⁸¹⁾

星野の学界デビューは、師・我妻栄の東大退官の前年（昭和31年）であるが、⁽⁴⁸²⁾前記（【162】）内田貴の文章にあるように、学界において我妻説が過去の理論となるのは、1970年代（我妻の死去する1973（昭和43）年以降）のことである。

しかも、それはあくまでも学者の間での評価であって、前記のように、実務家ないし判例における我妻説の圧倒的な権威は、昭和62（1987）年星野の東大定年の後も、平成期（星野が死去する平成24（2012）年以降）まで続くのであり（したがって、平成期における我妻説の権威は「リバイバル」ではなく、空前（絶後）の長きにわたって裁判実務に留まり続けた「残照」である）、これに対して、判例における星野説の引用は、昭和40年代は有斐閣・法律学全集『借地・借家法』（昭和44年）の引用が2件、⁽⁴⁸³⁾昭和50年から昭和62年3月東大定年退職までの引用が9件、⁽⁴⁸⁴⁾東大定年退職から平成24年9月27日死去までの引用が8件、⁽⁴⁸⁵⁾死去後の引用は2件にすぎない。⁽⁴⁸⁶⁾

(481) 森田修「星野英一と『日本民法学史』」星野英一先生追悼『日本民法学の新たな時代』（有斐閣、平成27年）111頁。なお、七戸克彦・前掲注（3）132頁。

(482) デビュー論文は昭和31（1956）年「不動産賃貸借法の歴史と理論」法学協会雑誌73巻4号。その後は、翌昭和32（1957）年（我妻定年退官の年）「フランスにおける不動産物権公示制度の概観」江川英文（編）『フランス民法の150年』（有斐閣）、昭和34（1959）年「フランスにおける1955年以降の不動産物権公示制度の改正」法学協会雑誌76巻1号と続く。

(483) ①名古屋高判昭和47・6・8判時681号45頁（上告審）、②最（3小）判昭和48・4・24裁判集民事109号193頁・金判365号6頁。

(484) 内訳は、①『借地・借家法』が5件（東京高判昭和52・9・29判時873号37頁、最（3小）判昭和55・10・28判時986号36頁・判タ429号93頁、東京高判昭和56・2・12判時1003号98頁（上告審）、最（1小）判昭和59・12・13民集38巻12号1411頁、東京高判昭和63・2・10高民集41巻1号1頁（上告審））、②判例評釈が4件（東京高判昭和50・10・30判時804号42頁・判タ336号239頁（上告審）、最（2小）判昭和52・3・25民集31巻2号320頁、最（3小）判昭和55・10・28〔前掲〕、最（2小）判昭和56・3・27昭和55年（オ）第693号）、③『民法概論1序論・総則』（良書普及会、昭和46年）の引用が1件（名古屋高決昭和50・1・31高民集28巻1号181頁）。

(485) 内訳は、①論文「いわゆる『権利能力なき社団』について」が最も多く4件（国税不服審判所裁決平成18・8・14 LEX/DB文献番号26100237、大阪地判平成22・12・17判時2126号28頁・判タ1369号145頁、東京高判平成22・12・24判タ1351号162頁・金法1918号122頁、東京地判平成23・7・19判タ1400号180頁・税務訴訟資料261号順号11714）、②判例評釈が2件（最（3小）判平成6・10・25民集48巻7号1303頁、最（3小）判平成7・12・5判時1562号54頁・判タ906号239頁）、③『借地・借家法』が1件（最（2小）判平成6・7・18判時1540号38頁・判タ888号118頁）、④『民法概論1』が1件（知財高判平成21・11・19判時2077号133頁）。

(486) 内訳は、いずれも論文「いわゆる『権利能力なき社団』について」（名古屋高判平成25・1・24民集69巻5号1462頁、最（2小）判平成27・7・17民集69巻5号1253頁）。

オ 小括

【164】 以上より知られるように、一般論としていえば、〔Ⅰ〕学者の間での評価は、①現役時代に高まり、②引退・死去によって急速に失われるのに対し、〔Ⅱ〕実務家・判例への影響力は、①学究生活の末期になってようやく高まる一方で、②引退・死去後も比較的長く継続する傾向があるが、鳩山秀夫についていえば、〔Ⅰ〕学界における評価は、①教授現役時代の圧倒的な名声は、②大正15年大学を去った後には急速に衰えるものの、〔Ⅱ〕判例に対する影響力は、①現役時代から非常に大きかったうえに、②大学を去ってから死去に至るまでの昭和1～20年の間はもちろん、戦後・昭和20年代においてもなお保たれていたのである（すでに見たように、この時期の末弘説や我妻説の引用は、労働法や農地法・改正家族法といった戦後立法の解説書が中心である）。

3 鳩山秀夫と自由法

【165】 鳩山法学が判例ないし裁判実務に及ぼした影響については、以上のような一般的・総論的な考察とともに、具体的な論点との関係での個別的・各論的な検討も重要であるが、以下では、信義誠実の原則（信義則）と権利濫用禁止の原則の2つを取り上げたい。

戦前における両原則の形成・発展は、自由法論との関係でも非常に興味深い。というも、フランス民法が信義則に関する明文規定を有し（1134条）、ドイツ民法は信義則（157条・242条）と権利濫用禁止（226条）の両方について明文規定を有していたのに対して、戦前の日本においては、両原則に関する実定法上の規定は存在せず、戦後の昭和22年民法改正において、日本国憲法（昭和21年11月3日公布・昭和22年5月3日施行）の公共の福祉の原則（憲法12条・13条・22条・29条2項）を私法関係に反映させる規定（民法1条1項）の次項として設置されたものである（1条2項・3項）。

にもかかわらず、大正期の判例は、両原則を、個々の条文の制限的解釈・修正解釈にとどまらない、一般的な法命題として確立した。両原則の判例法理としての確

（487） 昭和22年12月22日法律第222号「民法の一部を改正する法律」。

立は、大正期の時代思潮の反映といえようが、しかし、当時の裁判官が、学説の助力なしに判例理論を形成したとは考えにくい。

【166】 外国法の立場を普遍的な法命題と見なして日本法に移植する自然法論の立場は、ボワソナードから梅謙次郎に引き継がれたが、牧野英一は、「私は、実は、富井先生からも、梅先生からも、信義則のことを教わらなかったのである」と述べている。⁽⁴⁸⁸⁾

となれば、フランス民法・ドイツ民法に規定はあるが、日本民法には規定のない信義誠実の原則・権利濫用禁止の原則を、日本の私法秩序を支配する一般的な指導理念として定立したのは、日本民法学史の第2期（学説継受の時代）の学者をおいて他にない。⁽⁴⁸⁹⁾

そもそも第2期の学説継受という法現象は、①ドイツ法の概念法学＝法実証主義の継受と、②わが国の実定法には規定されていない外国法の立場を普遍的な法命題と見なして日本法に移植する自然法論的な発想という、二律背反的な双面性を併有している。それゆえ、第2期の学者たちは、①の個々の実定法規についての形式論的・演繹論的な解釈の側面では、自由法論と対立するが、②わが国の実定法に存在しない外国法の規律を直輸入する点に関しては、自由法論（とりわけ新カント主義の可変的自然法論）に立つもののように見える。

牧野英一はいう。「鳩山君は自由法論者といわれることを好まなかったようであるが、わたくしは鳩山君を自分の同志と考えていた」。⁽⁴⁹⁰⁾

（１）信義則

ア 明治期

【167】 「信義誠実の原則」という言葉のうち、「誠実」の語に関しては、明治期の判例にも数多く登場するが、これに対して、「信義」の語が登場する判例は、管見⁽⁴⁹¹⁾

(488) 前掲注(115)「(座談会)日本法学の回顧と展望」19頁＝『日本の法学』52頁＝『債権法における信義誠実の原則』462頁＝我妻栄「鳩山・穂積両先生の想い出」140頁。

(489) なお、牧野は、「有名な権利の濫用でも信義誠実の原則でも、そういう判例はわたくしのいわゆる具体的妥当性を説いているのだということができましよう」と述べているが（前掲注(115)「(座談会)日本法学の回顧と展望」21頁＝『日本の法学』56頁）、しかし、大正期の信義則ならびに権利濫用に関する判例において、牧野の見解は引用されていない。

(490) 前掲注(115)「(座談会)日本法学の回顧と展望」21頁＝『日本の法学』56頁＝『債権法における信義誠実の原則』465頁。

(491) 大判明治38・2・14民録11輯221頁、大判明治39・5・24民録12輯806頁、大判明治40・4・5

の及ぶ限りでは、明治期には存在していない。

イ 大正期

（ア）判例

【168】判例に「信義」の語が登場するのは、大正期に入ってからのもので、これには、以下の29例（【169】①～【197】⁽⁴⁹²⁾）がある。

① 東京控判大正４・３・17法律新聞1011号21頁・法律評論４巻商法107頁

【169】「信義」の語が登場する最初の裁判例である本件は、火災保険会社の普通保険約款中の免責特約の効力が争われた事案で、判旨は「被控訴会社カ保険契約ヲ締結スルニ当リテ右免責約款ヲ契約ノ内容タラシメントスルニハ予メ前掲免責約款ノ存スルコトヲ保険申込人ニ告知スルカ若クハ保険約款ヲ交付シテ知ラシムルノ方法ヲ講スルコトハ取引上信義ノ要求スル処」とする。

② 大判大正５・１・29民録22輯200頁

【170】本件は「信義誠実」の文言を用いた最初の大審院判例で、判旨は、履行遅滞の損害賠償責任を免除する特約は、債務者の故意による遅滞については、「若シ斯カル特約ヲ為スコトヲ得ルモノトセハ債務者ハ信義誠実ニ富ムニ非ルヨリハ容易ニ債務ヲ履行セサルニ至ルヘク債務者ニ対スル債務関係ノ拘束ハ著シク弛緩セラレ債権者ハ殆ト債権ノ実益ヲ取ムル能ハサルニ至ラン」と説示する。

③ 大判大正７・４・29民録24輯791頁

【171】本件は、詐害行為取消権の人的範囲が争われた事案で、絶対的効力説に立つ上告理由は「債務者ハ債権者ニ対シ自己ノ債務ヲ完全ニ履行スルノ責務ヲ有スル

民録13輯400頁、大判明治40・６・22民録13輯698頁、大判明治40・７・２民録13輯735頁、大判明治40・10・４民録13輯939頁、大判明治40・10・４民録13輯955頁、大決明治42・１・11民録15輯１頁、大判明治44・12・20民録17輯861頁、大判明治45・５・４民録18輯446頁、大判明治45・６・８民録18輯591頁など。

(492) 一方、「誠実」の語が登場する大正期の判例は、「信義」に関する判例よりも多いが、このうち、代理人・会社の取締役・後見人・親族会員等の職務執行（＝「権利の行使」）の際の「誠実」を論じた事案は（東京控判大正２・１・16法律新聞853号23頁・法律評論２巻民法53頁、大決大正２・10・４民録19輯748頁、大判大正４・５・25民録21輯806頁、大判大正４・10・７民録21巻1618頁、大判大正５・６・26民録22輯1238頁、大判大正７・12・14民録24輯2322頁、大判大正15・３・３法律新聞2557号13頁・法律評論15巻諸法329頁など）、代理権の濫用・親権の濫用と同様、「権利濫用禁止の原則」の領域と交錯する。一方、「信義誠実の原則」に固有の「義務の履行」に関する債務者の「誠実」義務を論ずる判例もある（大決大正４・７・26民録21輯1236頁、大判大正８・７・11民録25輯1305頁、大判大正８・10・９民録25輯1761頁など）。

カ故ニ債権者ノ利益ヲ害スル如キコトハ之レヲ避クルコトヲ要スルハ取引上信義ノ原則ノ命スルコトナリ」と主張したが、判旨は、相対的効力説に立つ従前の判例⁽⁴⁹³⁾の立場を維持した。⁽⁴⁹⁴⁾

④ 盛岡区判大正 7・5・30法律新聞1426号18頁・法律評論 7 卷民法506頁

【172】 婚姻予約の効力に関する本判決は、「此予約ヲ為シタル男女間ニハ一種ノ法律関係相生シ互ニ信義ヲ守リテ相当ノ時期ニ正式ノ婚姻ヲ成立セシムルコトヲ勉ムヘク故ナク之カ成立ヲ妨ケタルトキハ違約ノ責ヲ免レサルハ勿論時ニ或ハ不法行為タルコトアルヘク故ニ第三者ニ於テモ亦須ク兩者ノ関係ヲ敬重シ敢テ之ヲ冒瀆スルヲ得ス」と説示する。⁽⁴⁹⁵⁾

⑤ 大判大正 9・9・24民録26輯1343頁

【173】 本件は、再売買予約から35年後に予約完結権が行使された事案で、原判決は、「契約ノ趣意ハ取引上ノ信義ニ適合スル様之ヲ解釈」すべきであり、契約後の土地価格の騰貴にもかかわらず契約の拘束力を維持することは「信義ノ許ストコロ」ではないとしたが、大審院は「契約当事者ハ当初ノ約旨ニ従ヒ信義ヲ重シテ契約ヲ履行ス可キ義務アルモノニシテ価格ノ激変ヲ以テ其履行ヲ拒否スル事由ト為スヲ得ス」とした。事情変更原則が争点となった最初期の判例である。

⑥ 大判大正 9・12・18民録26輯1947頁

【174】 本件は、買戻権の行使の際に返還する「契約の費用」（民法579条）に僅少な不足があった事案で、判旨は「斯ル不足額ハ買主ニ於テ買戻ヲ為シタル売主ニ対シ弁済ヲ請求スルヲ得ヘキコト勿論ナリト雖モ斯ル不足アルヲ口実トシテ買戻ノ効力ヲ生セスト云フカ如キハ債権関係ヲ支配スル信義ノ原則ニ背反スルヲ以テ斯ル不足アルニ過キサルトキハ買戻ノ効力ヲ生スト解スルヲ相当トスレハナリ」と説示した。「信義ノ原則」を「債権関係ヲ支配スル」一般原則と位置づけている点が注目

(493) 大判明治44・3・24民録17輯117頁。なお、「上告理由第3点」では、鳩山『日本債権法総論』の許害行為取消権の個所が引用されている。【157】 [10]。

(494) [本件評釈] 鳩山秀夫・法学協会雑誌36巻10号（大正7年）109頁……〔所収〕『民事判例研究（第1巻）』（良書普及会、大正9年）26頁。

(495) なお、本件と同様、婚姻予約の効力が争われた事案につき、大判大正4・1・26民録21輯49頁は、「信義」ではなく「誠実」を問題としていた（「当事者カ相互間ニ将来婚姻ノ成立センコトヲ欲シテ誠実ニ之カ実行ヲ期シ其確乎タル信念ニ基キ之ヲ約スヘキモノナルコトハ其契約ノ性質上当然ルヘキ所ナリ」）。

される。

⑦ 大判大正10・11・8民録27輯1948頁

【175】 本件も金額の僅少な不足事例で、債務者が行った口頭の提供における準備金額の不足を理由に弁済提供の効果を否定した原判決に対し、債務者は上告理由で、前記⑥大判大正9・12・18を引用しつつ、「此程度ノ計数上ノ〔金額の僅少な〕誤差ハ以テ弁済提供ノ効果ヲ喪ハシムルモノニアラスト解スルコト取引上ノ信義ニ合スルモノナリト考フ而シテ殊ニ契約法ノ解釈ハ信義ノ原則ヲ重ンスヘキモノ」と主張した。だが、「大審院は契約を支配すべき『誠実信義の原則』から見て本件を如何に取扱ふべきかの根本問題を理由とする上告論旨には直接に取合はず、別に理由を立て、〔＝民法493条ただし書の「弁済の準備」の意義を緩く解した〕原判決を破毀して差戻した⁽⁴⁹⁶⁾」。

⑧ 大判大正10・11・22民録27輯1978頁

【176】 本件は、他人の権利の売買（Aの鉱業権をYが取得してXに売り渡す契約）において、Aが権利を他に売却してしまったため売主Yの債務が履行不能となった事案で、買主Xは、上告理由で「凡ソ債務者カ債務ノ履行ヲ為スニハ信義ノ觀念ニ従フコトヲ要スルハ民法ノ解釈上明カナル所ナリ（鳩山氏日本債権法総論93頁以下石坂氏日本民法375頁以下参照）〔＝【157】〔33〕〕故ニ債務者カ信義ニ従ヒ履行ノ責任ヲ尽ササリシ結果債務ノ履行カ不能ニ帰シタルトキハ債務者ニ於テ其責ニ任セサル可カラサルハ当然ナリ」と主張したが、判旨は、この場合のYの履行不能に帰責事由はないとした⁽⁴⁹⁷⁾。

⑨ 大判大正11・7・26民集1巻431頁

【177】 本件は、Xの土地の賃借人Yが、賃貸借の終了から復旧工事の完了まで賃料に加えて、当事者間で約定された損害賠償額の予定（民法420条）に基づく賠償も求められたため、上告理由で「本件ノ如ク債権者自身ノ行為ニ因リテ一面他人ヨリ賃金ヲ収メツツ他面賠償額ノ予定ニ依リテ二重ニ賃金相当ノ利益ヲ収メントスル請求ハ〔⑦〕之ヲ否定スヘキニアラサルカ〔④〕又賠償額ノ予定アリトハ云ヘスル二重

(496) 我妻栄「本件評釈」法学協会雑誌40巻6号（大正11年）173頁……〔所収〕『判例民法（大正10年度）』（有斐閣、大正12年）〔163事件〕554頁。

(497) 〔本件評釈〕田中誠二・法学協会雑誌40巻6号（大正11年）182頁……〔所収〕『判例民法（大正10年度）』（169事件）573頁。

ノ利益ヲ得ントスル請求ハ債権関係ヲ支配スル信義ノ原則ニ反スル所アラサルカ
 (御院判決録26輯28卷大正9年(オ)第663号同年12月18日判決〔=前記【174】⑥〕参照)〔㊟〕
 又予定額請求権ノ行使ナリトハ云ヘ如上ノ意義ニ於ケル請求ハ権利ノ行使ニ非スシ
 テ寧ロ権利ノ濫用ト謂フヘキニ非サルカ故ニ」、損害賠償額の予定の約定に基づく
 請求はできないと主張した事案であるが、判旨は、大判明治40・2・2民録13輯36
 頁の立場を踏襲して、「同条〔420条〕ハ債務ノ不履行アルトキハ損害ノ有無又ハ多
 少ヲ問ハス常ニ債権者ヲシテ予定ノ賠償額ヲ得セシムル趣旨ニ外ナラサルモノト解
 スヘキモノトス」⁽⁴⁹⁸⁾とした。

⑩ 大判大正11・11・13民集1巻649頁

【178】 本件は、他人の権利の売買において、売主Yが取得した不動産につき自己
 のために抵当権を設定したことが、履行不能に該当するかが争われた事案で、原判
 決が「民法第415条ニ所謂履行不能トハ物理的ニ義務ノ履行ヲ為スコト能ハサルニ
 至リタルコトヲ要セサルハ勿論ナレトモ少クトモ信義ノ原則ニ従ヒ實際取引上ノ通
 念ニ照シ義務履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルコトヲ要ス」としたうえ、本件事
 案では「信義ノ原則」に照らして履行不能と評価できないと認定したため、買主X
 が上告したが、判旨は、⁽⁴⁹⁹⁾原審の判断を維持した。

⑪ 大判大正11・11・25民集1巻684頁

【179】 本件は、XがYから鉄工業の工場用地として土地を賃借したが、工場機械設
 置等の許可に必要な土地賃貸人の連署をYが拒絶したため、Xが行った無催告解除
 の有効性が争われた事案で、Xは上告理由で「Yニ於テ本件〔連署の〕債務ヲ絶対
 ニ履行セサルノ意思極メテ明確ナル場合ニ於テ尚且一定日時ノ予告期間ヲ定メテ履
 行催告ヲ為サルヘカラサルノ必要アリトセンカ之実ニ信義ノ法則ニ反シ実験法則
 ヲ無視シタル不当ノ解釈ナリト謂ハサルヘカラス」と主張したが、判旨は、本件事
 案においても催告が必要であるとした。我妻栄・本件評釈は、「本件においてXの取

(498) 〔本件評釈〕平野義太郎・法学協会雑誌41巻5号(大正12年)183頁……〔所収〕『判例民法(大正11年度)』(有斐閣、大正13年)〔63事件〕259頁。

(499) 本件に関しては、鳩山秀夫の評釈がある。法学協会雑誌41巻8号(大正12年)185頁……〔所収〕『判例民法(大正11年度)』〔98事件〕418頁、『民法研究・第3巻(債権総論)』(岩波書店、大正15年)423頁。

訴がいかにも『信義ノ法則ニ反スル』様に思はるゝ」とする。⁽⁵⁰⁰⁾

⑫ 大判大正11・12・26民集 1 巻822頁

【180】 Bの抵当権が設定されたA所有の不動産をXが買い受けた後、Bの抵当権実行によりYに対する競落許可決定がされたため、Xは即時抗告の申立てをするとともに、抵当権者Bに対して被担保債権の弁済の提供・供託をした。だが、Xの即時抗告は棄却され、競落許可決定が確定した。Xの即時抗告が棄却された理由について、平野義太郎・本件評釈は「理由は判明しない」とするが⁽⁵⁰¹⁾、Xが「競売費用ノ如キハ競売完結前ニ之ヲ見計ルコトハ容易ニ非サレハXノ之カ見計リニ誤アリテ其ノ提供金額ニ右ノ如キ不足ヲ生シタリトスルモ弁済スヘキ金額ニ比シ真ニ些少ナレハ斯ル不足ヲ理由トシテ債務弁済ノ提供ヲ根本ヨリ無効ナリトスルハ債権関係ヲ支配スル信義ノ原則ニ背反スルヲ以テ依然Xノ提供ヲ有効ナリト解スルヲ至当トスル」と述べていることよりすれば、前記⑥・⑦と同様の、弁済提供の金額の僅少な不足が原因のようである。これに対して、Yは、たとえXの弁済の提供・供託が有効であったとしても、競落許可決定が確定した以上、Yの所有権取得に異議を申し立てる余地はないと主張したが、判旨は、Xの弁済提供・供託の有効性について検討することなく、競売の原因である債権が消滅している場合には、競売許可決定が確定しても競売による権利取得の効果は発生しないとする従来の判例の立場を踏襲⁽⁵⁰²⁾して、Xを勝訴させた。

⑬ 大判大正12・10・20民集 2 巻596頁

【181】 大正7年、X製鉄所はY鋼材株式会社との間で銑鉄の売買契約を締結したが、第1次世界大戦中の銑鉄価格高騰のためXは履行を遅滞し、Xは他からの買受を余儀なくされた。ところが、翌大正8年に大戦が終結して銑鉄価格が下落するや、XはYに対して銑鉄の引取を請求し、Yが受領を拒絶すると、契約を解除して損害賠償を請求する本件訴訟を提起した。原審はXの請求を認容したため、Yは上

(500) 我妻榮・法学協会雑誌41巻9号（大正12年）177頁……〔所収〕『判例民法（大正11年度）』〔102事件〕439頁。

(501) 平野義太郎・法学協会雑誌42巻1号（大正13年）144頁……〔所収〕『判例民法（大正11年度）』〔118事件〕491頁。

(502) 大判明治40・9・26民録14輯915頁、大判大正2・6・26民録19輯513頁、大判大正7・5・9民録24輯954頁、大判大正9・3・1民録26輯251頁。

告して債務不履行の過失相殺（民法418条）を援用し、「過失相殺ノ規定ハ信義公平則ニ出發シ取引上ニ不徳義行為ノ行ハルルコトヲ防遏スヘキ趣旨ヲ以テ設ケラレタルモノナルコトハ学者ノ多数カ説明スル所ナリ（スタウデインゲル民法註釋書7、8版77頁及同頁ニ掲ケル參考書）」、「若本件ノ如キ場合ニ対シテ過失相殺ノ適用ナキモノトセンカ法律ハ道徳上ノ義務ニ違背セル惡徳者ヲ保護シ此ノ規定カ信義公平則ニ出發シ殊ニ惡意排斥ヲ目的トスル精神ニ反スヘシ」と主張した。判旨は、「債權者ノ過失ニ因ル行為カ債務ノ不履行ニ因ル損害ノ發生ニ協力シタル場合ノミナラス債務ノ不履行ノミニ協力シタル場合ニ於テモ同条〔418条〕ノ適用アルモノト解スルヲ相当トス」として、Yの上告理由を認めた。⁽⁵⁰³⁾

⑭ 大決大正13・1・30民集3巻53頁

【182】 不動産の売主Aの保証人Bが競売により不動産を取得して登記を経由したため、買主XがBに対する所有権移転請求権保全の仮登記仮処分の申請をしたが、第1審裁判所はこれを却下、原審裁判所も、保証人Bには主債務者Aの債務不履行についての損害賠償義務はあるが、所有権移転登記義務のような売主固有の義務は負わないとの理由で、Xの抗告を却下したため、Xは大審院に抗告して「保証契約ノ当時ニ於テ保証人カ契約ノ目的物ヲ有スル本件ノ如キ場合ニアリテハ保証人ハ相手方ニ対シ主債務者カ其ノ債務ヲ履行セサル場合ニ於テハ自ラ保証人トシテカ履行ヲ為スヘキ責務ヲ引受ケタルモノト認ムルニ非サレハ取引上ノ觀念並信義公平ノ要求スル所ニ適応セサルモノト信ス」と主張、大審院はXの抗告理由を容れて、原判決を破毀して仮登記仮処分を認めた。⁽⁵⁰⁴⁾

⑮ 大判大正13・3・18刑集3巻230頁

【183】 本件は、金銭消費貸借の際に担保として提供した動産（黒木綿）が、以前に提示された見本品より劣等であるにもかかわらず、その旨を告知しなかった債務

(503) 鳩山秀夫「本件評釈」法学協会雑誌42巻12号（大正13年）168頁……〔所収〕『判例民事法（大正12年度）』（有斐閣、大正14年）〔109事件〕445-446頁、『民法研究・第3巻（債権総論）』430-431頁は、「此の如き事件に付て買主の主張のみを認むることが信義の原則に反することは明である。大審院は併し信義の原則に根拠を求むることなく、過失相殺の理を用ひて買主の保護を図った。私は大審院の態度に賛成すると共に其の用ひたるテクニックも正当であると思ふ」とする。

(504) 〔本件評釈〕末弘厳太郎・法学協会雑誌43巻2号（大正14年）113頁……〔所収〕『判例民事法（大正13年度）』（有斐閣、大正15年）〔10事件〕40頁。

者の消極的欺罔行為による詐欺罪が問われた刑事事件で、判旨は、「信義誠実ヲ旨トスル取引上ノ必要ニ鑑ミ本件ノ場合ニ於テ被告人ノ現ニ提供スル担保品カ前ニシタル見本ト異ル他物ナルトキハ被告人ハ之ヲ告知スルノ義務アリト解スルヲ相当」として、詐欺罪の成立を認めた。

⑯ 大判大正13・4・1 刑集 3 巻265頁

【184】 本件は、貨物引換証が不適式無効であったため、その交付をしないで貨物を荷受人に引き渡した運送人の背任罪が問われた刑事事件で、判旨は、「貨物引換証ノ交付ナクシテ貨物ヲ荷受人ニ引渡シ荷送人ノ財産上ノ損害ヲ生セシメタルトキハ荷送人ノ委託ニ反シ取引ノ通念タル信義誠実ノ原則ニ違背スル所為ニシテ……刑法第247条ノ背任罪ニ該当スル」とした。

⑰ 大判大正13・5・27民集 3 巻240頁

【185】 YX間の土地の売買契約で、登記移転と代金支払を同時履行とする約定がある場合に、売主Yが買主Xに登記所に出頭して代金支払するよう催告したが、Xは現金ではなく小切手を持参したため、Yは契約の本旨に従った履行の提供がないとの理由で、さらに催告をすることなく売買契約を解除した事案において、Xは上告理由で、「勿論トシテ即時契約ノ解除ヲ為シタルハ独リ法律上不適法ナルノミナラス信義誠実ヲ旨トスヘキ取引上ノ観念ニ戻リ始メヨリ故ラニ契約ノ解除ヲ為サンカ為ノ機会ヲ捉フヘク不信不義ノ挙措ニ出テタリトノ非難ヲ免レサルヘシ」、「此ノ事情〔登記所と銀行が近い小切手の現金化が容易な事情〕ヲ知悉シナカラ尚取引ノ実行ヲ拒絶スルカ如キハ信義誠実ヲ旨トスヘキ取引上ノ通念ニ悖リタル行為ナリト謂ハサルヘカラス」と主張したが、判旨は、Xの小切手提供は契約の本旨に従った履行の提供ではないとの前提に立ったうえで、解除権発生⁽⁵⁰⁵⁾の要件として改めて催告をする必要はないとした。

⑱ 大判大正13・7・15民集 3 巻362頁

【186】 本件は、催告解除における「相当の期間」の長短が争われた事案で、輸入品の売買契約の買主Xの売主Yに対する催告解除につき、Xが履行の催告で定めた期間は短きに失し、催告は無効であって解除権は発生しないとした原判決に対して、

(505) 〔本件事案〕舟橋諄一・法学協会雑誌43巻5号（大正14年）166頁……〔所収〕『判例民事法（大正13年度）』〔49事件〕211頁。

Xは上告理由で、鳩山秀夫の判例評釈（【157】⁽⁵⁰⁶⁾）を引用しつつ、「原判決カ債務者ハ該催告ヲ受ケテ始テ其ノ履行ノ準備ニ着手スヘキモノナルコトヲ前提トシテ期間ノ当否ヲ定ムルモノト為シタルハ民法第541条ヲ誤解シタルモノト言ハサルヘカラス」と主張、判旨は、Xの主張を容れて、次のように判示した。「相当ノ猶予期間アリテ履行ヲ為スニ於テハ相手方ハ契約ノ目的ヲ達スルコトヲ得テ解除ヲ為スノ必要ナケレハ単ニ不履行ノ一事ノミヲ以テ直ニ相手方ニ契約ノ解除ヲ許スハ信義公平ノ觀念ニ反シ穩当ナラスト認メタルニ因ル然ルニ右規定ニ依ル催告ニ於テ債務ノ不履行者カ其ノ催告ヲ受ケタル時ヨリ始メテ履行ノ準備ニ着手シ契約当初ノ履行期間ニ等シキ期間ヲ定ムルコトヲ要スルモノトセンカ債務不履行者ノ保護厚キニ失シ却テ其ノ怠慢ヲ助長スルノ虞アリ斯ノ如キハ又信義公平ノ觀念ニ反リ失当ナルコト明白ナレハナリ」。

①9 大判大正13・11・28法律新聞2382号16頁

【187】 本件は、前記①5大判大正13・3・18と同様の、沈黙による詐欺罪の成立を認めた刑事事件で、判旨は、「信義誠実ヲ旨トスル取引ノ通念上此ノ如キ場合ニ於テハ何人モ相手方ニ対シ真実ナル事実ヲ告知スル義務ヲ負担スルモノニシテ其ノ義務ニ違背シ沈黙スルトキハ之ニ因リ相手方ヲシテ認識ノ対象ヲ錯覚セシメ事実ノ判断ニ付キ錯誤ニ陥ラシムヘキモノナレハナリ」、「被告等ハ……財産状態カ支払不能ニ陥リ営業ヲ継続シ能ハサルニ至リタルニ拘ラス依然営業ヲ継続シ一般ニ取引ヲ為シタルハ取引ノ通念上信義誠実カ要求スル告知義務ニ違背シ沈黙シタルニ外ナラス」と説示する。

②0 大判大正14・7・3民集4巻395頁

【188】 本件は、記名株式の譲渡当事者の双方は、名義書換を請求する権利のみならず、名義書換に協力する義務を負う旨を説示した判例で、判旨は「信義誠実ヲ旨トスル取引ノ通義ニ従ヒ当事者双方ハ互ニ株式譲渡ノ事実ヲ会社ニ対シ明ニシ名義書換ヲ求ムル権利ヲ有シ又之ニ協力スル義務ヲ有スルモノト謂フヘシ」とする。⁽⁵⁰⁷⁾

(506) 〔初出〕法学協会雑誌37巻3号（大正8年）118頁。

(507) 田中誠二「本件評釈」法学協会雑誌44巻7号（大正15年）198頁……〔所収〕『判例民事法（大正14年度）』（有斐閣、昭和2年）〔60事件〕266頁は、「私は判旨に賛成である。只判旨が単に信義誠実の原則を云々して其の主なる根拠と為して居る点は問題である。今少しく精密な法律的構成が為し得ないものだらうか」とする。

② 大判大正14・10・28民集4巻656頁

【189】 本件は、将来発生すべき主債務の保証につき、発生時期や限度額の定めがない場合でも、保証契約は当然には無効にならないとした判例で、その理由につき、判旨は次のように説示する。「主債務ノ成立ニ先チ主債務者ノ財産状態ニ著シキ缺陷ヲ生シタルトキハ保証人ニ直ニ解約権ヲ行使スルヲ得ト解スヘキハ此ノ種ノ取引ニ於ケル当事者ノ意思解釈ヨリスルモ又信義ノ觀念ニ訴フルモ殊ニ此ノ後ノ点ハ民法第589条ノ注意ヲ類推スルモ当然ノ事ニ属スルカ故ニ本件ノ如キ保証ニ在リテハ保証人ハ過大ナル負担ノ下ニ苦マサルヲ得サル虞アリト云フカ如キハ寧ロ一片ノ杞憂ニ過キスト云フヘキナリ」⁽⁵⁰⁸⁾。

② 大判大正14・12・3民集4巻685頁（深川渡事件）

【190】 本件は、東京市内の肥料商Xと千葉県下の肥料商Yの大豆粕の売買において、引渡場所を単に「深川渡」とだけ約した事案で、判旨は、売主Xが特定の倉庫における引渡し準備が完了した旨を買主Yに通知した際、倉庫の所在を知らせなくとも履行の提供は有効であるとするが、その理由は次のようなものであった。「仮ニYカ之ヲ知ラサリシトスルモYニ於テ誠実ニ取引スルノ意思アラハ相手方ニ対スル一片ノ問合せニ依リ直ニ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシモノニシテ斯カル場合ニハ信義ノ原則ニ依リYハ右問合せヲ為スコトヲ要シ之ヲ怠リタルニ於テハ遅滞ノ責ヲ免ルルヲ得サルモノトス」⁽⁵⁰⁹⁾。

② 大決大正15・3・3民集5巻109頁

【191】 明治23年旧民事訴訟法は、債務者が執行停止のために提供した保証の返還に関する規定を有していなかったが、大正15年改正で、訴訟における担保の返還に関する規定が新設され（115条。平成8年現行民事訴訟法79条）、同条は執行における保証に準用されることとなった（513条3項。昭和54年民事執行法では117条）。本決定は、大正15年改正の公布直前の判例であるが、「相手方ハ保証ニ依リ担保セラルル

(508) 「本件評釈」平井三次・法学協会雑誌44巻11号（大正15年）158頁……〔所収〕『判例民事法（大正14年度）』〔107事件〕512頁。

(509) 我妻栄「本件評釈」法学協会雑誌44巻12号（大正15年）127頁……〔所収〕『判例民事法（大正14年度）』〔111事件〕542-543頁は、「協同行為としての債務の履行と云ふことに対する両当事者の所謂信義誠実の原則に基く義務の分配を認めねばならぬ。——と云ふのが判旨の根本の趣旨であると、私は解する」とする。

権利ヲ相当期間内ニ行使シ以テ其ノ同意ヲ与ヘ難キ理由アルコトヲ宣明スヘキハ信義ノ常道ヨリスルモ亦当ニ爾ラサルヘカラサルコトニ属ス⁽⁵¹⁰⁾」とする。

②④ 大判大正15・6・12民集5巻495頁

【192】 本件は、大正12年関東大震災の火災につき、保険契約に付されていた地震による火災を除外する免責特約（地震約款）の効力が争われた事案で、上告理由は「此ノ種ノ案件ニ対シテハ民法第418条ノ規定ヲ類推シ又ハ民法第90条ノ規定ニ基キ信義公平則ノ上ヨリ契約ノ解釈ヲ下シ以テ社会見解上相当ト認ムヘキ金額ノ支払ヲ求ムルヲ正当トスヘシ」と主張したが、判旨は、「本件保険契約者カ稀有ノ大震災ニ遭遇シ家ヲ焼キ財ヲ失ヒタルノ不幸ハ素ヨリ多大ノ同情ヲ値スルモノアリ」としつつも、地震約款の有効性を認め、「損害ノ補償ヲ保険者ニ求ムヘカラサルハ亦止ムヲ得サルモノ⁽⁵¹¹⁾」とした。

②⑤ 大判大正15・7・12民集5巻616頁

【193】 本件は、工場の賃貸借契約において、賃貸人Xの未払賃料の支払請求に対して、賃借人Yが敷金の返還請求権による相殺を主張した事案で、原審は、Yはまず未払賃料を支払ったうえで、敷金の返還を請求すべきとしたため、Yは上告理由で「斯ノ如キ見解ハ徒ニ時間ト手数トヲ空費シ実益ナキノミナラス取引ノ信義ニ反スルモノト謂ハサルヘカラス」、「賃借人ニ於テ延滞借賃ヲ全部弁済スルモ敷金ノ返還ヲ現実ニ受け得ルヤ否ヤノ危険ヲモ甘受スヘシト謂フハ実見上ノ通則ニ照シ平衡ノ觀念ト背馳シ取引ノ信義ニ悖ルモノトス」と主張したが、大審院は、原判決を支持⁽⁵¹²⁾してYの上告を棄却した。

②⑥ 大判大正15・10・12民集5巻726頁

【194】 大正10年借地法4条は「借地権消滅ノ場合ニ於テ」「土地所有者カ契約ノ更新ヲ欲セサルトキハ」借地権者に建物買取請求権を認める（賃貸人が賃借権の譲渡・転貸を承諾しない場合も同様。同法10条）。本件は、借地権者の債務不履行によって借

(510) 〔本件評釈〕加藤正治・法学協会雑誌44巻7号（大正15年）121頁、45巻2号（昭和2年）185頁……〔所収〕『判例民事法（大正15年・昭和元年度）』（有斐閣、昭和3年）〔15事件〕90頁。

(511) 〔本件評釈〕田中耕太郎・法学協会雑誌45巻8号（昭和2年）143頁……〔所収〕『判例民事法（大正15年・昭和元年度）』（64事件）337頁。

(512) 〔本件評釈〕乾政彦・法学協会雑誌45巻12号（昭和2年）131頁……〔所収〕『判例民事法（大正15年・昭和元年度）』（80事件）425頁。

地契約が解除された場合にも、建物買取請求権が認められるかが争われた事案で、大審院は、「借地人カ債務ノ不履行ニ因リテ契約ヲ解除セラレタルニ拘ラス直ニ其ノ契約ノ更新ヲ請求スルコトカ如何ニ信義ノ原則ニ反シ穩当ヲ缺クヤ言フヲ俟タサル所⁽⁵¹³⁾」として、建物買取請求権の発生を否定した。

②⑦ 大判大正15・10・14法律評論16巻民法152頁

【195】 本件は、Yの抵当権が設定されたAの土地につき、Xが売買契約を締結した際に、抵当権の対象となっているAの債務についてXが重疊の債務引受をした事案で、判旨は、「凡ソ債務者ハ信義誠実ノ原則ニ従ヒ債務ヲ履行スル意思ヲ以テ債務ヲ負担スルコトハ言フ俟タサル所ナルヲ以テ」、買主Xの債務不履行が原因でAX間の売買契約が解除された場合には、債務引受は失効しないとした。

②⑧ 大判大正15・11・25民集5巻763頁

【196】 本件は、約定の請負期間の期限到来前に、請負人Yが仕事を未完成のまま放置したとして、注文者Xが履行不能を理由に契約を解除した事案で、Xは第1審で勝訴したが、控訴審で敗訴したため上告し、原判決が「YカXノ行為ニヨリ自己ノ義務ハ履行不能ニ帰セシメラレタリト云フカ如キハ正ニ信義ノ原則ニ反スル不当ノ主張ト云フヘシ」、「Yノ不信ノ行動ニ勿体ヲ付ケ結局信義ノ原則ニ違背セル理由ヲ付シタル不当ノ判決ヲ言渡シタルモノニシテ破毀セラルヘキモノト信ス」と主張、判旨は「上告人〔注文者X〕の『信義の原則』に訴へた主張に巧みな法律構成を与へてこれを勝訴せしめ、原判決を破毀して差戻した」。⁽⁵¹⁴⁾

②⑨ 大判大正15・12・2民集5巻769頁

【197】 本件は、X銀行とAの当座貸越契約につきAの連帯保証人となったYらに対し、X銀行が貸越極度額の超過分も含む貸越金全額の弁済を求めた事案で、Yらは、

(513) 〔本件評釈〕我妻栄・法学協会雑誌45巻12号（昭和2年）138頁……〔所収〕『判例民事法（大正15年・昭和元年度）』〔97事件〕502頁。大正10年借地法4条・10条を引き継いだ平成3年借地借家法13条・14条においても、本件事案の論点は持ち越されたが、「もっとも、借地契約における借地権者の債務不履行による契約解除のための要件として、『信頼関係の破壊』の法理で判断するのが一般的理解となっている（……〔判例・学説略〕……）。その点とのかねあいからいえば、実質的に当事者間に信頼関係が保てないような状況で契約が解除された場合にまで借地権者による建物買取請求権を認めることは難しい」（『新基本法コンメンタール借地借家法（第2版）』（日本評論社、令和元年）85頁〔村田博史〕）。

(514) 我妻栄「本件評釈」法学協会雑誌45巻12号（昭和2年）146頁……〔所収〕『判例民事法（大正15年・昭和元年度）』〔104事件〕539頁。

「過振ニ関スル商慣習当座貸越契約並之ニ附帶スル保証契約ノ性質信義公平ノ原則経験ノ法則及本件契約締結ノ来歴等ニ鑑ミ貸越極度額2000円ニ対スル2、3割乃至5割ヲ超過セサル範囲内ニ於テ支払ハルル貸越極度超過金額ニ限定セラルル趣旨ナリト解スヘキモノニシテX銀行ノ請求スルカ如キ多大ノ金額ニ付テハ素ヨリ責任ナシ」と主張、大審院は、「銀行カ極度ヲ超過シテ信用ヲ与フル限度ハ自ラ制限セラレ其ノ範囲ハ取引ノ通念ニ照シ相当ナリト認め得ヘキ部分ニ止ルモノト謂ハサルヘカラス」と説示して、Yらの主張を認めた。

(イ) 学説

【198】 以上のように、判例において「信義」の語が登場するのは大正4年のことであったが（【169】①）、一方、鳩山秀夫の著作において「信義」の語が最初に登場するのは、管見の及ぶ限りでは、大正5年9月12日刊行の『日本債権法総論』で、しかも、その記述は、次のようなものであった。⁽⁵¹⁵⁾

債務者ハ信義ニ従ヒテ履行ヲ為スコトヲ要スルカ。独逸ノ民法ハ之ヲ必要トスルモノト規定ス（独242条Ⅱ1134条）。我民法ニハ特別ノ規定ナキモ同一ニ解スル学者アリ（石坂氏375頁）。余モ亦同様ニ解ス。然レドモ余ハ之ヲ以テ独立ノ原則トハ解セズ債務ノ本旨ニ従ヘリヤ否ヤヲ決スベキ標準ノ一ト為ス（註一）。

（註一）石坂氏ハ独立ノ原則ト解スルガ如シ、從ツテ此原則ヲ認ムルニ成文法上ノ根拠ヲ示サズ。余ハ債務ノ履行ハ債務ノ本旨ニ從フコトヲ要シ、而シテ債務ハ本来原則トシテハ一定ノ程度ノ信用關係ヲ前提トスルモノナリトイフヲ理由トセントス故ニ例外トシテ仇敵ニ或ル債務ヲ負担セシムル場合ノ如ク信義ヲ宥恕セザルモノニ付テハ此原則ノ適用ナシト解ス。

この記述からは、第1に、鳩山の信義則論は、石坂音四郎『日本民法・第3編 債権・第2巻』（有斐閣、明治45年）の影響を受けたものであることが分かる。なお、鳩山の引用は、同書の375頁のみであるが、石坂は「信義ノ原則」の表題の下に374-379頁の計6頁にわたって同原則を詳細に論じている。

だが、第2に、鳩山は、「信義ノ原則」を、石坂のように「独立ノ原則トハ解セ

(515) 〔本件事案〕末弘厳太郎・法学協会雑誌45巻12号（昭和2年）150頁……〔所収〕『判例民事法（大正15年・昭和元年度）』（105事件）543頁。

(516) 『日本債権法総論』（【94】）93-94頁。

ズ債務ノ本旨ニ従ヘリヤ否ヤヲ決スベキ標準ノ一」にすぎないとする。日本民法学史の第2期（学説継受・概念法学の時代）においては「法文の形式的適用によって生ずる実際的不合理を調整する原理としての信義則に大きな意義が与えられなかったこともごく自然であったといえよう」というのが今日の一般的な評価であるが、しかし、この評価は、鳩山には妥当しても、石坂には当てはまらない。⁽⁵¹⁷⁾

鳩山が、石坂説と同様の立場に改説するのは、大正13年「債権法に於ける信義誠実の原則」においてであり、我妻栄は、これを鳩山の「思想上の一転回」と評していたが⁽⁵¹⁸⁾（【113】）、石坂は、明治45年の段階から同説に立っている。

一方、大正期の判例のうち、①と②は大正5年鳩山『日本債権法総論』刊行前の判例であり、大正7～11年の判例（③⑥⑦⑨⑩⑫）は石坂の「信義ノ原則」の表現を用いている一方、鳩山と同じ「信義誠実ノ原則」の語が登場するのは、鳩山論文が発表された大正13年以降であることから（⑬⑭⑮）、結局、信義誠実の原則は、学説にあっては、明治45年の石坂音四郎の著作を嚆矢とし、また、大正期の判例理論の形成も、石坂説の影響と推測されるのであって、鳩山は大正13年になって石坂説に改説した「思想上の一転回」者にすぎない。

——だが、以上に対して、大正期の権利濫用論（ならびに不法行為理論）の形成については、鳩山が果たした役割は大きい。

（2）権利濫用

ア 明治期

【199】 判例における「濫用」の語の用例は、代理権の濫用・親権の濫用といった

(517) 磯村保・前掲注(464) 56頁。

(518) なお、牧野英一は、「信義誠実の原則は、わたくしは、民法の演習において川名さんから教わった。しかし、川名さんは、その民法論において少しも信義則を運用していない。石坂君も亦信義則を考えない」と述べているが（前掲注(115)「(座談会)日本法学の回顧と展望」19頁＝『日本の法学』52頁＝『債権法における信義誠実の原則』462頁＝我妻栄「鳩山・穂積両先生の思い出」140頁）、この言は、川名兼四郎や石坂音四郎が、鳩山のような信義則に関する独立論文を発表していないことを意味するにすぎない。

もっとも、筆者（七戸）が目を通した限りでは、川名の著作に、石坂『日本民法』の「信義ノ原則」のような記述を見出すことはできなかった。

(519) 前掲注(360)のほか、我妻栄「民法に於ける『信義則』理念の進展——鳩山教授の理論を中心として」『東京帝国大学学術大観（法学部・経済学部）』（東京帝国大学。昭和17年）130頁……〔所収〕『債権法における信義誠実の原則』前掲注(115)「付録一」448頁、『民法研究Ⅱ総則』（有斐閣、昭和41年）7頁。

個別領域では、すでに明治期より存在していたが⁽⁵²⁰⁾、一般原則としての権利濫用禁止原則については、大判明治35・5・16民録8輯5巻69頁が、古来の慣行に基づく権利としてYに認められてきた溜池の土俵築積によって、Xら所有の田畑が浸水被害を受けた事案につき、「Yノ権利行使ノ為メXカ損害ヲ被リタレハトテYニ於テ其賠償ノ責ヲ負フヘキ謂ハレナシ」と判示していた。《*Qui iure suo utitur, nemini facit iniuriam*（自己の権利を行使する者は、何人に対しても不法を行うものではない）》の法格言通りの判決である。

イ 大正期

【200】 大正期に入っても、代理権・親権・財産管理権の濫用に関する判例は相次いで登場している。一方、《自己の権利を行使する者は……》の法格言に対する例外則であるところの、権利濫用禁止の一般原則については、大正時代に入ると、以

(520) ①親権の濫用……明治民法896条は「父又ハ母カ親権ヲ濫用シ又ハ著シク不行跡ナルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢察官ノ請求ニ因リ其親権ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得」と規定していたことから（なお、同条は戦後の家族法改正で834条に引き継がれたが、平成23年改正で「濫用」の文言は消失した）、「濫用」の表現は、親権についてはボジューなものであった（大判明治35・2・24民録8輯2巻110頁、大判明治36・5・23民録9輯615頁、大判明治37・9・29民録10輯1190頁など）。

②後見人たる地位の濫用……このほか、後見人の地位の濫用に対して、親権の喪失の宣告に関する旧896条を準用して免職請求を認めた判例もある（大判明治40・9・26民録19輯899頁）。

③代理権の濫用……一方、平成29年民法（債権関係）改正で新設された107条の「代理権の濫用」についても、すでに明治期から判例がある（大判明治38・6・10民録11輯919頁など）。

④代表権の濫用……また、会社の取締役の権限の濫用に関する判例も、すでに明治期から登場していた（大判明治39・3・20民録12輯475頁など）。

(521) ①財産管理人の権限の濫用につき大判大正1・12・17民録18輯28巻1043頁、②代理権の濫用につき大判大正4・2・15民録21輯99頁、大判大正6・7・21民録23輯1168頁、大判大正9・10・21民録26輯1561頁、大判大正10・3・23民録27輯570頁、大判大正11・3・22刑集1巻160頁、大判大正14・12・21民集4巻743頁、③後見人の地位の濫用につき大判大正4・7・8民録21輯1379頁、大判大正6・6・25刑録23輯699頁、④会社の取締役の権限の濫用につき大判大正5・2・5法律新聞1109号26頁・法律評論5巻商法231頁、大判大正5・7・29法律新聞1158号26頁・法律評論5巻商法706頁、大判大正7・5・4民録24輯821頁、大判大正14・12・2大審院判例拾遺1巻民1頁、⑤親権の濫用につき大判大正5・4・20民録22輯726頁など。このほか、⑤被用者が使用者から授与された権限を濫用した場合に使用者が民法715条の責任を負うかも争われており（大判大正5・7・26法律新聞1145号12頁、大判大正5・7・29刑録22輯1240頁（附帯私訴）、大判大正6・6・11民録23輯1061頁）、前掲【157】[45]大判大正15・10・13民集5巻785頁の上告理由や、【157】[57]大判昭和8・4・18民集12巻807頁の上告理由では、715条の「事業ノ執行ニ付キ」（平成16年現代語化改正で「事業の執行について」に変更）要件に関する鳩山の外形標準説が援用されている。このほか、【157】[66]大判昭和11・6・8民集15巻928頁（郵便局の職員の職権の濫用に対する国の使用者責任が問われた事例）では、715条1項但書（ただし書）の「相当ノ注意」（「相當の注意」）の意味について、上告理由で鳩山説が引用されている。

下のような判例が登場するようになる。

① 大判大正5・12・22民録22輯2474頁（大阪アルカリ事件）

【201】 本件は、Y社（大阪アルカリ株式会社）の化学工場から排出される亜硫酸ガス・硫酸ガスによって米作・麦作の減収被害を受けた近隣の地主・小作人Xらが提起した不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟である。Y社は、上告理由において「仮令他人ノ権利ノ目的ニ対シ不利益ナル結果ヲ生スルコトアルモ其行為ニシテ不法性ヲ有セサル適法行為ナルトキハ不法行為ヲ構成スルコトナシ」として、前記【199】大判明治35・5・16を引用したうえ、さらに次のようにいう。

或ハ権利ノ行使モ適当ナル程度ヲ超ヘタル場合即チ所謂権利ノ濫用ニ因リ他人ノ権利ヲ侵害シタルトキハ不法行為ヲ構成スト説クモノアリ然レトモ此ノ如キハ「権利ハ他人ヲ害セサル様行使セサル可ラス」トノ慣習法アル英国ノ如キ若クハ「権利ノ行使カ単ニ他人ニ損害ヲ加フル目的ノミニ出ツルトキハ之ヲ許サス」ト云フ独逸民法第226条ノ如キ明文アル場合ニ於テノミ維持スルコトヲ得ル議論ニシテ此ノ如キ法規ノ存セサル我国ニ於テハ仮令如何ナル程度目的ヲ以テスルモ苟モ権利ノ行使タル以上ハ不法性ヲ有セス従テ不法行為ヲ構成スル余地ナキモノト言ハサルヲ得ス仏国ニ於テハ英独ノ如キ法規ナクシテ尚権利ノ濫用ハ不法行為ヲ構成シ得ル判例アルコトヲ援用シテ我国ニ応用セントスルモノアルモ思フニ仏国ニ於テモ其趣旨トスル所ハ結局慣習其他ノ理由ニ基キ権利ノ濫用ハ権利行使ノ外観アルモ其實権利ノ行使ニアラスト云フニ在リテ権利ノ行使ナルモ尚且不法行為ヲ構成スト言フモノニアラサルヘシ況ンヤ権利ノ濫用トハ他ニ適当ナル行使方法アルニ拘ハラズ濫リニ他人ニ損害ヲ及ホスヘキ方法ニ於テ行使スルコトヲ意味ス

要するに、英・独・仏で認められている権利濫用禁止の一般原則をわが国でも承認して、適法行為が不法行為を構成する場合があるとしても、本件事案においては、権利濫用の要件を満たしていない、というのである。

だが、「大審院判決は、適法行為による賠償責任の問題を論すべき好適の機会をもちながら上告人〔Y社〕のその点に関する上告論旨を回避しむしろ過失問題を論点の中心として被告会社〔Y社〕の責任を否認している⁽⁵²²⁾」。大審院は、不法行為の「過

(522) 末弘厳太郎「適法行為による『不法行為』」法律時報5巻7号（昭和8年）8頁……〔所収〕『民法雑記帳』（日本評論社、昭和15年）330頁、戒能通孝（編）『末弘著作集（第2版）Ⅲ民法

失」要件について、原判決の予見義務違反説を排して結果回避義務違反説を採用した点において、今日の「過失」要件の理解に連なる重要な説示を行ったが、しかし、上告理由の権利濫用論については、何らの応答もしなかったのである。⁽⁵²³⁾

【202】 なお、大阪アルカリ事件の上告理由ならびに大審院判決の「過失」要件に関する結果回避義務違反説については、東京帝国大学法科大学で英米法を教えたヘンリー・T・テリーの影響が指摘されている。⁽⁵²⁴⁾

しかし、上告理由の権利濫用論に関する外国法の参照のうち、ドイツ法とフランス法については、テリーの影響は考えにくい。大正5年の本判決以前に、権利濫用を扱った論稿には、牧野英一の明治37年「権利の濫用」⁽⁵²⁵⁾と、鳩山秀夫の明治44年「工業会社ノ営業行為ニ基ク損害賠償請求權ト不作爲ノ請求權」⁽⁵²⁶⁾があるが、川井健は「本件上告理由は、鳩山論文を利用したあとが随所にみられる」⁽⁵²⁷⁾とする。

② 大判大正7・9・18民録24輯1710頁

【203】 本件は、レコードメーカーX社が、YがX社の承諾なくレコードを複製・販売したため損害を受けたとして、その賠償を求めた事案である。

大判大正3・7・4刑録20輯1360頁（桃中軒雲右衛門事件）は、浪曲に著作権法上の保護はなく、したがって民法709条（旧規定）の「権利」侵害要件を満たさな

雑誌（下）』（日本評論社、昭和55年）255頁。

(523) その理由について、窪田充見『民法判例百選Ⅱ債権（第9版）』（別冊ジュリスト263号、令和5年）150-151頁は、本判決の当時は、侵害行為の「不法」性（違法性）と「過失」が分離していなかったためであるとする。

これに対して、鳩山秀夫は、本判決の評釈において、「過失」ではなく「違法性」を問題とすべきであったとしている（鳩山秀夫「本件評釈」〔初出〕法学協会雑誌35巻8号（大正6年）94頁……〔所収〕『民事判例研究（第1巻）』290頁、『民法研究・第4巻（債権各論）』（岩波書店、昭和4年）267頁「大審院は本件に於ける法律問題の要点を以て故意過失の問題となし而して之を否認したるが故に不法行為の成立を否認せり。然れども余は此点に就て反対の見解を有す。余の見る所を以てすれば問題の要点は会社の行為が故意過失の責任条件を具備したりや否やといふ不法行為の主観的成立要件に関するにはあらずして違法の要件を備ふるや否やといふ客観的成立要件に関するものとす」）。

(524) 瀬川信久「危険便益比較による過失判断——テリー教授から、ハンドの定式と大阪アルカリ事件まで」星野英一先生古稀祝賀『日本民法学の形成と課題（下）』（有斐閣、平成8年）835頁、大村敦志『不法行為判例に学ぶ——社会と法の接点』（有斐閣、平成23年）46頁。

(525) 〔初出〕法学協会雑誌22巻6号（明治37年）850頁……〔所収〕『法律に於ける進化と進歩』（有斐閣、大正13年）223頁。

(526) 〔初出〕法学協会雑誌29巻4号（明治44年）99頁……〔所収〕『民法研究・第4巻』308頁。

(527) 川井健・前掲注（462）224頁注（2）。

め、無許可複製に対する損害賠償請求権は発生しないとした。本件も、同様の浪曲レコードの無承諾複製の事案であつたらしい。そのため、X社は、営業権・人格権侵害、不正競争・公序良俗違反といった、著作権侵害以外の法律構成を主張したが、第1審・原審とも、X社の請求を棄却したため、X社が上告。

上告理由は上記のほか多岐にわたるが、上告理由第3点が、709条の「権利」侵害要件につき、「法益」侵害への拡張・「権利一般の不可侵性」論・「人格権」侵害を主張していることが目を惹く。一方、上告理由第5点は、「凡テノ権利ニハ自ラ其行使スヘキ限界アリ権利ノ限界ヲ超エタル行為ハ是レ権利ノ濫用ニシテ権利ノ濫用ハ適法行為ヲ変シテ不法行為タラシム是レ御院ノ既ニ認メラレタル法理也（大正6年1月22日大審院第2民事部判決民録第23輯14頁）」⁽⁵³⁰⁾ というものであつた。

だが、判旨は、以下のように述べて、Xの上告を棄却した。「何人ト雖法令ノ制限スル範囲内ニ於テハ他人ト同一ノ営業ヲ為スコトハ各人ノ自由ニシテ之カ為メニ他人ノ営業ニ影響ヲ及ボシ商品ノ販路ニ減少ヲ来タサシメ因テ以テ他人ノ営業上ノ損失ヲ被ラシムルコトアルニ至ルモ是固ヨリ自由競争ノ結果ニ外ナラサレハ之ヲ以テ他人ノ権利ヲ侵害スルモノト云フヲ得ス而シテ蓄音器音譜ニ付テモ著作権者ナキ以上ハ他人カ創製者ノ承諾ヲ得シテ其音譜ヲ複写シ之ヲ販売スルコトハ何等法令ノ禁止スル所ニ非サルヲ以テ各人ノ自由ナリト云フヘク之ニ依テ利益ヲ営ミ創製者ノ営業上ニ損失ヲ被ラシムルモ為メニ複製者ノ行為ヲ目シテ法律上所謂不正競争ト云フ能ハサルハ勿論公序良俗ニ反スルモノト云フヲ得サルト同時ニ創製者ノ人格権其他ノ権利ヲ侵害スル不法行為ナリト云フヲ得サルヲ以テ創製者ハ複製者ニ対シテ

(528) 能見善久「桃中軒雲右衛門事件と明治・大正の不法行為理論」学習院大学法学会雑誌44巻2号（平成21年）183頁、大村敦志・前掲注（524）80頁。

(529) 松井正道『著作権判例百選』（別冊ジュリスト91号、昭和62年）169頁。

(530) 能見善久・前掲注（528）214-215頁注34）は、鳩山秀夫「蓄音機レコード模写事件に関する意見書」蓄音機世界7巻6号（大正9年）165頁が、上告理由と、ほぼ同様の議論を展開していることから、本件訴訟で提出された意見書と推測している。大村敦志・前掲注（524）96頁も参照。

(531) なお、上告理由が引用する大判大正6・1・22民録23輯14頁は、Xの抵当権が設定されているA所有の建物につき、土地所有者Yによる土地明渡しの際の建物の解体・取去の方法が乱暴であつたため、抵当権者Xの物上代位の対象である解体木材の価値が下落したことに対する不法行為に基づく損害賠償を請求した事案で、判旨は「権利行使ノ場合ト雖モ故意又ハ過失ニ因リ其範囲ヲ超過シ失当ナル方法ヲ行ヒタルカ為メニ他人ノ権利ヲ侵害シタルトキハ侵害ノ程度ニ於テ不法行為タルモノト為ササル可カラス」としたが、「権利の濫用」の表現は用いられていない。

複写販売ノ差止並ニ損害ノ賠償ヲ求ムル權利ナキモノト云ハサルヘカラス」。

【204】 上告理由第5点の権利濫用の主張に対する応答は、前掲【199】大判明治35・5・16の《自己の権利を行使する者は、何人に対しても不法を行うものではない》の立場である。一方、上告理由第3点の709条の「権利」侵害要件については、明治期には「債権」が含まれるかが争われた。石坂音四郎は、ドイツ民法823条と同じく被侵害権利を絶対権に限定し債権を除外する立場をとったが、しかし、大正3年に末弘厳太郎が発表した「権利一般の不可侵性」論を、翌大正4年に判例が採用して、債権の侵害に対する不法行為責任を肯定する。

以後の債権に基づく妨害排除請求に関しては、否定例の後、肯定例が続くこととなるが、以上の論点につき、鳩山は、昭和5年刊行の『民法研究・第4巻』で明治44年の旧稿【202】に追加して、次のように述べている。

（補註）債権の侵害もまた不法行為となる。然れども本稿を草せる当時余は債権の侵害は不法行為とならざるものと解したりき（民法全書2巻515頁）、後改説せるも（増訂改版日本債権法総論5頁以下）債権の侵害よりは不作為の請求権は生ぜざるものと解す。

なお、戦後、最高裁は、権利一般の不可侵性論を否定して、土地の賃借権に限って（対抗要件を備えれば物権的効力を有することを理由に）妨害排除請求権を認める見解を採用した。

③ 大判大正8・3・3民録25輯356頁（信玄公旗掛松事件）

【205】 信玄公旗掛松事件の控訴審判決（東京控判大正7・7・26法律新聞1461号18頁）は、判決理由中で「権利の濫用」の語を用いた最初の裁判例である。

(532) 石坂音四郎「債権ハ第三者ニ依リテ侵害セラルルヲ得ルヤ」法学新報18巻7号（明治41年）23頁、8号38頁、9号16頁……〔所収〕『民法研究・第1巻』（有斐閣、明治44年）135頁。

(533) 末弘厳太郎「第三者ノ債権侵害ハ不法行為トナルカ」法曹記事14巻3号（大正3年）201頁、5号309頁。

(534) 大判大正4・3・10刑録21輯279頁（背任並附帯私訴）、大判大正4・3・20民録21輯395頁。

(535) 大判大正10・2・17民録27輯321頁。

(536) 大判大正10・10・15民録27輯1788頁、大判大正12・4・14民集2巻237頁、大判昭和5・9・17法律新聞3184号7頁・法律評論19巻民法1279頁。

(537) 前掲注（526）332-333頁。

(538) 最（2小）判昭和28・12・18民集7巻12号1515頁、最（2小）判昭和29・2・5民集8巻2号390頁、最（1小）判昭和29・6・17民集8巻6号1121頁、最（3小）判昭和30・4・5民集9巻4号431頁。

控訴人の如く鉄道運送経営者に在りては汽車の運転を為すことは権利の行使なりと認め得ざるに非ざるも此故を以て汽車運転の際濫に他人の権利を侵害し得べき理由なく従つて汽車運転の際故意又は過失に因り特に煙害予防の方法を施さずして煤煙に因りて他人の権利を侵害したるときは其行為は法律に於て認めたる範囲内に於て権利を行使したるものと認め難く却て権利の濫用にして違法の行為なりと為すを正当とするが故に、控訴人の事業に従事する者が煙害予防の爲め特に相当なる方法を行はずして松樹を枯死せしめたる以上は其行為の過失に出でたる違法の行為なること明かなりとすかかる原審の「権利の濫用」構成に対して、被告・国の上告理由第2点は、松本烝治『私法論文集・第2巻』所収の「煤煙ニ因ル相隣者間ノ権利侵害」論文⁽⁵³⁹⁾を採用しつつ、「権利ノ濫用」に該当しない旨を主張した。

これに対して、大審院は、結果的には国の上告を棄却したのであるが、ただし、判決理由は、前記②大正7年レコード複製事件の上告理由が引用していた大判大正6・1・22〔203〕を掲記するにとどまり「権利ノ濫用」の表現を用いていない。

④ 安濃津地判大正15・8・10法律新聞2648号11頁

【206】 以上①～③の判例は、いずれも不法行為に基づく損害賠償（金銭賠償）請求の事案であったが、本件は、Xの病院の隣接地に、採光・通風を妨げる工作物をYが設置したことから、Xが〔Ⅰ〕損害賠償請求のほか、〔Ⅱ〕妨害除去を請求した事案で、判旨は、〔Ⅰ〕損害賠償については、権利濫用論を用いて肯定するが、〔Ⅱ〕工作物の除去については、所有権に基づく妨害排除請求権によるとする。

〔Ⅰ〕凡ソ私権ノ行使ニ付テハ法令ニ依リ種々ノ制限ヲ附セラルルコトナキニ非スト雖モ其制限ナキ場合ニ於テモ猶權利者ハ無制限ニ其權利ヲ行使スルコトヲ許サルモノト解スルヲ相当トス我民法ニハ此点ニ関シ独乙民法第226条瑞西民法第2条ノ如キ明文ナシト雖モ權利ノ行使ト雖モ法律ニ於テ認メラレタル適當ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スコトヲ要スルコト明文ヲ俟ツ迄モナク固ヨリ当然ナリト謂ハサルヲ得ス蓋シ私権ノ行使トハ私権ノ内容タル諸種ノ権能ヲ實現セシムルノ謂ニ外ナラサルカ故ニ既ニ其内容ニシテ公序良俗ニ反スル濫用ナリト稱シ得ヘキ場合ニ於テハ之ヲ行使スルコトモ亦公序良俗ニ反スヘク従テ私権ノ範囲ニ属セサルモノトシテ之ヲ許スヘキニ非サルナ

(539) 〔初出〕法学志林15巻8号（大正元年）78頁……〔所収〕『私法論文集・第2巻』（厳松堂書店、大正5年）164頁。

リ故ニ権利者カ権利ノ行使ニ際シ其適当ナル範圍ヲ超越シテ失当ナル方法ヲ行ヒ故意又ハ過失ニ因リ他人ノ権利ヲ侵害シタル時ハ権利ノ濫用トシテ不法行為上ノ責任ヲ免レサルヘク権利ノ濫用ナル觀念ハ私権ノ総テニ亘リテ之ヲ認ムルコトヲ得ヘキモノニシテ特ニ所有權ヲ除外スヘキ理由ハ毫モ存スルコトナシ本件ニ於テヤカ自己ノ所有地内ニ本件工作物ヲ築造シタリト雖モ之カ築造ヲ必要トスル事態更ニナク且ツ多大ノ空地存在スルニ拘ハラス境界線ヨリ僅カニ1尺3寸ノ地点ニ右病舎ニ接触併行シテ前陳ノ構造形態ヲ有スル本件工作物ヲ築造シタルハ明カニ右第5病舎ノ所有權行使及業務ヲ妨害スル故意ニ出テタルモノニシテ洵ニ所有權ノ明白ナル濫用ナリト謂フヘク世上權利ノ濫用ト目セラルヘキ例多シト雖モ呼吸器病及結核病患者ヲ収容スル病舎ニ接触シテ同患者ノ最モ必要トスル清新ナル空氣日光ノ遮断流通ヲ阻害スヘキ設備ヲ為シ因テ無辜ノ患者ノ生命ニ危殆ヲ及ホサシメタル事件ノ如キハ蓋シ稀ナリト謂フヘク省ミサルノ甚シキモノト謂フヘシ而シテヤカ本件工作物ノ設置ニ因リXニ如上ノ損害ヲ生セシメタルコト前段認定ノ如クナルヲ以テ之カ損害ヲ賠償スヘキ義務アルハ勿論〔Ⅱ〕本件工作物ノ存続スル限りXニ於テ右病舎ニ対スル所有權ノ円満ナル状態ノ実現ヲ妨ケラルルコト明白ナレハ其妨害物タル本件工作物ヲ除去スヘキ義務アルモノトス或ハ所有權ノ侵害セラレタル場合ニハ不法行為ニ関スル一般ノ原則ニ從ヒ損害ノ賠償ヲ請求スヘク其賠償ノ方法ハ特別ノ規定又ハ特約ナキニ於テハ金銭の賠償ニ依ルヘキモノニシテ所有權ニ基キ妨害除去ノ請求ヲ為スコトヲ許容セサルカ如キ疑アリ由來我民法ニハ所有權ニ付テハ妨害除去ノ請求權ヲ認メタル法条アルモ所有權ニ基ク妨害除去ノ請求權ヲ認メタル明文ナシ然レトモ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ物ニ付テ一般的支配ヲ為スコトヲ目的トスル絶対權ナルカ故ニ他人ノ学措ニ依リテ其一般的支配ヲ妨害セラルル場合ニハ其円満ナル状態ヲ回復スル請求權ノ成立ヲ認ムヘク即チ妨害除去ノ請求權アルモノト謂ハサルヲ得ス

本判決も、鳩山説（【204】）と同様、權利濫用法理を〔Ⅰ〕不法行為に基づく損害賠償（金銭賠償）の要件判断の側面で用いる。また、本判決が、〔Ⅱ〕妨害排除の効果は不法行為の条文からは発生しないとしている点も、鳩山説と同様であるが、しかし、「債権の侵害よりは不作為の請求權は生ぜざるものと解す」る鳩山説に立った場合には、本件と異なり、物權（絶対權）以外の權利・法益侵害の事案に対しては、妨害排除・差止めの方法での救済が認められないことになる。

もっとも、大正12年の関東大震災後の「焼け跡の仮小屋問題」で鳩山が主張した「権利濫用」論（【110】）は、借家の焼失によって無権利者となった旧借家人から地主に対する積極的な権利主張はできないものの、地主の明渡請求を排除する結論の限りでは、地主の権利行使に対する差止めを認めたのと同様の機能を果たす。

ウ 昭和期

【207】ところが、昭和期に入ると、「焼け跡の仮小屋問題」の旧借家人とはまったく別類型の無権利者に対する権利者の権利行使を、権利濫用を理由に否定する判例が登場する。

① 大判昭和10・10・5民集14巻1965頁（宇奈月温泉事件）

周知のように、本件は、黒部鉄道Yの引湯管の通過する荒蕪地を所有者Aから取得したXが、Yに対して土地所有権に基づく妨害排除請求権を行使した事案である。YはAから土地使用权を取得していたと主張したが、しかし、Yの使用权原は結局認定されなかったので、Yの側から能動的・積極的にXに対する妨害排除・差止請求を行うことはできない。しかし、判旨は、権利濫用の抗弁をYに認めることで、結果的に、Yが差止請求を行ったのと同様の結論を導いた。⁽⁵⁴⁰⁾

② 大判昭和13・10・26民集17巻2057頁（高知鉄道事件）

本件は、高知鉄道Yが鉄道線路を敷設する際、Xの土地所有を否定して土砂を搬入し鉄道敷地としたことから、Xが土地所有権の確認と原状回復を請求した事案で、原審はXの所有権は確認したものの、権利濫用を理由に原状回復請求は否定したため、Xが上告したが、大審院は原審判断を維持した。⁽⁵⁴¹⁾

これら①・②の事案類型では、当事者間の力関係が「焼け跡の仮小屋問題」と完

(540) 穂積重遠「本件評釈」法学協会雑誌54巻4号（昭和11年）200頁……〔所収〕『判例民事法（昭和10年度）』（有斐閣、昭和11年）〔130事件〕528-529頁は、「Y会社は土地の使用权を正当に取得して居るのではないかも考へられる。尤も登記がしてないから第三者に対抗し得ぬといふ議論も出ようが、本件のXの如き者が果して民法177条に所謂第三者として保護せらるべきものであらうか。更に又、……、Y会社は……引水権（継続且表現の地役権）を既にXが其土地を買収する前に時効取得して居るとは云へないだらうか」とする。

(541) 戒能通孝「本件評釈」法学協会雑誌57巻4号（昭和14年）179-180頁……〔所収〕『判例民事法（昭和13年度）』（有斐閣、昭和14年）〔125事件〕480-481頁は、「本件を判旨を無条件に是認した場合、公益事業の起業者は……、工事を完成してしまへば原状回復義務を全然負担しないと云ふ結論になるかも知れず、又それを更に一步進めれば公益事業でなくても、相当巨額の費用さへ投ぜずれば、一切他人の権利を顧みなくてもよいとの結論を作る危険があることに注意しなくてはならぬ」とする。

全に逆であって、無権利者である①黒部鉄道・②高知鉄道が強大で、権利者である地主が弱小である。

鳩山の「適法行為による不法行為」論は、権利濫用の領域において、「焼け跡の仮小屋問題」における旧借家人保護までは到達したものの、その後の権利濫用の要件論における客観説の一般化と「権利濫用の濫用」⁽⁵⁴²⁾事案の登場以前に途絶してしまったのである。

(542) 不法行為の損害賠償（金銭賠償）の領域において昭和期に確立された相關関係説は、①加害者の侵害行為の違法性の程度と②被害者の被侵害権利・法益の重要性の程度を比較衡量する見解であったが、権利濫用の要件論における客観説の立場は、①権利行使者の主観的態様（シカーネ）を問題としない一方、②本来無権利者であったはずの相手方に、権利者の権利行使の排除を正当化させるだけの（＝法的保護に値する）一定の社会生活上の利益（＝法益）を措定したうえで、①権利行使者の権利と②相手方の社会生活上の利益とを比較衡量する。なお、②に関して、牧野英一は「焼け跡の仮小屋問題」で旧借家人の「生存権」を主張したが（【110】）。この主張は、今日の「人格権」を根拠とする差止請求の法律構成へと連なる）、鳩山にあっては、旧借家人はあくまでも無権利者であるとの前提から脱却することができなかった。